

# 佐倉市におけるこれからの学校の あり方に係る基本方針



令和8年3月  
佐倉市教育委員会

## はじめに

佐倉市においても、少子化の進展に伴い、児童生徒数の減少が近年顕著になっております。現状のままでは、今後市内全域でクラス替えができず、さらには複式学級を編成せざるをえない規模の学校が、多く発生することも想定されます。

さらに、高度情報化、グローバル化といった社会の変化に伴う新たな学びへの対応や児童生徒の多様化などにより、教職員一人当たりの業務負担が増加するなど、学校教育を取り巻く環境に劇的な変化が訪れていると、そのように認識をしているところでございます。

このような新たな教育課題に対応し、未来ある子どもたちの「生きる力」を培うことのできる、これからの学校教育のあり方をしっかりと見定め、将来にわたって、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上に資する教育環境を創りあげていく責務を果たしていく必要があると考え、この「佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針」を策定する運びといたしました。

策定にあたりましては、「佐倉市におけるこれからの学校のあり方懇話会」を立ち上げ、各委員それぞれの知見や経験からご意見を賜りながら検討を進めるとともに、児童生徒や保護者、多く市民からもご意見を頂戴したところであります。その中で、これから目指すべき学校教育のあり方を「ひと」と“知”と“社会”とつながる佐倉の学校教育」と決めました。これは、学校という場で、仲間や先生方、関係する人びととともに学び、過ごすことを通じて、従来からの「つながり」をさらに深めると同時に、新たな「つながり」を得て、豊かな人生を切り拓いてほしいという願いであります。

本基本方針に基づき、児童生徒、保護者や地域関係者との対話を重ね、ご理解とご協力をいただき、こどもたち一人ひとりが輝ける教育環境の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本基本方針の策定にあたりご尽力を賜りました、「佐倉市におけるこれからの学校のあり方懇話会」委員の皆様や、貴重なご意見を頂きました児童生徒や保護者をはじめとした市民の皆様、学校関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

佐倉市教育委員会  
教育長 圓城寺 一雄

# 目次

第1章 基本方針について	1
1. 基本方針の策定目的	1
2. 基本方針の位置付け	2
3. 基本方針の期間	2
4. 検討体制と検討経過	3
第2章 目指すべきこれからの学校教育のあり方	5
1. 教育ビジョンと教育大綱	5
2. 第4期教育振興基本計画	6
3. 学習指導要領	7
4. 本市が目指す学校教育のあり方	8
第3章 学校教育の現状	10
1. 児童生徒数の減少に伴う影響への対応に関する事	10
2. 時代の変化に対応した最適な指導・学習に関する事	15
3. 多様な教育ニーズへの対応に関する事	21
4. 学校と地域の関わり方に関する事	24
5. 将来を見据えた学校施設の整備に関する事	28
第4章 目指すべきこれからの学校教育のあり方の実現に向けた課題	31
1. 本市の学校教育が抱える問題の構造	31
2. 目指すべきこれからの学校教育のあり方の実現に向けた課題	32
第5章 目指すべきこれからの学校教育のあり方の実現に向けた基本方針	33
1. 学校再編への取組	33
2. 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進	39
3. 教職員の働き方改革の推進	43
4. 多様な教育ニーズへの支援体制の充実	47
5. 小中一貫教育の導入検討	51
第6章 基本方針の推進に向けて	58
1. 基本方針の周知	58
2. 取組の推進	58
3. おわりに	59
用語解説	61

## 第1章 基本方針について

### 1. 基本方針の策定目的

佐倉市（以下「本市」という。）では、2019（令和元）年度に教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、「第3次佐倉教育ビジョン」（以下「教育ビジョン」という。）を策定しました。教育ビジョンでは、基本理念を「わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとつづくり”」と定め、「教育は人づくり」という考えのもと、誰もが学びを通じて自己肯定感を高め、個性や才能を開花させ、心豊かに、充実した自分らしい人生を歩むことを目指しています。そして、そのような人づくりが、地域の活力や伝統文化の継承・創造につながり、希望に満ちた未来を築くという願いを「輝く」という言葉に込めています。

この教育ビジョン策定後、新型コロナウイルス感染症の流行が発生しました。感染拡大の懸念から学校は臨時休校となり、当たり前のように存在していた学校に通えない状況が続いた中で、学校は、学習機会の保障だけでなく、こどもたちの全人的な成長を支える場であり、安心して人とつながることができる「居場所」としての福祉的な役割も担っていることを、改めて認識する契機となりました。

また、感染拡大を受けて、GIGAスクール構想が前倒しで推進され、児童生徒1人に1台のタブレット端末が整備されるなど、教育のデジタル化が急速に進展しました。こうした動きは、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速が求められる中、教育現場においても、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導に関するデータの蓄積・分析・利活用を通じて、こどもたちが自ら学習の見通しを立てたり、状況を把握したり、新たな学習方法を見出すなどの効果が期待されています。今後は、これまでの教育実践とICTの活用を適切に組み合わせ、より効果的な学びの環境づくりが求められます。

一方で、学校現場では、近年の社会環境の変化により、教員の業務負担が増大し、多様な課題が顕在化しています。具体的には、核家族化や共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化などが挙げられます。また、知識の暗記に偏った学びや、同調圧力を感じる学校文化の中で、こどもたちが自ら考え、他者と協働する力を十分に育むことが難しくなっているという指摘もあります。さらに、不登校や日本語指導、特別な支援を必要とする児童生徒の増加も見られます。

こうした学校現場を取り巻くさまざまな現状や、人口減少・少子化により、今後更なる減少が想定される児童生徒数を踏まえ、佐倉市では、教育ビジョンの基本理念のもと、こどもたちの資質・能力をより確実に育成するための望ましい学校の姿を示す『佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針』（以下「本基本方針」という。）を策定することとしました。

本基本方針に基づき、児童生徒、保護者や地域関係者との対話を重ね、ご理解とご協力をいただき、こどもたち一人ひとりが輝ける教育環境の実現に向けて取り組んでまいります。

## 2. 基本方針の位置付け

本基本方針は、教育ビジョンや佐倉市教育大綱の学校教育に関する部分をより具体化するとともに、教育ビジョン策定時以降に示された、国や県が策定する教育振興基本計画の内容等の反映や、新たに見えてきた課題等への対応方針を位置付けるものです。

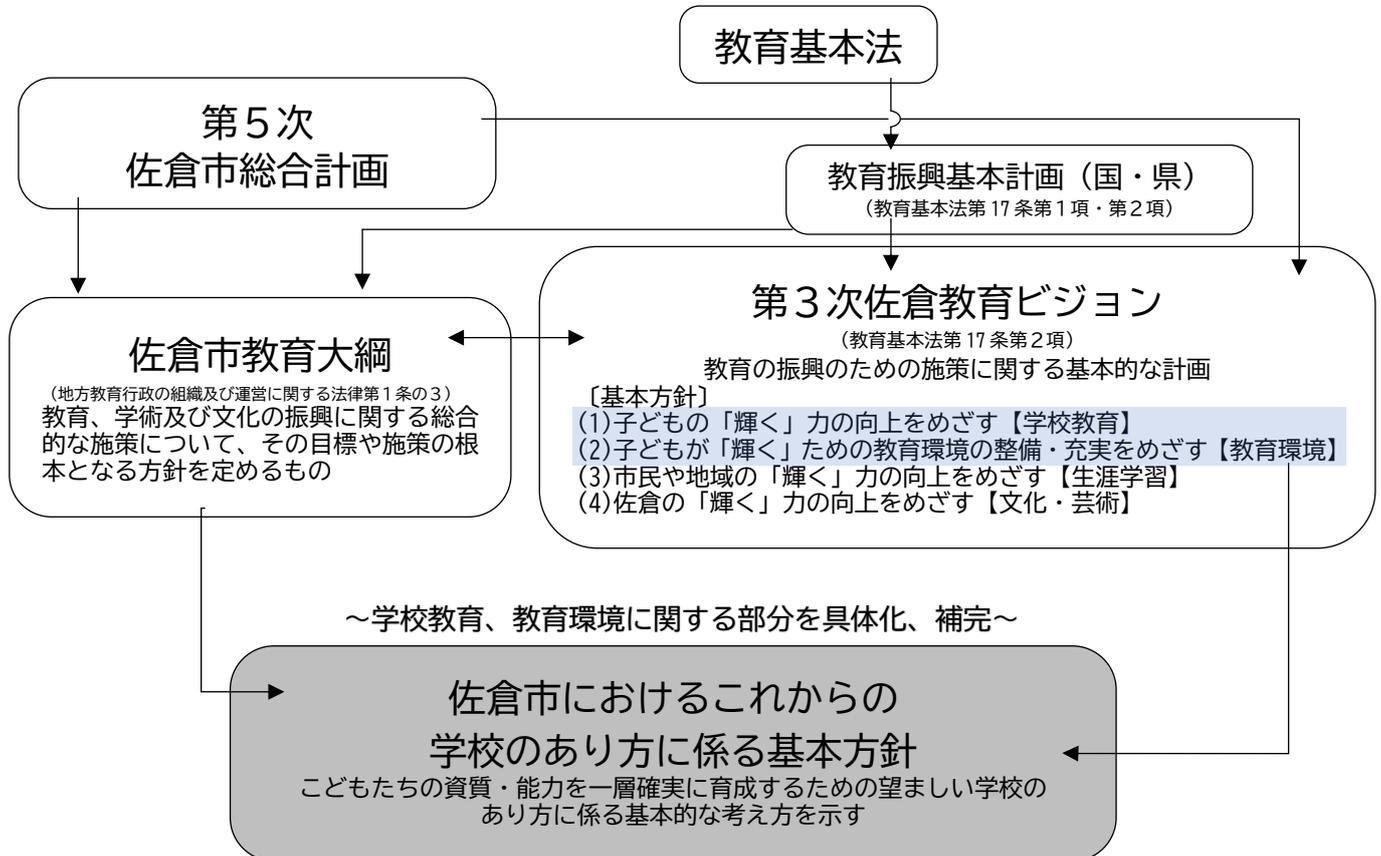


図1 基本方針の位置付け

## 3. 基本方針の期間

本基本方針は、教育ビジョンを補完するために策定するものであることから、教育ビジョンの計画期間と同様に、2026（令和8）年度から2031（令和13）年度までとします。

## 4. 検討体制と検討経過

### (1) 検討体制

本基本方針は、学校教育に精通した学識経験者、小中学校長、公募市民の計6名で構成する「佐倉市におけるこれからの学校のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置し、学校現場を取り巻く5つのテーマごとに現状を示し、それらについて意見を頂きながら検討を進めてきました。

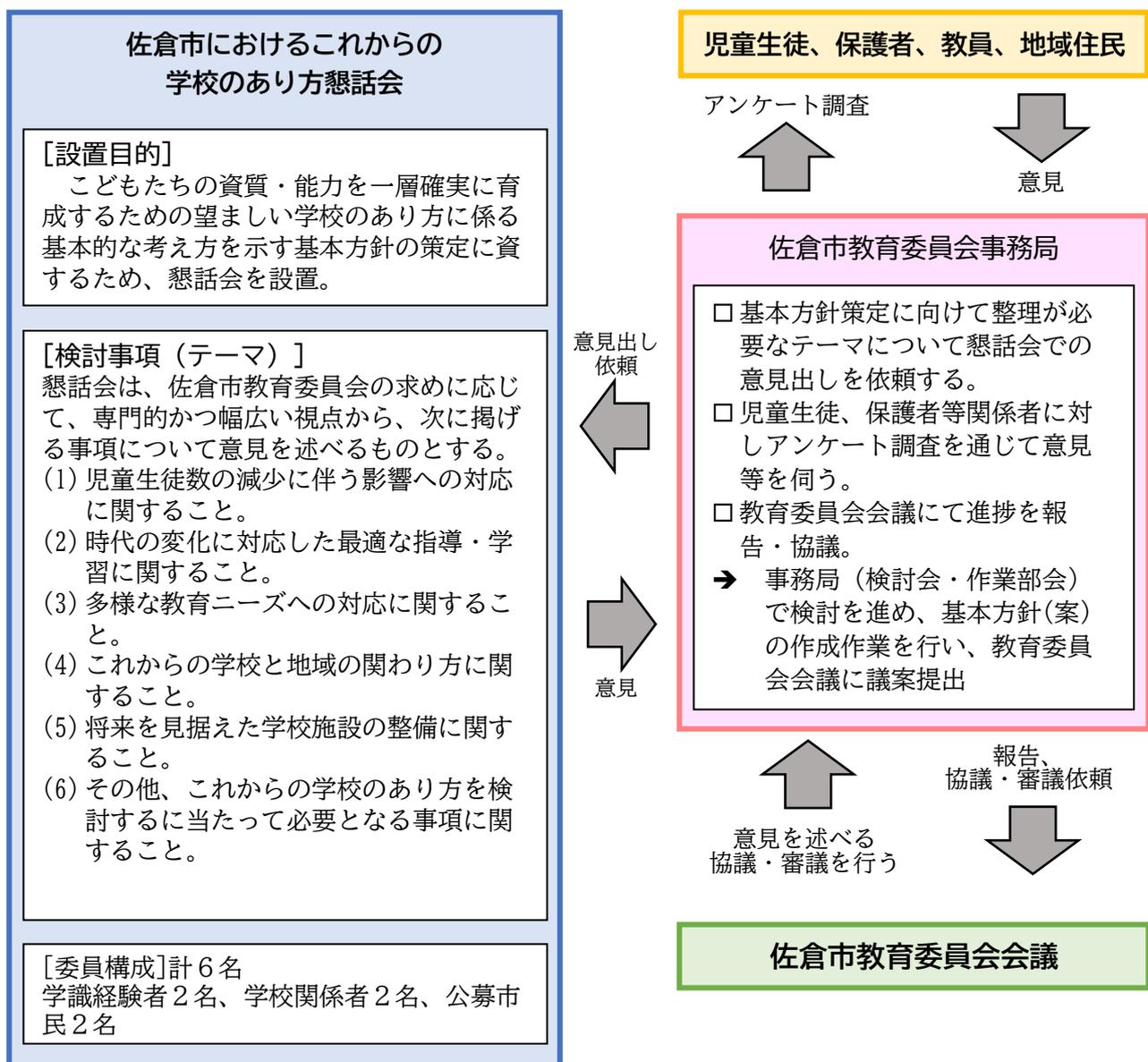


図2 基本方針の検討体制

## (2) 検討経過

## &lt;懇話会での議論の経過&gt;

開催日	議事
第1回 令和6年8月14日	① 会長、副会長の選任 ② 懇話会の運営について ③ 「(仮称)佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針」について ④ アンケート調査票(素案)について
第2回 令和6年10月10日	① 児童生徒数の減少に伴う影響への対応について ② アンケート調査票(案)について
第3回 令和7年1月14日	① アンケート結果の概要について ② 多様な教育ニーズへの対応に関すること ③ 将来を見据えた学校施設の整備に関すること
第4回 令和7年3月26日	① これまでの議論の振り返りと基本方針の構成案について ② 時代の変化に対応した最適な指導・学習に関すること
第5回 令和7年5月14日	① これからの学校と地域の関わり方に関すること ② (仮称)佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針について(第2章・第4章)
第6回 令和7年8月6日	(仮称)佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針(素案)について
第7回 令和7年10月30日	(仮称)佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針(素案)について

## &lt;アンケート調査の実施概要&gt;

調査対象	児童生徒	児童生徒保護者	教員	市民	未就学児保護者
抽出方法	児童：4～6年生 生徒：全学年	全児童生徒の保護者	市内小中学校に勤務する教員	市域を3区分 <sup>※1</sup> し、住民基本台帳から、満15歳以上80歳未満の市民を無作為抽出	住民基本台帳から、未就学児(0～5歳児)を無作為抽出
回答方法	Web回答フォームにて回答収集				
回答期間	令和6年10月28日～令和6年11月15日				

※1…学区の指定状況や人口バランス等を踏まえて、①佐倉・根郷・和田・弥富地区、②臼井・千代田地区、③志津地区の3地区に区分。

	児童	生徒	児童保護者	生徒保護者	教員	市民	未就学児保護者
配付数(a)	3,988	3,927	5,752	3,665	765	①②③各1,600、計4,800	800
回答数(b)	3,524	3,200	2,045	1,156	555	1,117	345
回答率(b)/(a)	88.4%	81.5%	35.6%	31.5%	72.5%	23.2%	43.1%

## 第2章 目指すべきこれからの学校教育のあり方

本市では、国が定めた第3期教育振興基本計画に基づき、教育ビジョンを定め、各教育施策を総合的かつ効果的に推進しています（2ページ参照）。教育ビジョンがスタートした2020（令和2）年度以降、国においては2023（令和5）年6月から第4期教育振興基本計画をスタートさせ、2024（令和6）年12月からは次期学習指導要領の議論を開始しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行などにより学校教育は短期間で大きく変化してきました。こうした新たな国の動きや社会情勢を機微に捉え、教育ビジョンを補完する、新たな学校教育のあり方を示すこととしました。

### 1. 教育ビジョンと教育大綱

本市では、教育ビジョンの他、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める佐倉市教育大綱（以下「大綱」という。）を策定し、2024（令和6）年度からスタートしています。教育ビジョンと大綱は、基本理念「-わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”-」を共有し、学校教育や教育環境、生涯学習、文化・芸術などの様々な分野の方向性を示しているものです。

#### 【第3次佐倉教育ビジョン】

基本理念	わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く“佐倉のひとづくり”	
目指すべき佐倉市民像	(1) 思いやりのある豊かな心を持ち、自然や文化を大切にする人 (2) よく学び、自ら考え、進んで行動する人 (3) 佐倉への愛着と国際的な視野を持って社会に関わる人	
基本方針	こどもの「輝く」力の向上をめざす[学校教育]	こどもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざす[教育環境]
施策の方向性	・学力向上・学習内容の充実に取り組みます ・豊かな人間性を育む教育に取り組みます	・良好な学習環境を整備します ・地域に開かれた学校運営を行います ・安心して学校に通える環境を提供します

#### 【佐倉市教育大綱】

基本方針1	生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します
	「様々な能力を開花することができる教育を目指す」「心の教育を推進」「ふるさと佐倉への愛着と誇りを涵養」「人権意識を醸成」「平和の大切さを広め、国際交流や異なった文化を理解するための取り組みを実施」
基本方針2	学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します
	「地域に開かれた学校づくりを推進」「学校・家庭・地域が互いの役割を果たし、絆を深め、助け合いながら連携」「誰一人取り残さない学びの保障」「誰もが安全に安心して学校に通える環境を整備」「いじめ根絶の取り組み」

## 2. 第4期教育振興基本計画

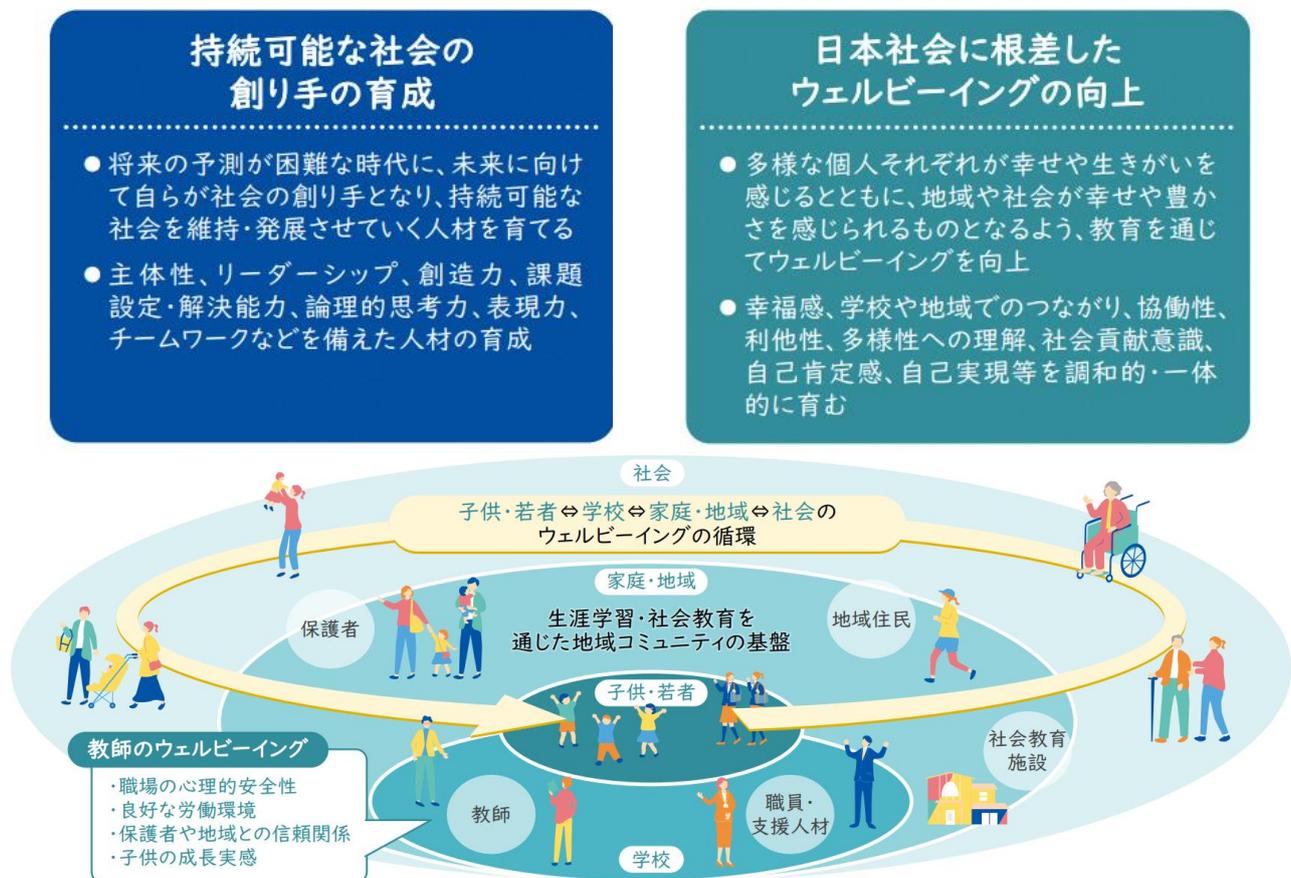
国では、将来の予測が困難な時代において、教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」として、2023（令和5）年6月に『第4期教育振興基本計画』を策定しました。

この計画では、2040（令和22）年以降の社会を見据えた教育政策の基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。これらは、今後の日本が目指すべき社会と個人の在り方を示す重要な概念であり、相互に循環する形で実現に向けた取り組みが求められています。

「ウェルビーイング」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指し、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会全体が豊かさを感じられる状態も含まれます。

また、日本の社会・文化的背景を踏まえ、自己肯定感や自己実現といった獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育むことが重要です。教育を通じて、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングの向上が求められています。

さらに、学校において子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングの確保が不可欠です。学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要であり、子どもの成長実感や保護者・地域との信頼関係、職場の心理的安全性、良好な労働環境などが整っていることが求められるとしています。



出典：第4期教育振興基本計画リーフレット（文部科学省）（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm)）

図3 教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

### 3. 学習指導要領

学習指導要領とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき文部科学大臣が公示するものであり、全国的に一定の教育水準を確保する観点から、各学校が編成する教育課程の基準として位置付けられています。学習指導要領には、各教科等の目標や大まかな内容が定められており、これを基に教育課程の編成や授業が展開されています。現在の学習指導要領では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を、より確実に育成することを目的としています。そのため、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が理念として掲げられています。また、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出せるよう、すべての教科等は、①知識及び技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性等の三つの柱で再整理されており、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を通じて、学習内容の深い理解と資質・能力の習得を促すことが重要とされています。

2021（令和3）年1月には、中央教育審議会より、目指すべき新しい時代の学校教育の姿として『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～』が提言されました。授業においては、「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、さらにその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、両者を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていく必要があるとしています。

加えて、2024（令和6）年12月には、文部科学大臣が中央教育審議会に対して次期学習指導要領の改訂について諮問し、議論が開始されました。この議論では、これまでの良い部分を継承しつつ、現行の課題を乗り越えることが求められています。教師の努力と熱意に過度に依存することなく、中央教育審議会の答申に基づいて教師の勤務環境整備と整合を図りながら、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展させることが必要として、4つの論点に基づく検討が進められています。



出典：初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問のポイント：概要版）（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/mext_00003.html)  
 図4 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方検討の論点

#### 4. 本市が目指す学校教育のあり方

こどもたち一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、そのことにより未来が希望に満ちた、明るいものとなることの願いを継承しつつ、懇話会からの意見やアンケート調査結果などを参考に、目指すべき学校教育の姿を表すスローガンを以下のとおり定め、佐倉ならではの学校教育を展開することとします。

#### 【本市が目指す学校教育のあり方】

“ひと”と“知”と“社会”とつながる佐倉の学校教育

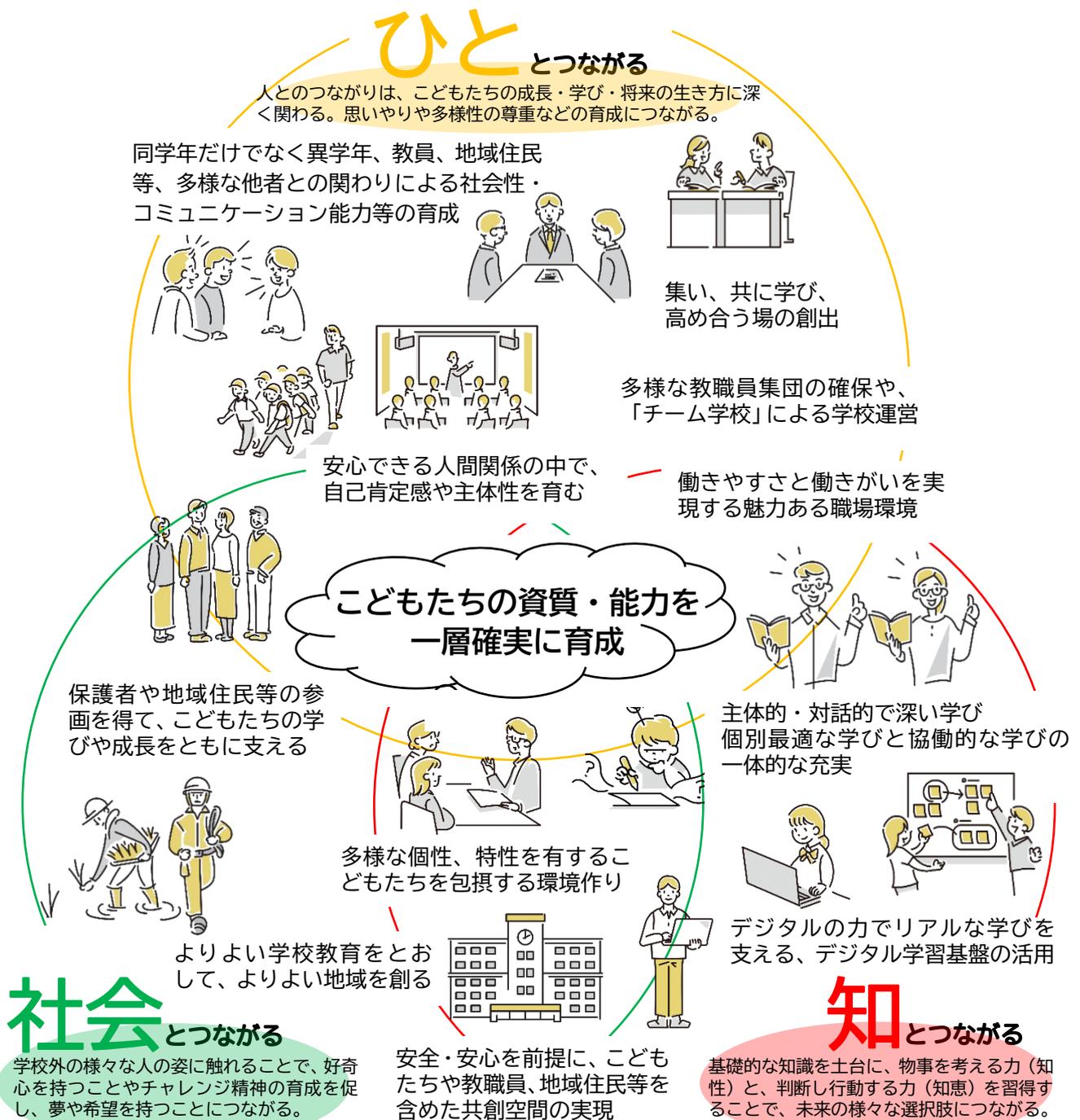


図5 本市が目指す学校教育のあり方イメージ

～スローガンに込めた思い～

### 「ひと」とつながる

人とつながりは、子どもたちの成長・学び・将来の生き方に深く関わるものです。友達や先生とつながることで、心を育て、学び合い、安心できる居場所を作ることができ、意見の違いや考えの共有を通して、学びが深まります。また、これからの社会で生きていくためにはコミュニケーション能力の向上が不可欠です。人と協力する力や自分の思いを伝える力、他人と関わることで自分の特徴や価値観に気づき、他者の背景や感じ方を理解することで、思いやりや共感力、多様性の尊重などの育成につながると考えます。

### 「知」とつながる

基礎的な知識を身につけるだけでなく、得た知識が土台となって物事を考える力（知性）となり、それが日常生活などの現実の中で判断し行動する力（知恵）を活かして、未来の様々な選択肢へとつながってほしいと考えます。そのためには、教科横断的な学びや、発達の種類や段階に応じた連続性のある学びなどをおして、各教科で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できることを目指す授業の実現が必要と考えます。

### 「社会」とつながる

学校は子どもたちが現実の社会と関わりながら学び・成長する仕組みとしての意味と役割があります。学校外の様々な人の姿に触れることで、好奇心を持つことやチャレンジ精神の育成を促し、さらには夢や希望を持つことにつながると考えます。また、教室の中だけで完結しない学びを通じて、学校で得た知をどのように活かすかという主体性や自分で学んでいく力をさらに向上させることが期待されます。

#### 懇話会の意見から見えるキーワード

心を育てる 好奇心 褒める コミュニケーション能力 主体性 自分で学んでいく力  
伸ばすところを伸ばす 失敗から学ぶ 学び合い 自分と競争 チャレンジ

#### アンケート調査結果から見えるキーワード

※下線部は児童生徒からの意見含む

新しいものに挑戦 英語教育 教員の資質・指導力の向上 善悪の判断 小中連携  
キャリア教育 積極的に学び行動 確かな学力 夢や希望を持つ 施設整備 道徳  
健康・体力 思いやり 支援体制の充実 コミュニケーション能力

### 第3章 学校教育の現状

#### 1. 児童生徒数の減少に伴う影響への対応に関すること

- ・本市の児童・生徒数は1985（昭和60）年をピークに、2025（令和7）年には1/2程度まで減少しており、2060（令和42）年にはピーク時の1/5程度に減少する見込み。（図6）
- ・2025（令和7）年現在、小学校は5校が単学級。2060（令和42）年には19校が単学級、中学校は5校が単学級になる見込み。（図7、表1）
- ・小規模校化により、きめ細かな学習支援が可能などの効果がある一方、学習面、生活・環境面、運営面からの課題が指摘されている。（図8、図9）
- ・和田小学校、弥富小学校では、複式学級の解消による学校の活性化ときめ細かい指導を目的として、学校選択制の類型の1つである「特認校」制度を導入している。
- ・教員の年齢構成は、近年では以前に比べ40代の教員の割合が減少。（図10）
- ・学校に配置される教員数は学級数に基づき配置されており、学級数が少ない学校では一人の教員が様々な校務を担当せざるを得ない状況が発生。
- ・産休・育休取得者や特別支援学級の増加、臨時的任用教員等の講師の確保が困難といった背景により、教員不足が発生。（表2）また、中学校では教科担任制による授業実施の中、一部の教科では免許外教科指導を実施せざるを得ない状況。（表3）
- ・教員1人当たりの平均時間外在校等時間は、労働基準法で定める上限（45時間）に近い水準となっている。（図11）

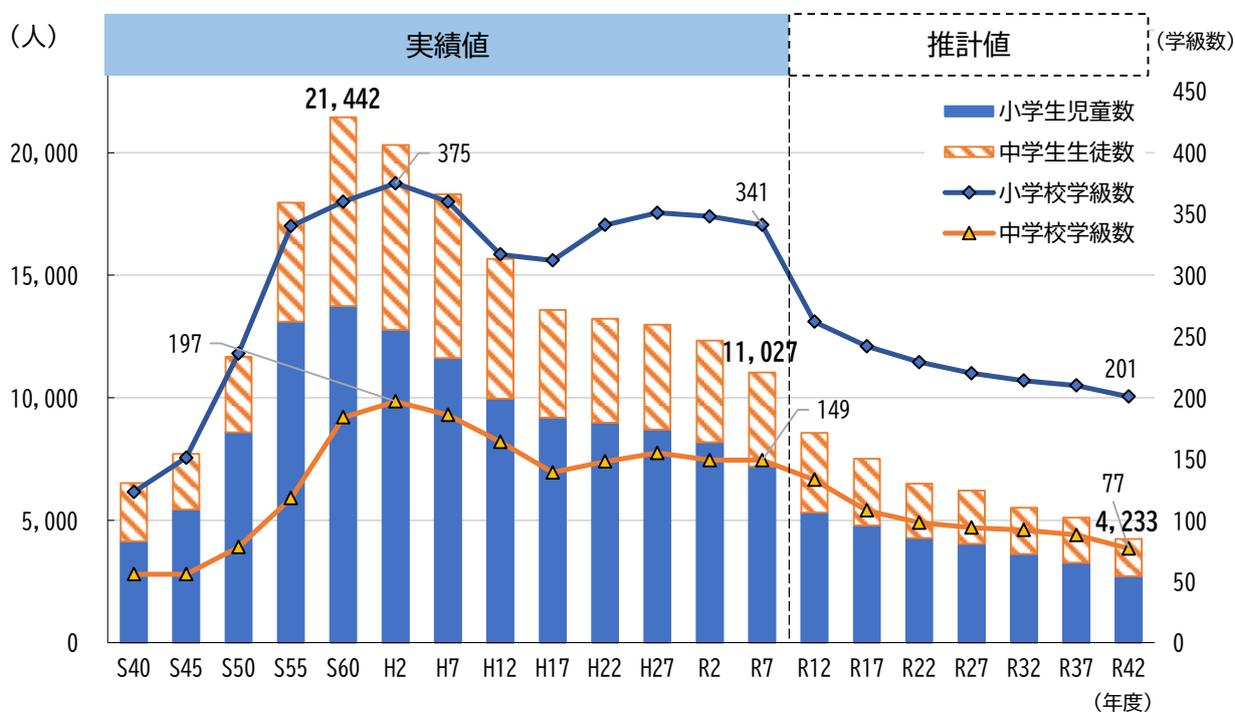


図6 児童生徒数及び学級数の推移と将来推計（各年度5/1時点）

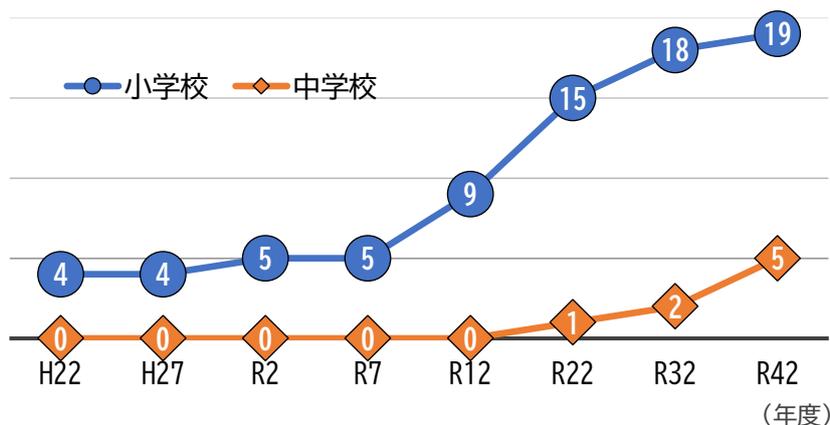


図7 全学年単学級校の推移 (2030 (令和12) 年以降は推計値)

No	名称	実績値				推計値			
		2010 (平成22)	2015 (平成27)	2020 (令和2)	2025 (令和7)	2030 (令和12)	2040 (令和22)	2050 (令和32)	2060 (令和42)
1	佐倉小学校	624 19(3)	676 21(3)	609 18(3)	491 15(4)	369 13(2)	353 12(2)	322 12(2)	246 12(2)
2	内郷小学校	144 6(1)	161 6(1)	158 6(2)	155 6(3)	115 6(2)	88 6(2)	65 6(2)	51 6(2)
3	臼井小学校	393 13(2)	352 12(3)	323 12(3)	229 9(3)	172 6(2)	145 6(2)	107 6(2)	72 6(2)
4	印南小学校	225 8(1)	239 9(1)	192 6(2)	164 6(2)	132 6(2)	83 6(2)	58 6(2)	39 6(2)
5	千代田小学校	256 10(2)	279 11(3)	319 12(3)	260 9(3)	206 8(2)	176 6(2)	170 6(2)	141 6(2)
6	上志津小学校	588 20(2)	610 18(3)	446 15(4)	358 12(5)	291 11(3)	269 12(3)	202 6(2)	145 6(2)
7	志津小学校	364 12(1)	469 16(2)	401 12(3)	356 12(3)	295 11(2)	275 12(2)	267 9(2)	220 9(2)
8	下志津小学校	343 13(2)	240 10(2)	259 11(2)	235 10(3)	149 6(2)	121 6(2)	91 6(2)	60 6(2)
9	南志津小学校	315 12(1)	367 12(1)	354 12(2)	296 12(4)	211 8(2)	180 6(2)	191 6(2)	159 6(2)
10	根郷小学校	616 19(2)	573 19(3)	491 17(3)	420 14(4)	273 11(2)	216 8(2)	153 6(2)	96 6(2)
11	和田小学校	103 6(0)	79 6(1)	44 6(0)	37 5(2)	29 6(2)	22 6(2)	14 6(2)	9 6(2)
12	弥富小学校	71 6(0)	52 6(1)	51 5(1)	41 5(2)	35 6(2)	32 6(2)	26 6(2)	17 6(2)
13	井野小学校	838 24(3)	757 24(3)	806 25(5)	663 21(5)	464 17(2)	388 12(2)	327 12(2)	240 11(2)
14	佐倉東小学校	334 12(2)	299 12(2)	253 11(2)	216 7(3)	208 8(2)	192 6(2)	177 6(2)	142 6(2)
15	西志津小学校	1,076 31(2)	922 28(2)	852 26(4)	702 22(7)	545 18(3)	368 12(2)	268 12(2)	169 6(2)
16	小竹小学校	295 11(0)	257 11(2)	328 12(2)	298 12(3)	210 8(2)	135 6(2)	116 6(2)	93 6(2)
17	間野台小学校	488 16(2)	541 18(3)	460 15(3)	434 14(5)	342 12(3)	311 12(3)	282 12(2)	227 9(2)
18	王子台小学校	442 14(2)	376 12(2)	298 12(3)	302 12(3)	295 11(2)	237 11(2)	198 6(2)	147 6(2)
19	青菅小学校	258 11(1)	379 13(1)	531 17(4)	488 16(5)	255 10(2)	178 6(2)	188 6(2)	157 6(2)
20	寺崎小学校	402 13(1)	414 14(3)	418 13(2)	515 17(6)	361 12(3)	188 6(2)	181 6(2)	133 6(2)
21	山王小学校	177 6(2)	176 6(2)	135 6(2)	139 6(2)	114 6(2)	81 6(2)	62 6(2)	45 6(2)
22	染井野小学校	377 12(2)	268 11(2)	258 11(2)	207 8(3)	130 6(2)	133 6(2)	96 6(2)	66 6(2)
23	白銀小学校	252 11(2)	216 8(2)	196 7(4)	188 7(4)	116 6(2)	97 6(2)	62 6(2)	43 6(2)
合計		8,981 305(36)	8,702 303(48)	8,182 287(61)	7,194 257(84)	5,317 212(50)	4,268 181(48)	3,623 168(46)	2,717 155(46)

No	名称	実績値				推計値			
		2010 (平成22)	2015 (平成27)	2020 (令和2)	2025 (令和7)	2030 (令和12)	2040 (令和22)	2050 (令和32)	2060 (令和42)
1	佐倉中学校	453 14(3)	510 15(3)	529 15(2)	440 13(3)	345 11(2)	286 9(2)	261 9(2)	213 7(2)
2	志津中学校	706 20(2)	724 21(4)	738 21(3)	675 19(6)	533 15(4)	401 12(3)	362 12(3)	286 9(2)
3	上志津中学校	287 9(1)	292 9(2)	287 9(2)	286 9(3)	237 9(2)	154 6(2)	141 6(2)	118 6(2)
4	南部中学校	279 9(1)	255 8(2)	220 7(2)	164 6(2)	141 6(2)	87 3(2)	58 3(2)	36 3(2)
5	臼井中学校	336 11(1)	333 10(2)	370 11(2)	298 9(3)	296 10(2)	202 6(2)	169 6(2)	140 6(2)
6	井野中学校	337 11(2)	377 12(1)	428 13(2)	538 16(3)	422 14(2)	219 8(2)	196 6(2)	183 6(2)
7	佐倉東中学校	346 11(0)	307 9(2)	264 8(2)	232 6(2)	215 7(2)	160 6(2)	126 6(2)	102 3(2)
8	臼井西中学校	357 11(1)	357 12(2)	297 10(2)	252 9(2)	204 7(2)	161 6(2)	125 6(2)	92 3(2)
9	西志津中学校	506 16(2)	504 15(2)	411 12(2)	399 12(3)	336 12(2)	204 6(2)	154 6(2)	104 3(2)
10	臼井南中学校	367 11(2)	374 11(2)	336 11(2)	317 10(3)	245 9(2)	216 7(2)	188 6(2)	150 6(2)
11	根郷中学校	276 9(1)	251 9(2)	264 9(2)	232 8(2)	269 9(2)	132 6(2)	106 3(2)	92 3(2)
合計		4,250 132(16)	4,284 131(24)	4,144 126(23)	3,833 117(32)	3,243 109(24)	2,222 75(23)	1,886 69(23)	1,516 55(22)

※上段：児童数、  
下段：クラス数（括弧は特別支援学級数の外数）  
赤色のクラス数は、全学年単学級を示す。

表1 学校別の児童生徒数及び学級数の推移と将来推計

学習面

【効果】

- ・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を把握しやすい
- ・意見や感想を公表できる機会を確保しやすい

【課題】

- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ・運動会・文化祭・遠足等の集団活動・行事の教育効果が下がる



生活・環境面

【効果】

- ・異学年の学習活動が組みやすく、体験学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ・家庭や地域との連携がしやすい

【課題】

- ・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される



運営面

【効果】

- ・運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ・教材、教具などが行き渡りやすい

【課題】

- ・習熟度別指導、専科指導等の多様な指導が困難となる
- ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなる
- ・教員同士が切磋琢磨する環境が作りにくくなる



出典：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm)) を基に作成

図8 小規模校化による効果と課題の一例

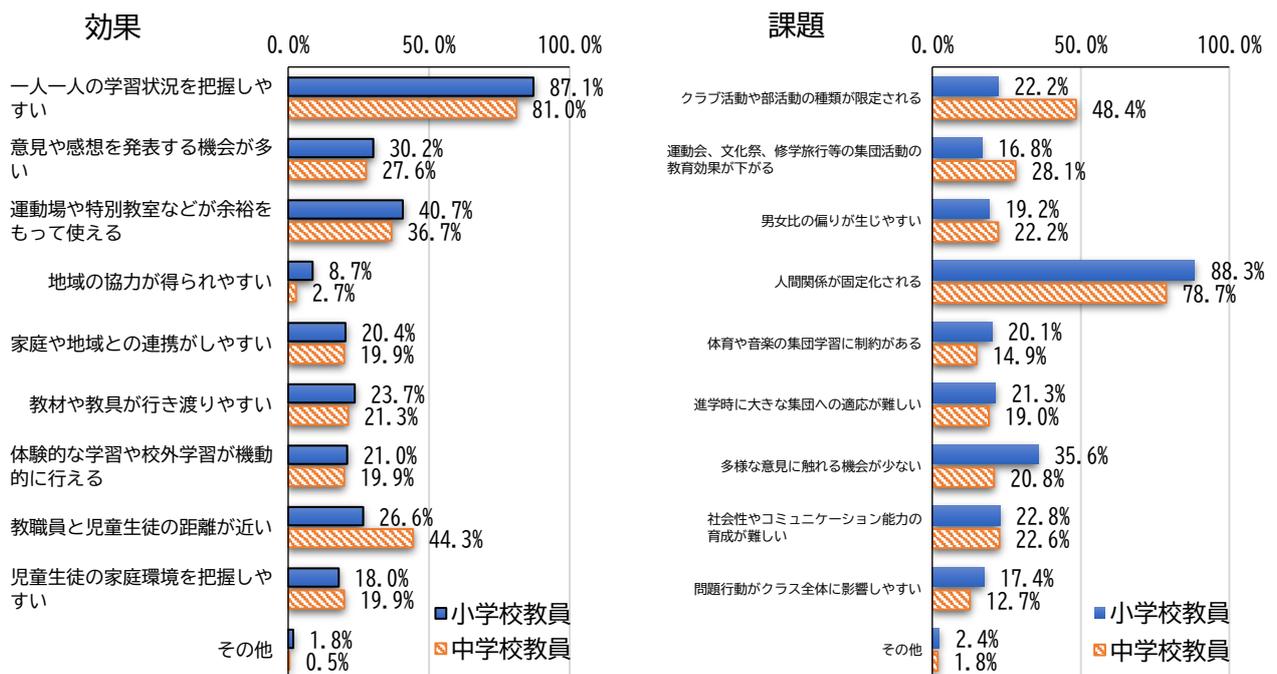
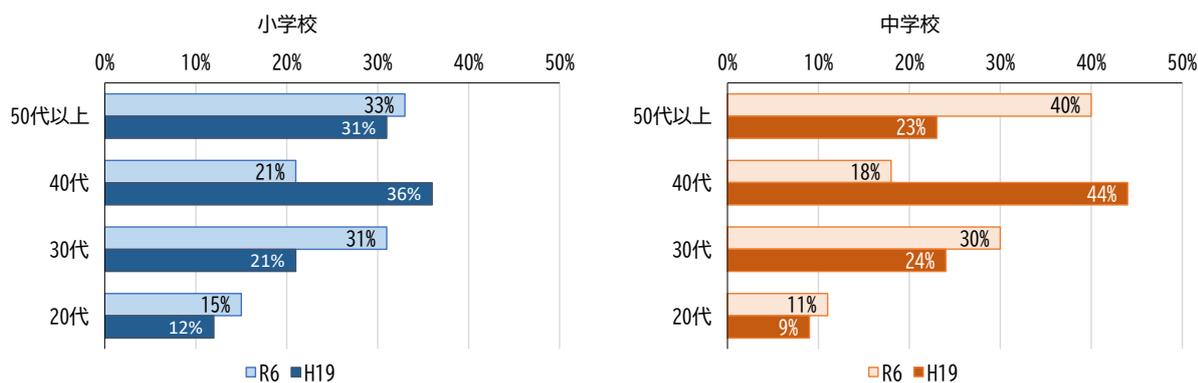


図9 学校の小規模化によって生じる効果・課題（アンケート調査\_教員回答）



出典：平成19年は千葉県資料、令和6年は佐倉市資料

図10 教員の年齢構成

(人)	小学校	中学校
R6.4.8	1	0
R7.4.7	1	0

表2 市内小中学校における教員不足の状況

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術	家庭	英語
0	0	0	0	0	4	0	12	1	0

表3 中学校における免許外教科指導の状況（2025（令和7）年度）

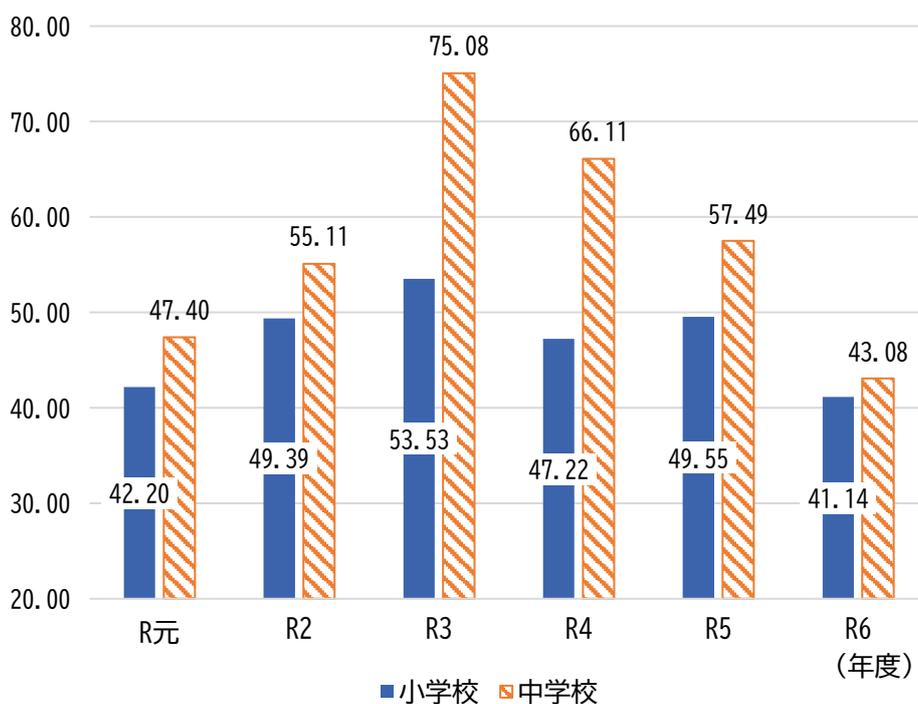


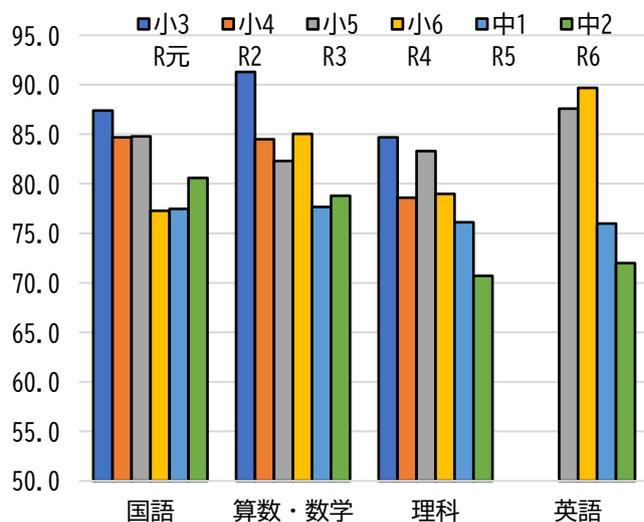
図11 教員1人当たりの月平均時間外在校等時間（各年度11月）

## ～ 懇話会での意見 ～

- ・1クラスの人数が35人であるとやはり目が届きにくく、20人程度であると目が届きやすいという印象。少なすぎても関わりが少なくなるとかはあると思う。
- ・単学級の弊害は大きく、小学校では6年間ずっと同じ集団に在ることになり、グループができたり、相性が悪い子が現れたとしても、それがずっと続いてしまったり、いじめに繋がったりします。多様な子たちとある時は喧嘩しても良いでしょうし、いろいろ切磋琢磨することの重要性というのは、一昔前より増しているのではないか。
- ・単学級のこどもたちが育ってないとか、こどもが多ければコミュニケーション力が高まっているとか、極端に感じたことはない。
- ・少ない人数で限られた環境で逃げ場がないという状況になってしまうおそれがある中で、その子の状況によって、気持ちを切り替えることができる、行ったり来たりできるなどの場所が選べるということも大事だと思う。
- ・人手不足で教員を張れなくなる時代が来ていて、張れないところでは非常勤で張ることになりますが、時間講師の場合には校務が分担できないことから、他の先生たちで校務を回さなければならず、生徒指導が手薄になり、そのことで学校運営が厳しくなってしまうおそれがある。
- ・現場の教員はこどものためならあれもやってあげたい、これもやってあげたいという思いが膨らんでくる人たちが多いと思う。世の中の言われ具合と、実情を見たときには、若干のギャップを感じる。一方で、本当にこれは教師でなければできない仕事なのかと感ずることもある。
- ・多様なこども達を受け入れるということは、それだけ手間がかかるので、先生の数が一定程度ないと厳しいのと、たくさん目があるということが必要。教員以外でもそういった支援をする人間をどれだけ確保できるかが重要。

## 2. 時代の変化に対応した最適な指導・学習に関すること

- ・2024（令和6）年度の佐倉市学習状況調査によれば、各教科とも学年が上がるにつれて平均正答率が下がる傾向が見られる。また、国語以外の教科は学年が上がるにつれ、標準偏差が大きくなる傾向が見られる。（図12・表4）
- ・2025（令和7）年度全国学力・学習状況調査結果によれば、教科の平均正答率は全国・県平均とほぼ同程度。主体的・対話的で深い学びを実践できていると回答する児童生徒は平均正答率が高くなる傾向。（表5・図13・図14）
- ・授業でのICT活用や小中連携の実施率は全国・県平均より低い。（図15・図16・図17）
- ・中学校進学時に戸惑いや不安を感じる児童生徒は約9割。（図18）
- ・保護者が学校教育に求めること・期待することについては、「英語教育」への回答が最も高く、次いで、「キャリア教育」や「教員の資質や指導力の向上」への回答が高い。（表6）
- ・加配教員のほか、市費においても少人数指導等に従事するALTやTTなどの補助教員、学校図書館司書を市費で採用している。（表7）
- ・佐倉型カリキュラム・マネジメントの導入により、児童生徒に向き合う時間や授業準備時間の確保などの効果は見られたものの、アンケート調査ではまだ多くの業務を担っている状況が伺え、教員の働き方改革の推進が求められている。（図19）
- ・一つの学校がすべての分野・機能を担う状態から、様々なリソースを活用する体制整備が求められている中、一部の小学校における水泳授業を民間のスイミングスクールに委託する事業を展開。（図20）



	国語	算数・数学	理科	外国語
小1	17.2	12.8	-	-
小2	18.8	14.3	-	-
小3	18.1	15.3	19.7	-
小4	18.4	20.7	16.7	-
小5	14.6	24.3	14.5	12.6
小6	14.9	19.9	15.9	11.0
中1	13.7	22.8	18.8	18.7
中2	12.6	23.3	20.6	23.0

図12 2024（令和6）年度佐倉市学習状況調査 表4 2024（令和6）年度佐倉市学習状況調査の各教科の標準偏差  
（現中学3年生の学年別教科別平均正答率の推移）

	小学校国語	小学校算数	中学校国語	中学校数学
佐倉市	64	57	55	50
千葉県	66	58	54	47
全国（公立）	66.8	58.0	54.3	48.3

表5 2025（令和7）年度 全国学力・学習状況調査結果

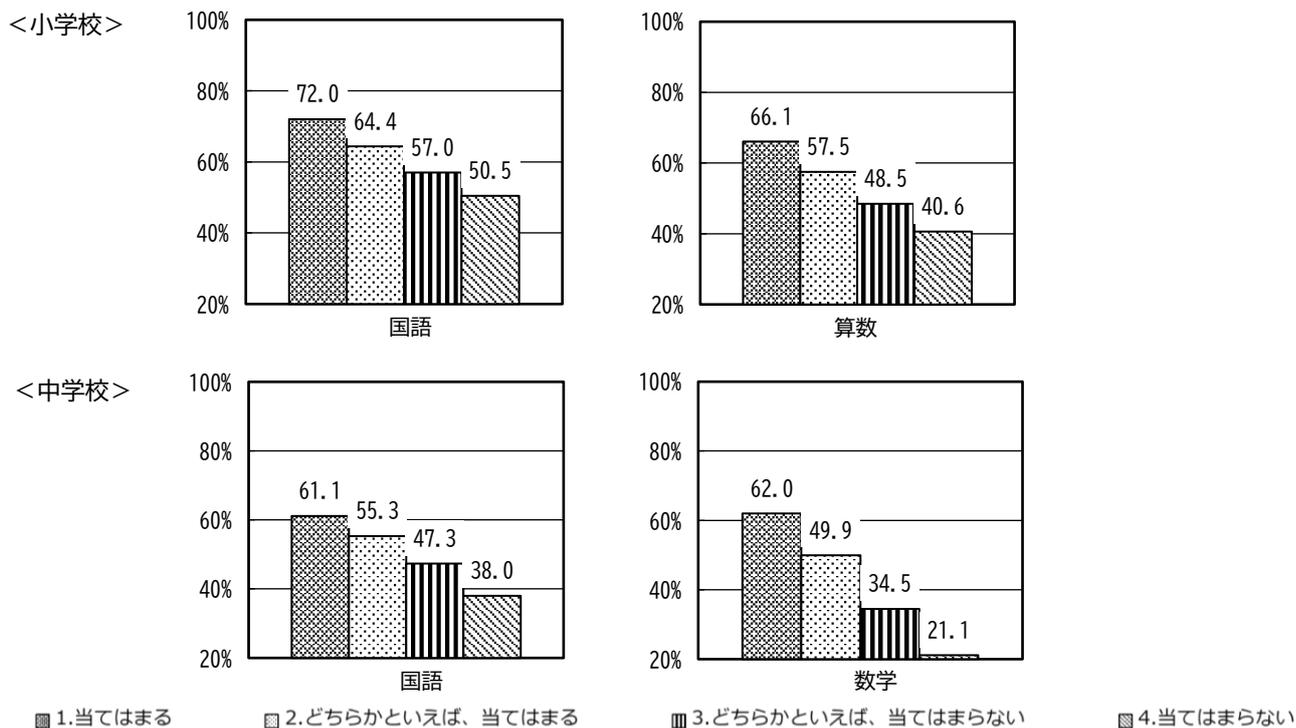


図13 全国学力・学習状況調査（2025（令和7）年度 児童生徒質問紙と平均正答率とのクロス集計）

5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか

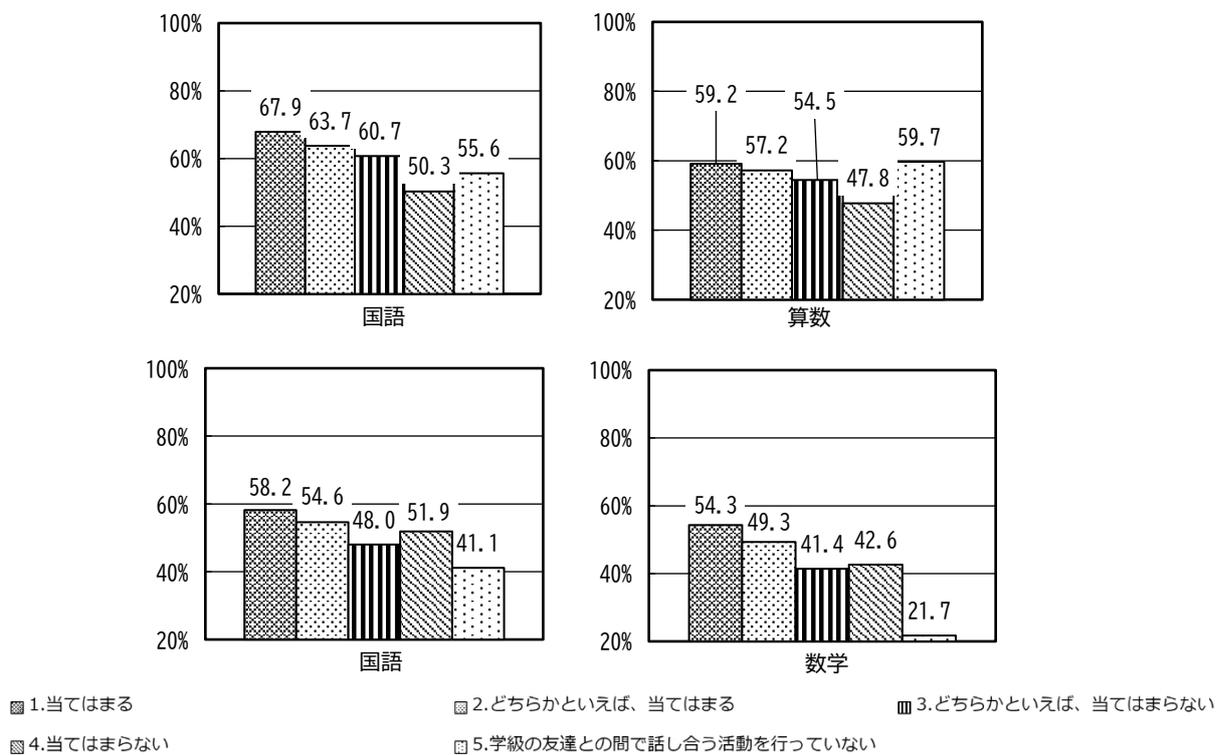


図14 全国学力・学習状況調査（2025（令和7）年度 児童生徒質問紙と平均正答率とのクロス集計）

学級の友達〔生徒〕との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか

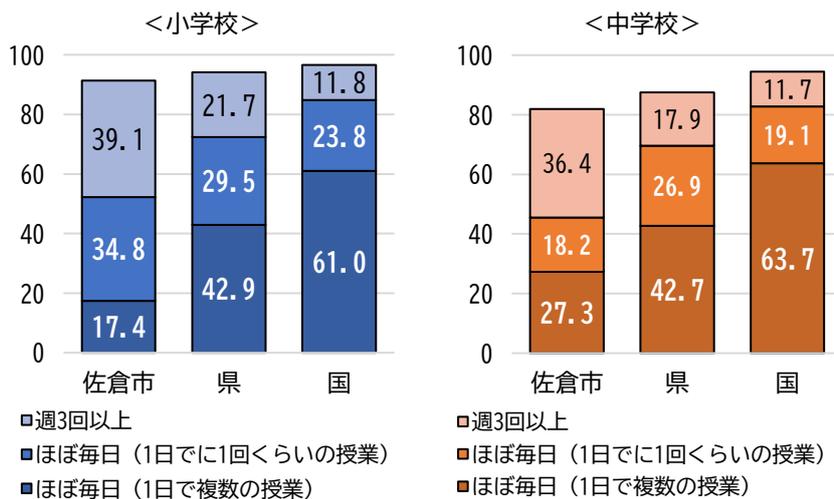


図15 全国学力・学習状況調査（2025（令和7）年度 学校質問紙）  
PC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか。

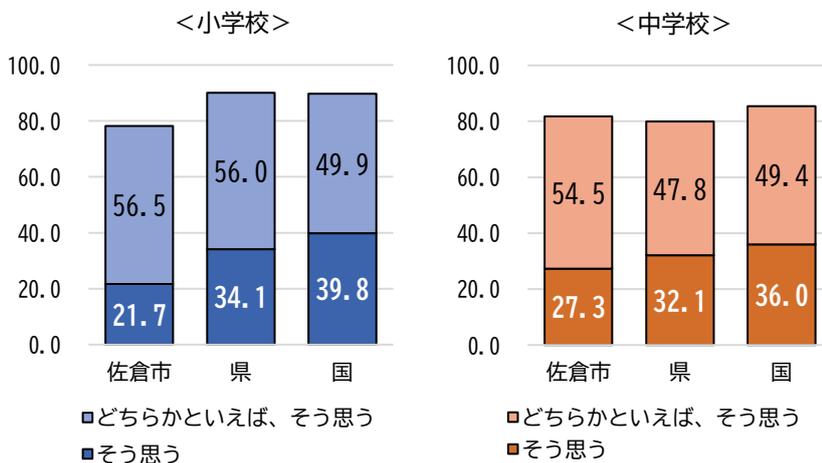


図16 全国学力・学習状況調査（2025（令和7）年度 学校質問紙）  
コンピュータなどのICT機器の活用に関して、学校内外において十分に必要なサポートが受けられていますか。

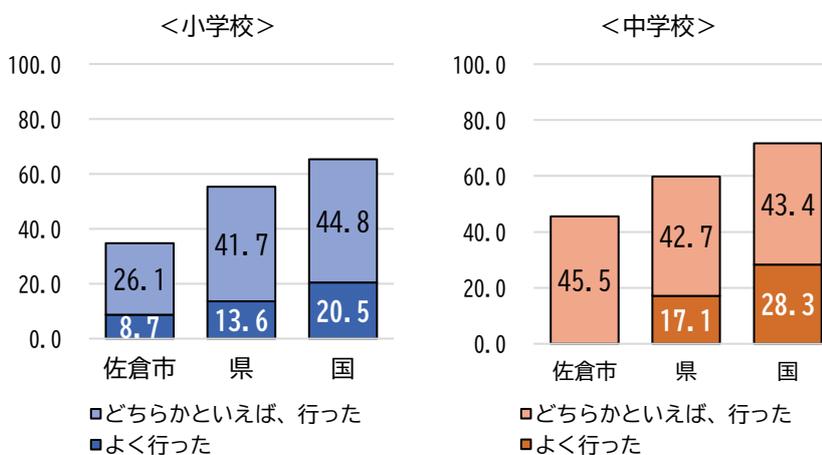


図17 全国学力・学習状況調査（2025（令和7）年度 学校質問紙）  
近隣等の中学校と、教科の教育課程の接続や教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組をどの程度行いましたか

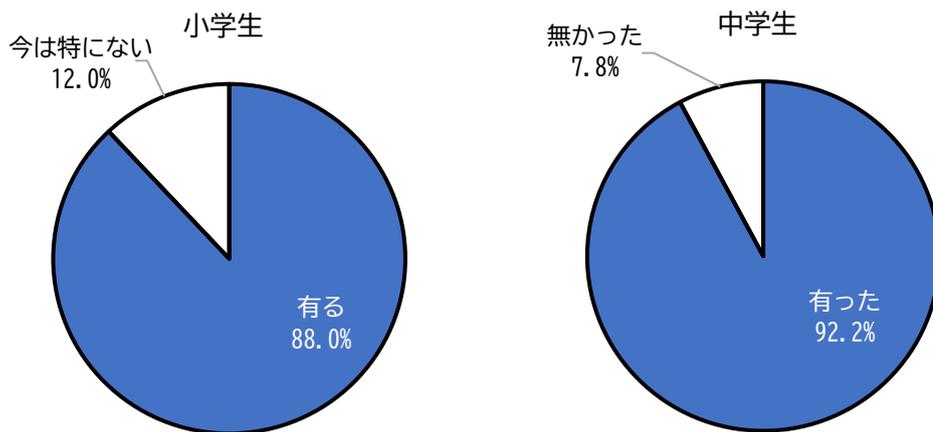


図 18 中学校進学時に戸惑いや不安の有無（アンケート調査）

	N=2,045		N=1,156		N=334		N=221		N=1,116		N=345	
	児童保護者		生徒保護者		小学校教員		中学校教員		市民		未就学児保護者	
タブレット端末を活用した授業	404	19.8%	258	22.3%	91	27.2%	59	26.7%	148	13.2%	68	19.7%
英語教育	989	48.4%	548	47.4%	35	10.5%	18	8.1%	422	37.8%	171	49.6%
勤労観や職業観を育むための教育（キャリア教育）	631	30.9%	436	37.7%	65	19.5%	57	25.8%	338	30.3%	94	27.2%
幼稚園・保育園と小学校の連携	61	3.0%	14	1.2%	28	8.4%	5	2.3%	47	4.2%	30	8.7%
小学校と中学校の連携（義務教育9年間を見渡した教育）	449	22.0%	137	11.9%	95	28.4%	73	33.0%	237	21.2%	59	17.1%
学校図書館（図書館）の充実（蔵書や司書の配置）	169	8.3%	61	5.3%	25	7.5%	11	5.0%	76	6.8%	24	7.0%
道徳教育	535	26.2%	265	22.9%	50	15.0%	30	13.6%	386	34.6%	88	25.5%
健康増進と体力の向上を図ること	534	26.1%	285	24.7%	73	21.9%	52	23.5%	299	26.8%	101	29.3%
障害がある子どもたちへの支援体制の充実	177	8.7%	64	5.5%	69	20.7%	30	13.6%	146	13.1%	22	6.4%
いじめや不登校への支援体制の充実	447	21.9%	234	20.2%	128	38.3%	97	43.9%	378	33.8%	88	25.5%
教員の資質や指導力の向上	601	29.4%	379	32.8%	113	33.8%	57	25.8%	395	35.4%	112	32.5%
学校の施設整備	407	19.9%	239	20.7%	154	46.1%	110	49.8%	141	12.6%	77	22.3%
放課後活動の充実（学習・部活動など）	345	16.9%	255	22.1%	8	2.4%	21	9.5%	125	11.2%	43	12.5%

表 6 佐倉市の学校教育でこれからどんなことに力を入れていくのが望ましいと思いますか？（アンケート調査）

名称	目的・役割など	人数（人）
学校支援補助教員（小規模特認校・少人数指導支援）	少人数指導支援は、チーム・ティーチングを展開し、児童生徒個々への学習支援を展開。	4
	小規模特認校は、1学年1学級の維持ときめ細かい指導を実施。	2
学校図書館司書	学校図書館を活性化し、読書の楽しさを知り、学校図書館の活用率と読書量を増やす。	13
英語指導助手（ALT）	より実践的なコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深める。	19

表 7 教科指導等で学校等へ配置する補助教員等（2025（令和7）年度、市費）

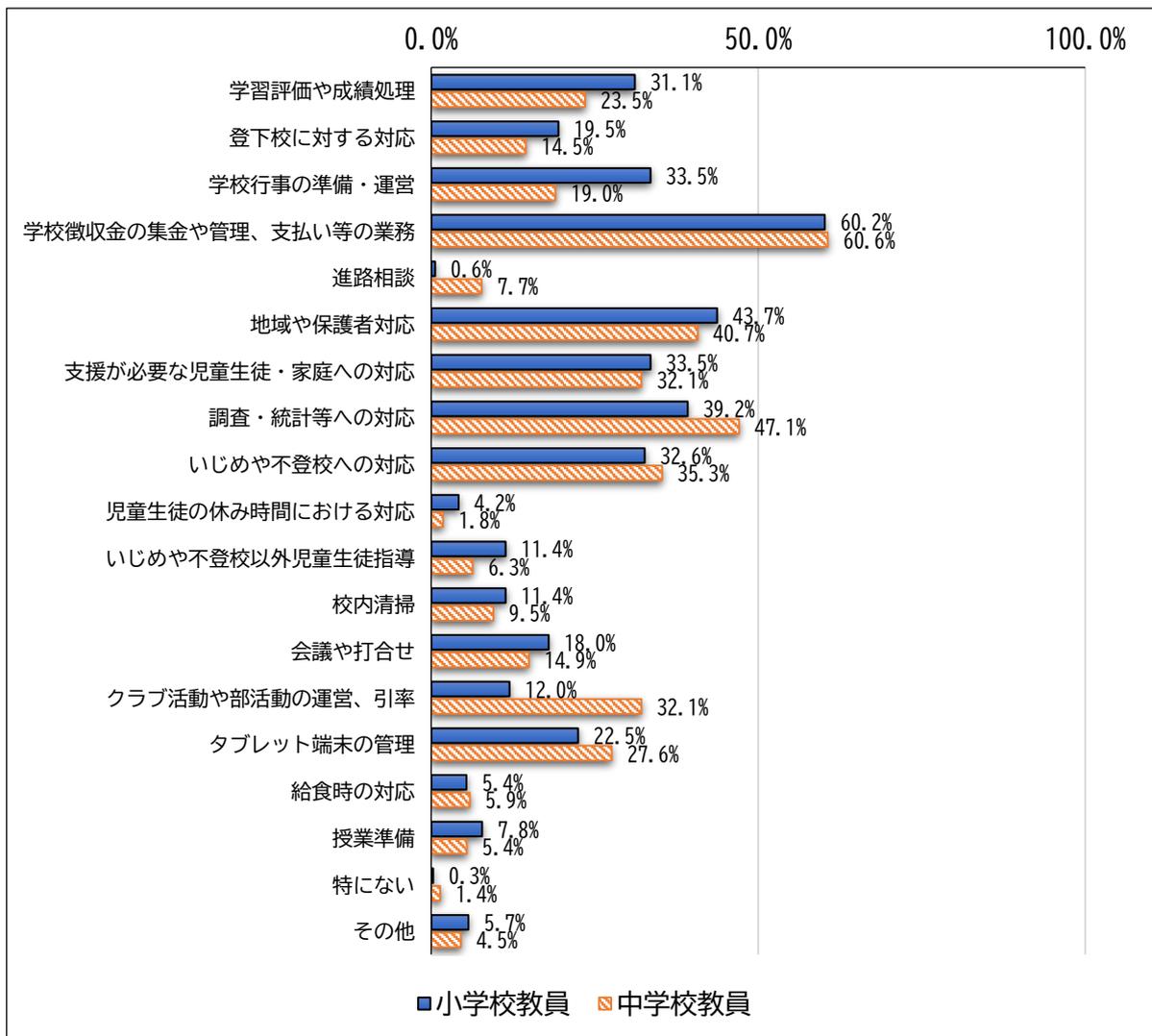


図 19 教職員が負担に感じる業務（アンケート調査）



図 20 市内スイミングスクールでの水泳授業の様子

## ～ 懇話会での意見 ～

- ・こどもたちの道徳心が目の前にいる人にどれだけ手を差し伸べられるかとか、そういうところに学びがあると思うと、教室の中を越えて何かできる学びがあったらいいのかなと思う。
- ・小さな先生じゃないですけど、人に教えてまたさらに自分の可能性を感じたりする子とかもいると思うので、こどもたちの中でも伸ばせられる環境を作るのがいいのかなと思う。
- ・小学校ってどうしても担任の先生が国語・算数・理科・社会・音楽・図工・体育を教えるっていうその中で、専門的な楽しさを伝えてくれる教科ごとの先生がいる小中一貫校とか、オールマイティーな人がいたり、専門的な人がいたりっていうのはすごく魅力的だなと思う。
- ・成長マインドセットって言いますが、自分の成長が楽しい、嬉しい、喜びに繋がっているというところまでいかないといけない。他の人間と競争するのではなく、昨日の自分と競争するみたいな、そうすると成長していくっていうことだと思う。
- ・好奇心を持ってチャレンジをして、感動する。感動は他に感動を与えるだけじゃなくて、自分自身も豊かに感動するっていうことですよ。それがそういうサイクルができれば、今のいろんな問題が解決していけるのではないかなというふうに思う。
- ・こどものうちで失敗がもう怖くて、親もその失敗に慣れてないといいますか。まだ低学年の子は特にそうですね。なので、失敗できる環境というか、失敗してもいいのだよっていう環境を作れるようなものが、教育の中心にあったらすごくいいのになって思う。
- ・学校の中では、相手の事を知る、自分のことを知ってもらうっていう対話をとにかく中心にやっていくべき。
- ・失敗できる環境に身を置けるから、自分のチャレンジがしやすくなって、どんどん成長していく。多分その成長が喜びに繋がっていくから、心が整っていくと思う。
- ・学習指導要領の何ができるようになるかっていう視点で見ると、できなかったらもうやめるっていうふうになってしまう。教育の最初のところに、どんな生活がしたくて、それに必要な学びって何？みたいなふうになると、じゃあこれ学んでおかないとねって自分で勝手に見つけて、勝手にやるっていうふうになるのが一番の主体性かなと思うし、その問いかけが、学校でも家庭でもできて、社会もそれを応援するような形になったらと思う。
- ・一貫教育みたいな仕掛けは、何らか必要だろうとは思いますがけれども、うまく着地できるのかなというところがやっぱり不安ではある。
- ・高学年って何か知らないけど2年ぐらいボンッと成長したような感じがしていたので、その機会を奪うっていうのはちょっと寂しい気もするので、そこはすごく大事だよっていう認識を持ちながら、小中一貫は進めていけたらいいのではないかな。
- ・今はほとんどのこどもたちが高校行くっていう状況の中で、果たして小中っていうのが一貫でどうなのだろうか、何らかの仕組みを入れておかないと、小中一貫とか小中の教育って難しいのではないかな。
- ・小中一貫教育っていうこのプランをうまく運用できれば、身体の発達の部分や小5～中1の移行期での抽象的・概念的な思考ができる、あるいは人間関係が変わるといった部分にも柔軟にできるし、一旦広い枠組みで決めれば、状況に応じてまたさらに運用し直すっていうことができる。そういう良さがあるのではないかなと思う。
- ・小中で全く違う文化の者が近くにいるだけで、お互いいい刺激をし合うし、学び合うことがある。それはこどもたち同士もそうだし、特に先生たちの学びが絶対大きいと思う。

### 3. 多様な教育ニーズへの対応に関すること

- ・不登校児童生徒数は増加傾向で、学年別に見ると、小学校から中学校への進学段階において、不登校児童生徒数が増加する傾向が見られる。(図21・図22)
- ・特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、2005(平成17)年以降急激に増加。(図23) 必要な支援内容、教育体制の整備の状況などを勘案して、4種別の学級を開設している。(表8)
- ・日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向。(図24)
- ・言語通級指導教室に通う児童は、ほぼ横ばい傾向。(図25)
- ・いじめ認知件数は増加傾向だが、学校現場では「いじめは起こりうるもの」と捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、些細な事案でも重大事態に繋がる場合もあることから、積極的な認知に向けて取り組んでいる。(図26)
- ・特別な支援を要する児童生徒が安心して学べる環境を創出するため、様々な人材を市費で任用している(表9)

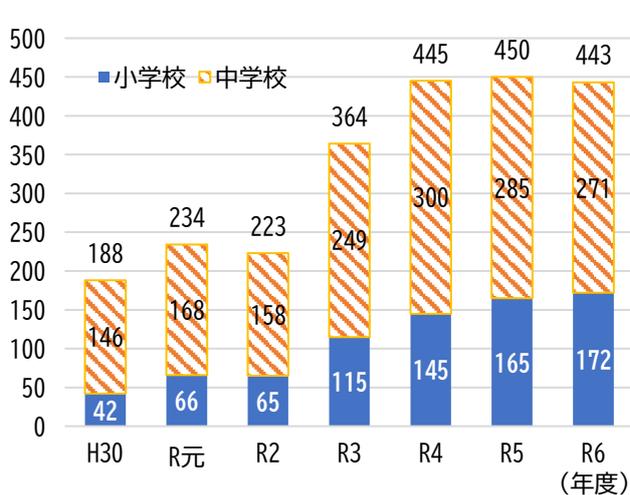


図21 不登校児童生徒数の推移 (各年度末時点)

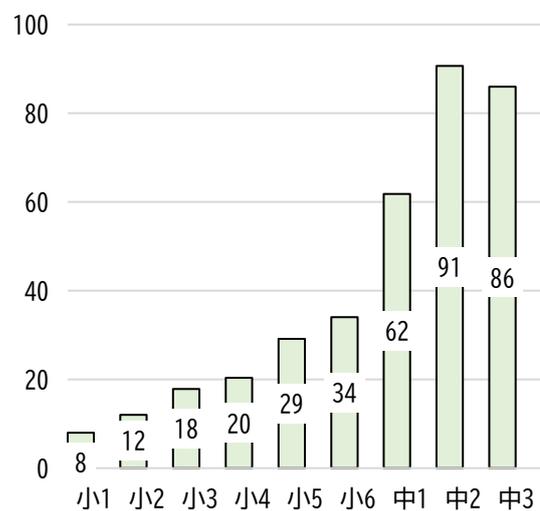


図22 学年別不登校児童生徒数

(2019(令和元)年度～2024(令和6)年度末の平均値)

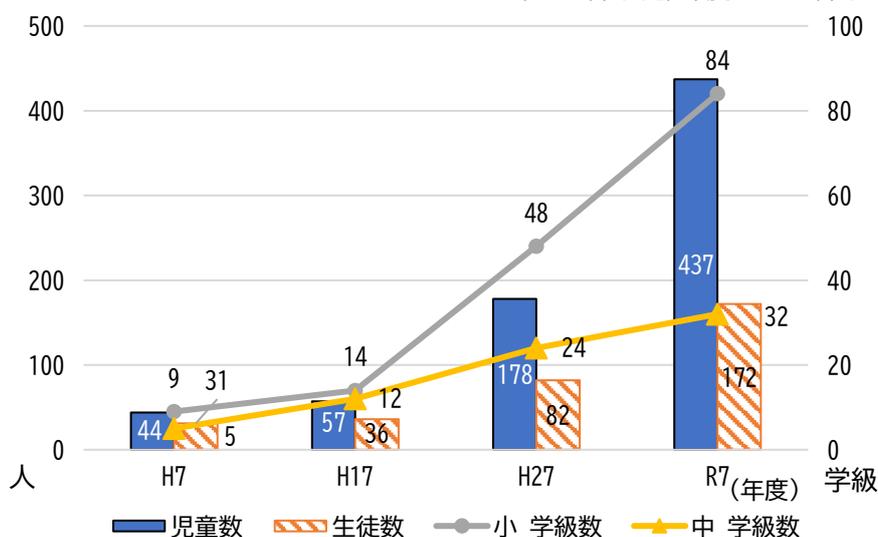


図23 特別支援学級に通う児童生徒数の推移 (各年度5/1時点)

	知的障害	自閉症・情緒障害	難聴	弱視	合計
小学校	234 (42)	199 (38)	3 (3)	1 (1)	437
中学校	89 (15)	81 (16)	2 (1)	-	172

表8 障害種別別在籍児童生徒数（2025（令和7）年度）※（）書きは学級数

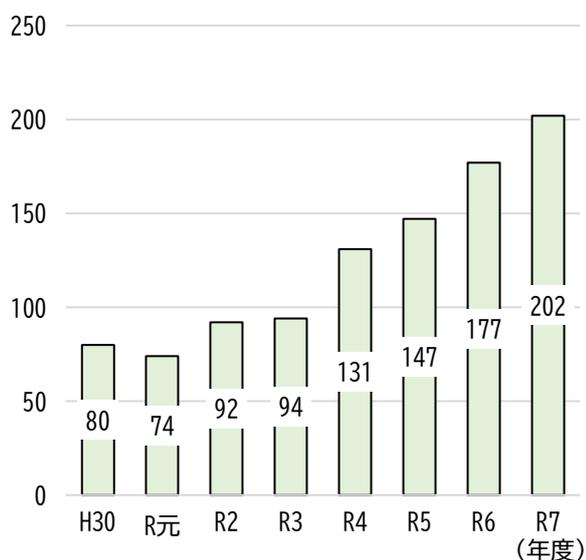


図24 日本語指導が必要な児童生徒数の推移  
（各年度末時点、2025（令和7）年度は4/1時点）

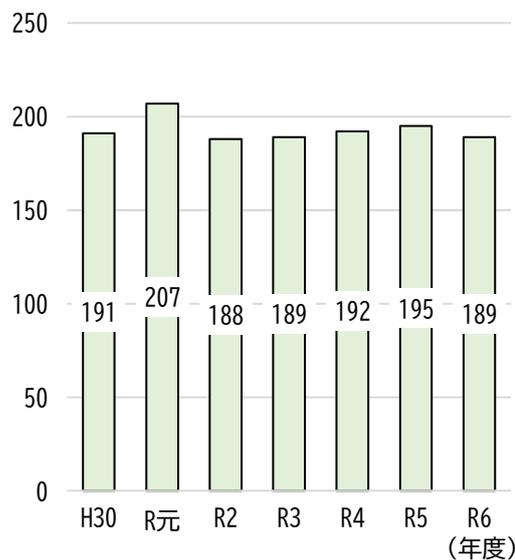


図25 言語通級指導教室への通級者数  
（各年度ピーク人数）

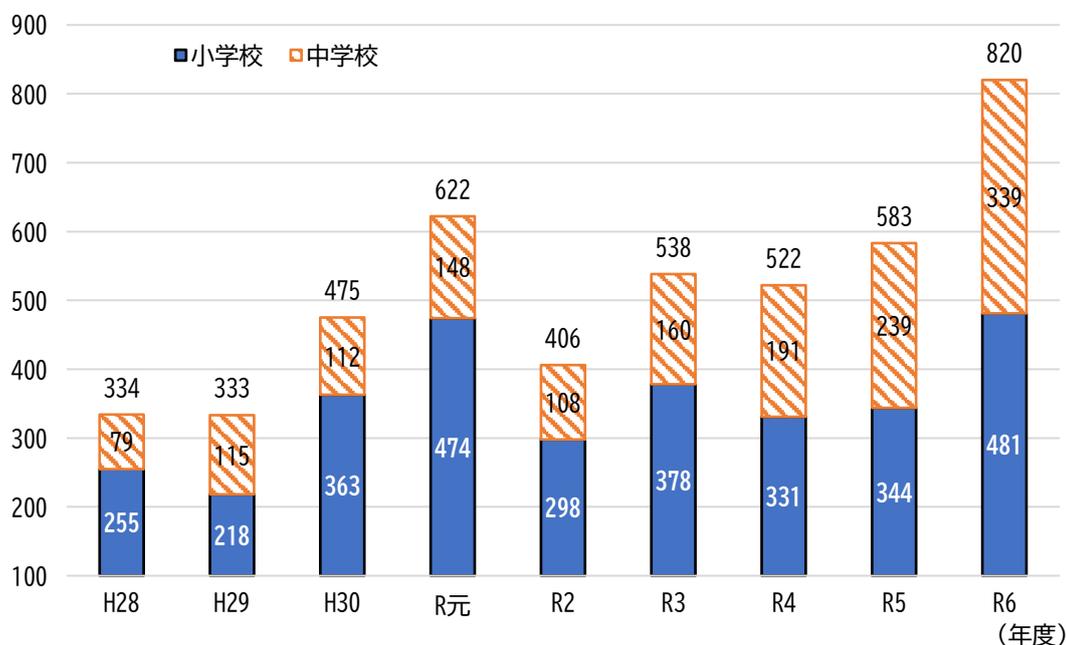


図26 いじめの認知件数（各年度末時点）

名称	目的、役割など	人数 (人)
特別支援教育支援員	小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助及び学習活動上のサポートを行う。	75
看護師	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校において、看護師が当該児童生徒に対して医療的ケアを実施することにより、当該児童生徒の教育の充実を図るとともに、安心して学校生活を送れるよう支援する	3
学校支援コーディネーター	言語通級指導教室における指導及び支援を行う。発達に課題のある児童生徒の実態把握や在籍学級における合理的配慮に基づく児童生徒への支援を行う。	3
学校教育相談員	発達相談・就学相談及び発達検査を行う。ルームさくらの教室運営や管理を行う。ルームさくらに通級する児童生徒への学習支援を行う。ルームさくらに通級する児童生徒及び保護者に対する相談業務を行う。	13
心の教育相談員	教育相談を通して、児童の不登校やいじめ、虐待などの諸問題の未然防止や早期発見・早期解決などに対応する。	8
多様な学びの相談員	市内中学校に開設した校内教育支援センターにおいて、生徒の居場所の提供や基礎学力の補充、相談・指導を行うことにより、社会的自立を支援する。	7
日本語適応指導員	日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応と、日本語の習得や教科指導等を実施。	29

※県費職員として、スクールカウンセラーが20名、スクールソーシャルワーカーが1名配置。

表9 多様な教育ニーズへの支援にあたる学校等へ配置する補助教員等（2025（令和7）年度、市費）

### ～ 懇話会での意見 ～

- ・その子の光るところを見つけるとか、私達の物の見方をまず変えることをしないと、解決できないと思った。
- ・日本の学校は、多様性と言いながらも、その多様性を受け入れる受け皿があまりにも少なすぎるのではないか。こどもたちは不登校の子も含めて、全員が原石だと思っているが、公立の学校で磨ける原石は、ある数種類しかないのではないか。
- ・公立の学校として、ニーズがあってもなかなか学級の開設は学校ではできないし、学級を開設したとしても、専門的人材も厳しいというような中で、合理的配慮という名の下で、合意形成を苦しんでやっていくという学校の現実もある。
- ・好奇心があって、チャレンジして感動があって、体験の積み重ねで活力に向かっていくということが、こどもも大人も全く関係ないのだということを発見できた。
- ・教員のあり方として、ひとつは何かを教えるというところは、それはそれとして、コーディネートしたり調整したりする、というプロデューサーみたいな役割をされている。

#### 4. 学校と地域の関わり方に関すること

- ・学校の実情に応じながら、保護者のみならず地域の方々が学校の運営に参画することなどにより、地域に開かれ、支えられる学校づくりに取り組んでいる。(図 27・図 28・図 29・表 10)  
一方、共働き世帯の増加や高齢化等による担い手の減少や、地域における教育課題を解決する学校運営委員会等の協議体を組織していない学校もあり、地域の人的・物的資源の連携などが課題。
- ・アンケート調査では、教員側は様々な分野での支援を求めている。保護者や地域の方々にもそういった支援への参加に意欲を示していただけの方も多くいることから、これらをマッチングするような取り組みが必要。(図 30)
- ・部活動の地域展開における実証を段階的に進めている状況。(図 31)

#### 地域の方々による支援の一例



図 27 スクールガードボランティア



図 28 放課後子ども教室



図 29 高校生や大学生による学習、授業支援



白銀小学校	寺崎小学校	下志津小学校	南志津小学校	和田小学校
臼井小学校	弥富小学校	佐倉東中学校	臼井南中学校	上志津中学校

表 10 学校運営委員会の設置校一覧

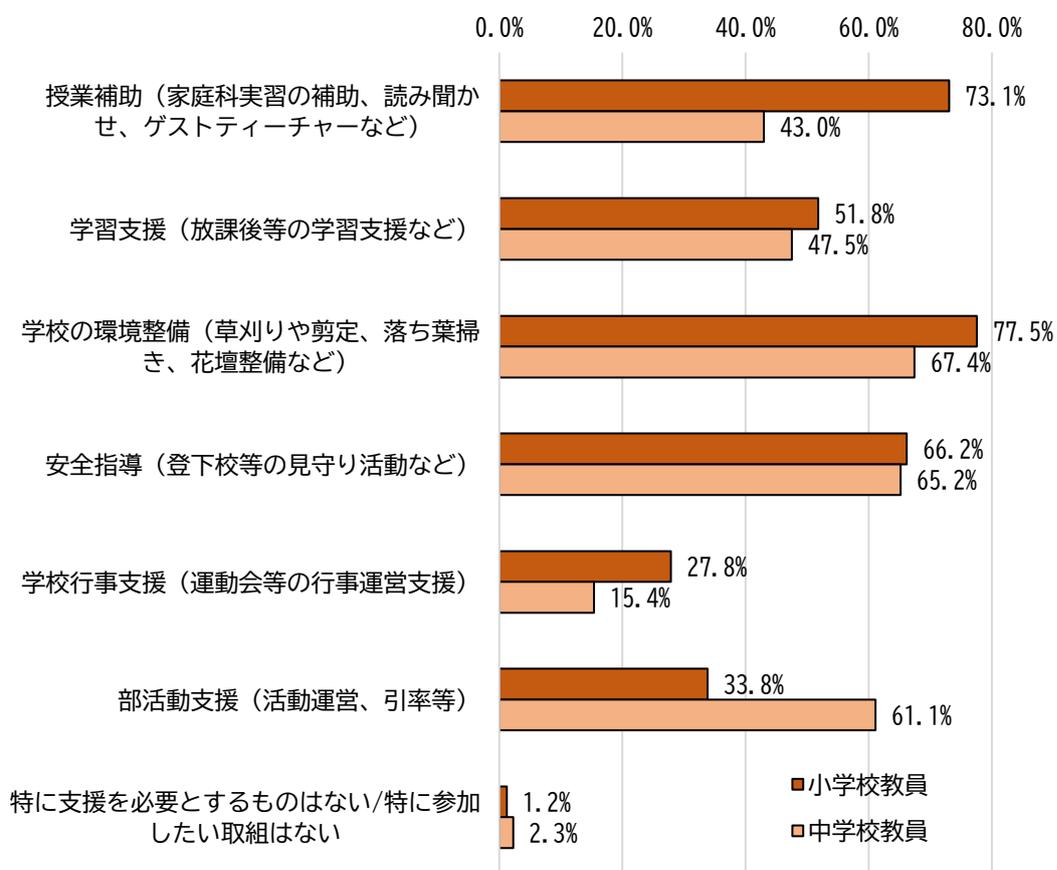
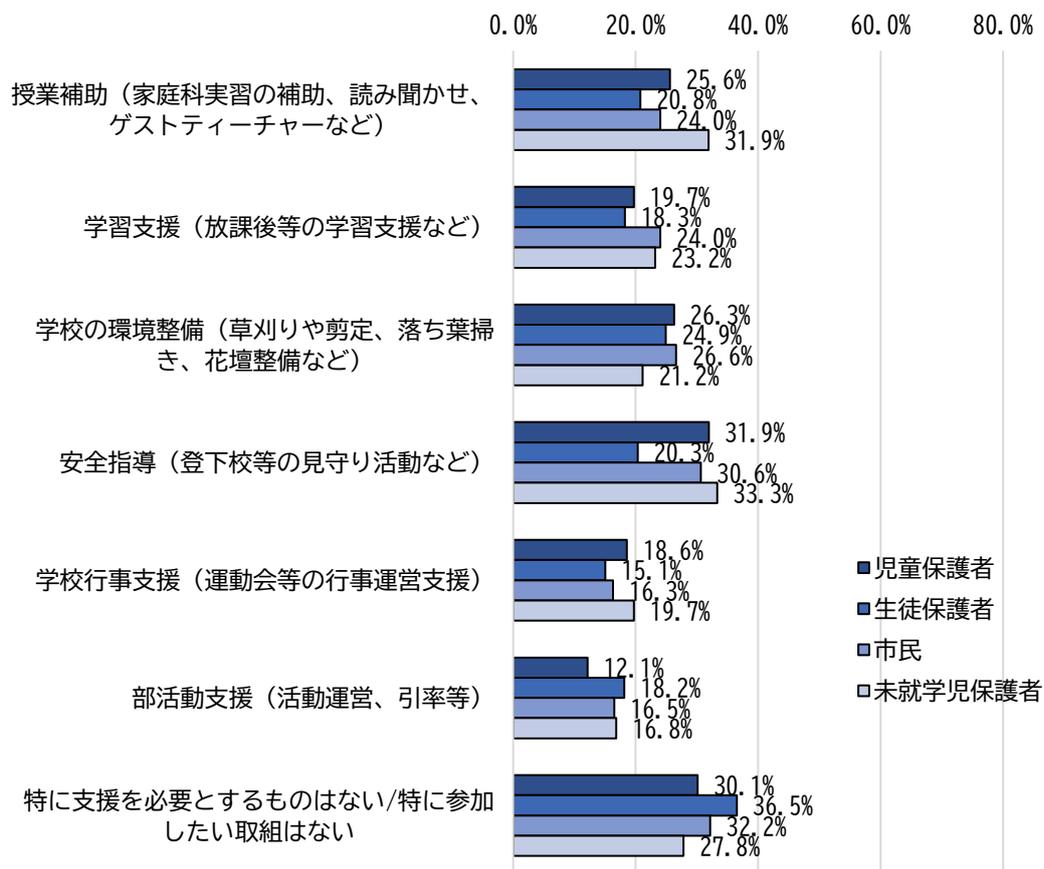


図 30 学校支援の参加意向/支援の必要有無（アンケート調査）

生徒数の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の進学する学校にやりたい部活動がない＝体験格差の拡大</li> <li>・生徒数は約 30 年後には半分以下に減少する見込みのため、この体験格差はさらに拡大していく。</li> </ul>
教員による指導の限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでは、教員の献身的な勤務によって支えられてきたが、これが長時間労働の一因となっている現状。</li> <li>・競技経験がなくても指導をしなければならず、教員にとっては大きなプレッシャーに、こどもにとっては専門的な指導が受けられないジレンマに。</li> </ul>
学校単位での活動の限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するためには、学校の枠を超え、地域全体が連携する必要性。</li> </ul>

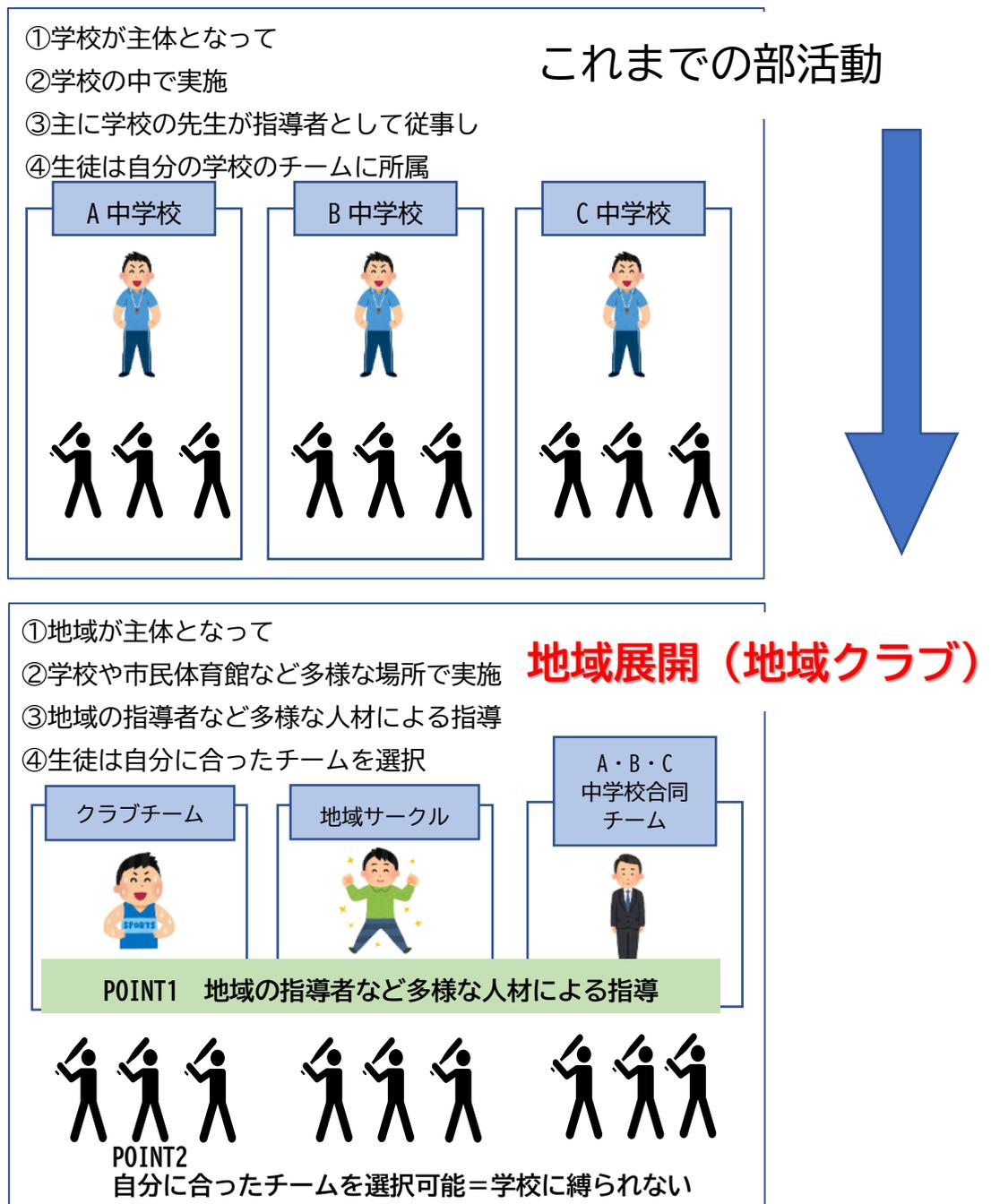


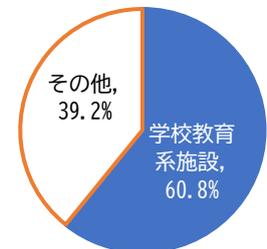
図 31 部活動の地域展開

## ～ 懇話会での意見 ～

- ・学校運営協議会があれば、まちづくりをやっている人も入りやすくなって知ってもらえる機会が増えるかなというふうに思う。
- ・一般のそういう肩書きがない人でもここに入れるような、例えば認定制度など、市の中で何かそういう仕組み作りみたいなものがある
- ・地域の方に参加いただける委員会があることで、後ろ盾ができた、そこがやはり安心感というか、そこがすごく大きい。また、後ろ盾と同時にいろんな分野へのコネクションができ、問題が発生した場合に相談先があり、こどもたちのために「自分達は何ができるか」という建設的な意見をいつもくださるのでとてもありがたい。
- ・中学生の場合、自己肯定感が下がる時期、大人としての自己肯定感を持ちにくい時期なので、社会と結びついて活動することによって、手応えを得る取組があって良いと思う。
- ・協議会の事務局の方が、学校からニュートラルな立場で、日頃の教務と関わり無く、今おっしゃったようなことを推進できる、采配できるような方が学校の中にいないと厳しいかなと思う。
- ・学校の困りごとというと、学習の方に目が行くし、問題となるとやはりそこが出てくると思うのですが、勿論それも一つのジャンルというか、学習の面、部活とか、学校の美化作業とかであったりとかも必要ですが、親と子の心が育っていることが絶対的に必要と思う。
- ・兄弟がいたり、昔はいとこがいるとかおじさんおばさんがいるとか、そういう世の中と違って来たということを考えて、わざとそういう機会を作っていないといけなのだろうというふうに思う。
- ・学校施設の地域開放については、児童・生徒の安全面を考慮すると住民意識からも、まだハードルが高い。
- ・学校施設を開放するメリットとして、児童と地域住民の関わりを深めることにつながるのではないかな。
- ・もっと学校が社会インフラでまさに地域とか社会に開放されていないといけない、学校経営とか、あとは協議事項も地域のみなさんとか保護者のみなさんと一緒にやっていく前提でないともたない。
- ・理想は地域社会とか福祉とかオフセットできればいろんな人たちの接点が増え、学ぶことの手ごたえが感じられるのではないかと思います。
- ・学校ぐるみで縦割り学習などをやるときに、地域の方にも協力していただくのは非常に効果があります。様々な立場や職業の人を見せないと、こども達の多様化につながらない気がします。
- ・今のままでは固定化が避けられないのかなと思いき、限られた環境で逃げ場がないという状況になってしまうおそれがあると思いました。地域に逃げ場となる場所を整えられれば良いのではないのでしょうか。

### 5. 将来を見据えた学校施設の整備に関すること

- ・学校施設の約半数が築40年を超えており、老朽化が進行。学校教育系施設は、市有施設の約6割を占めている。(図32・図33)
- ・学校施設の今後の維持・更新コストの試算では、目標使用年数を80年として、築80年経過時に現在と同規模で建て替えるとした場合、過去5年間に施設整備及び維持管理に要した経費(施設関連経費)の平均の2倍強の費用が必要という試算。(図34)
- ・2025(令和7)年7月改訂の佐倉市公共施設等総合管理計画で、公共建築物全体の20%以上を目途に面積を縮減していくことを目標に掲げている。
- ・学校施設の学びの場以外の役割としては、放課後の居場所・活動場所や、防災拠点、地域コミュニティなどの活動や交流の拠点として役割が求められている。(表11)
- ・仮に学校敷地内や校舎内に学校以外の公共施設等が整備されるとした場合、保護者、市民いづれも「保育園や学童保育所等の子育て支援施設」への回答が高い。保護者や教員は「他の施設の整備は望ましくない」、への回答も比較的多い。(表12)
- ・GIGAスクール構想の具現化のため、通信環境の整備が急務。また、体育館や特別教室への空調整備の設置、激甚化する災害に備える整備や二酸化炭素排出の削減に資するZEB化、エレベーター設置や段差解消などのバリアフリー化などが求められている。



出典：佐倉市公共施設等総合管理計画  
図32 市公共建築物の類型別の面積割合

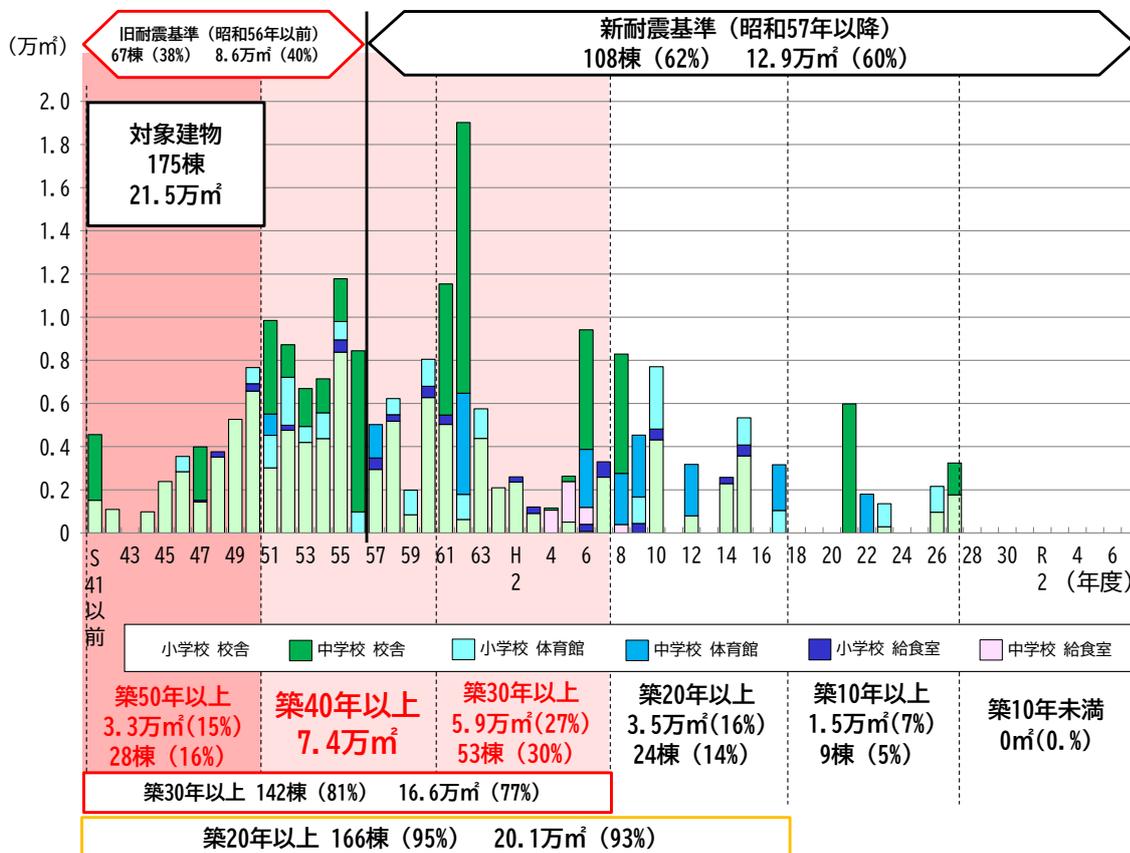


図33 学校施設の築年別整備状況

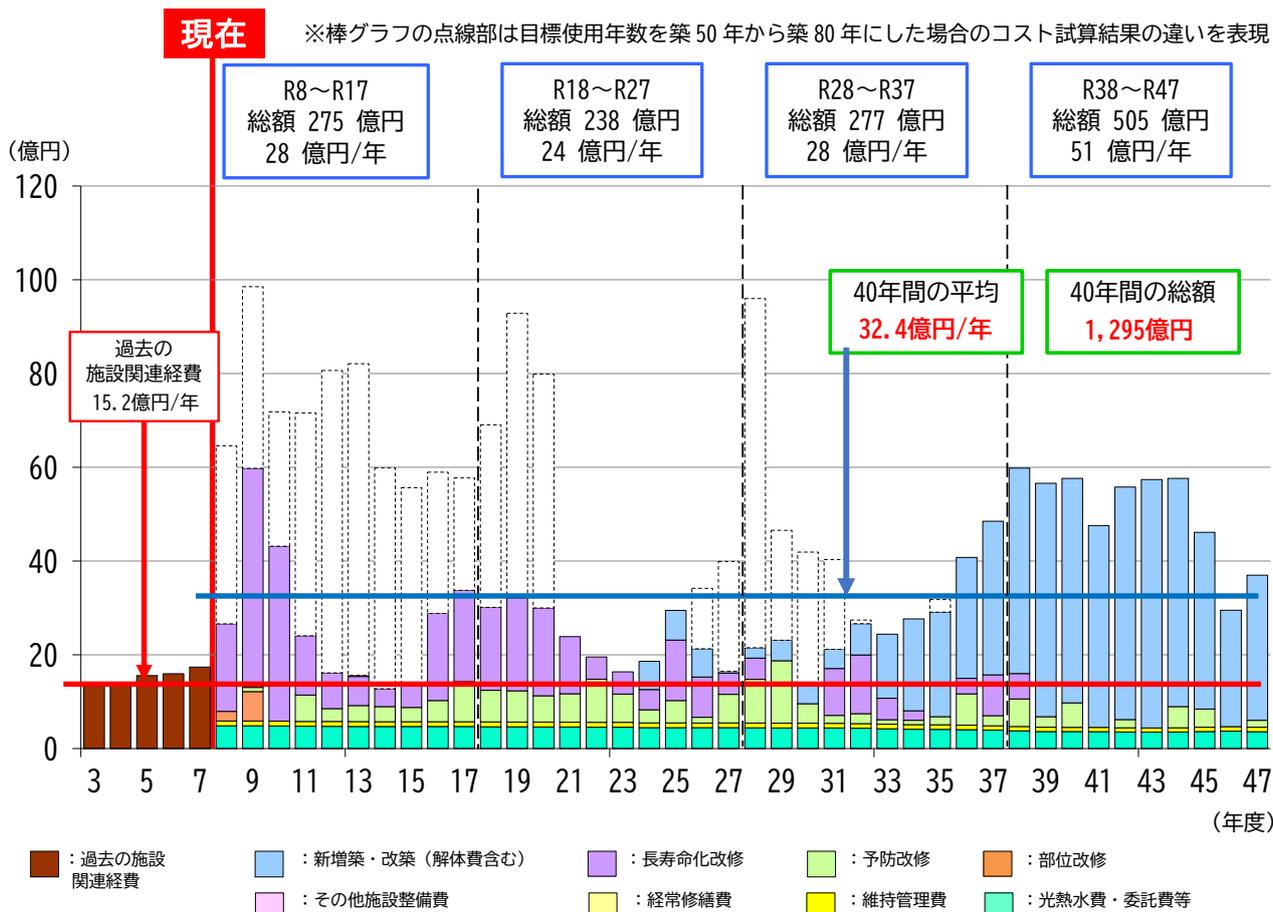


図 34 学校施設の今後の維持・更新コスト試算（標準的な改修周期で現在の保有量維持を仮定）

	N=2,045		N=1,156		N=334		N=221		N=1,116		N=345	
	児童保護者	生徒保護者	小学校教員	中学校教員	市民	未就学児保護者						
児童・生徒の放課後の居場所・活動場所としての役割	1,344	65.7%	694	60.0%	149	44.6%	101	45.7%	693	62.1%	225	65.2%
地域の防災の拠点としての役割	1,125	55.0%	636	55.0%	171	51.2%	135	61.1%	608	54.5%	172	49.9%
地域コミュニティや地域のつながりに関わる活動・拠点としての役割	715	35.0%	339	29.3%	143	42.8%	63	28.5%	458	41.0%	116	33.6%
スポーツ・文化・生涯学習の拠点としての役割	474	23.2%	345	29.8%	72	21.6%	69	31.2%	330	29.6%	106	30.7%
地域の歴史や文化の中核的な存在としての役割	91	4.4%	50	4.3%	21	6.3%	13	5.9%	90	8.1%	22	6.4%
地域づくり・人づくりを進めるための地域の核としての役割	321	15.7%	190	16.4%	105	31.4%	66	29.9%	298	26.7%	72	20.9%
子育て世帯等の移住や定住を促進する役割	270	13.2%	117	10.1%	34	10.2%	14	6.3%	198	17.7%	81	23.5%
特でない（児童・生徒の学びの場以外の役割があると思わない）	162	7.9%	87	7.5%	21	6.3%	16	7.2%	56	5.0%	19	5.5%

表 11 学校について、児童・生徒の学びの場としての役割以外に、どのような役割を担うべきと考えますか？  
（アンケート調査）

	N=2,045		N=1,156		N=334		N=221		N=1,116		N=345	
	児童保護者		生徒保護者		小学校教員		中学校教員		市民		未就学児保護者	
公民館やコミュニティセンター等の市民文化系施設	617	30.2%	374	32.4%	118	35.3%	69	31.2%	411	36.8%	103	29.9%
保育園や学童保育所等の子育て支援施設	1,126	55.1%	499	43.2%	187	56.0%	90	40.7%	687	61.5%	249	72.2%
地域包括支援センターや保健センター等の保健福祉・医療施設	423	20.7%	241	20.8%	51	15.3%	32	14.5%	288	25.8%	71	20.6%
出張所などの行政系施設	199	9.7%	127	11.0%	26	7.8%	19	8.6%	138	12.4%	33	9.6%
民間デイサービス等の高齢者福祉施設	241	11.8%	155	13.4%	42	12.6%	28	12.7%	213	19.1%	33	9.6%
民間幼稚園や保育園、認定こども園	441	21.6%	188	16.3%	61	18.3%	46	20.8%	325	29.1%	129	37.4%
保護者や地域住民がテレワークを行うスペース	148	7.2%	70	6.1%	12	3.6%	7	3.2%	94	8.4%	28	8.1%
他の施設の整備は望ましくない	431	21.1%	298	25.8%	80	24.0%	74	33.5%	136	12.2%	49	14.2%

表 12 仮に学校敷地内や校舎内に学校以外の公共施設等が整備されるとした場合、望ましいと思われる施設を選択してください。

(アンケート調査)

## ～ 懇話会での意見 ～

- ・やはり施設は安全が第一と思う。
- ・わかっていることと言えば、人口が減っていき経済成長が止まっていて、今後円高になることも多分ないとかいろんなことを考えると、経費はもう、どんどん上がっていくばかりで、お金が足らなくなるというのは間違いない。
- ・ある意味、建て替えが迫っているということはチャンスでもあるので、そういうときに、どういう教育環境をこどもたちに提供できるのかということ、ここでは考えるのではないか。
- ・教育環境として何がいいのかということ考えた上で、また将来の見通しを考えた上で、この統合はこどもたちにとってプラスになるのかならないのか、ということを考えていかなきゃいけないというふうに思う。
- ・リニューアルして全然違う学校にするとか、何かそういう発想ができれば、同じように建て替えるのではなく、他とは違う形で新しくできないかなと思う。
- ・例えば先進的な教育モデルとセットにしたこういう建物を造り替えるものを佐倉モデルとして打ち出していけば、むしろ市民の方も誇りに思ってくださるし、説得力もあるのでは。
- ・運営上どうなのか分からないですが、例えば学校の隣、または同じ敷地内に老人ホームがあるのもいいのではないかなと思う。
- ・学校には家庭科室とか調理室とかあったりして、こどもたちは帰りに学童に行くけど、行けない年代の子とかもいるから、そういう子がそこで何かサークル活動など、大人と一緒に過ごして家に帰るような、そういう場所が学校の中に増えたらいいなと思う。
- ・学校は分かっている人間だけで生活してきた環境でもあるので、これからの学校が、多くの人に地域の人に使っていただける場所になりうるためには、意識だけではなくて、ハードルもあると感じている。

## 第4章 目指すべきこれからの学校教育のあり方の実現に向けた課題

### 1. 本市の学校教育が抱える問題の構造

第3章では学校教育の現状をテーマ別に把握・整理しましたが、その内容は多岐に渡り、複雑に絡み合っています。これらの状況に対し、早急に対策を講じなければ、教育の質の低下とともに、持続的で魅力ある学校教育の実現が困難となることが想定されます。

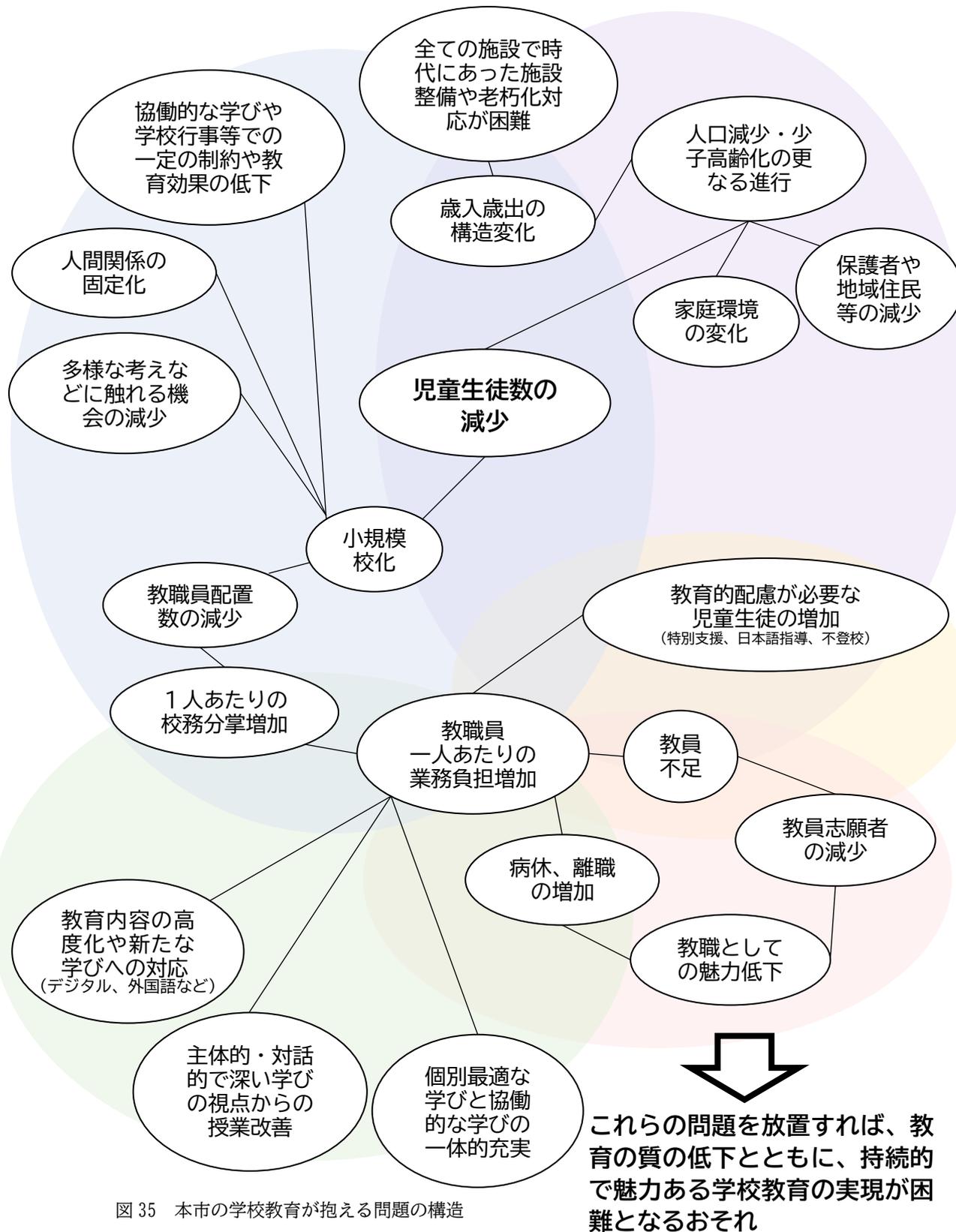


図 35 本市の学校教育が抱える問題の構造

## 2. 目指すべきこれからの学校教育のあり方の実現に向けた課題

第2章で掲げる『“ひと”と“知”と“社会”とつながる佐倉の学校教育』を実現するために、これまで整理してきた学校教育における現状に対処し、より良い方向へ導いていくための手段を以下のとおり設定し、問題解決の取組を推進していくこととします。

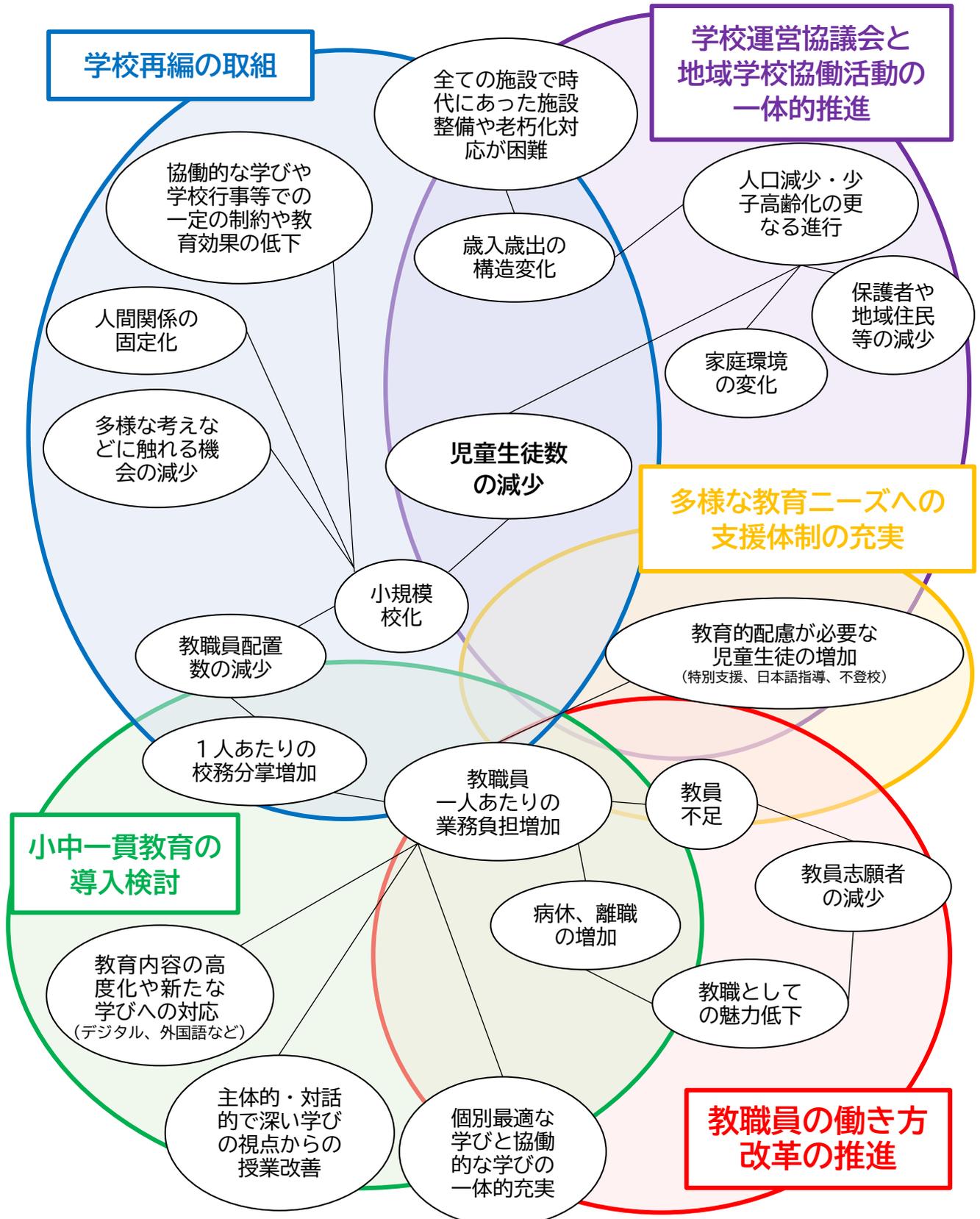


図 36 目指すべきこれからの学校教育のあり方の実現に向けた課題

## 第5章 目指すべきこれからの学校教育のあり方の実現に向けた基本方針

第4章で掲げた課題設定を「本市が目指す学校教育の姿」を実現していくための基本方針とし、5つの取組ごとに方向性を整理します。

### 1. 学校再編への取組

#### (1) 目的・意義

社会の変化が加速度的に進み、複雑かつ予測困難な時代にある今、こどもたち一人一人が自らの良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

こうした力の育成に当たっては、変化に受け身で対応するのではなく、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて社会や生活をより豊かなものにしていく姿勢が重要です。そのうえで、次代を切り拓くこどもたちに求められる資質・能力としては、9ページに掲げたもののほか、以下のような力が挙げられます。

- ・ 文章の意味を正確に理解する読解力
- ・ 自ら考えて表現する力
- ・ 対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し、新しい解や納得解を生み出す力
- ・ 豊かな情操や規範意識
- ・ 自他の生命の尊重
- ・ 自己肯定感・自己有用感
- ・ 困難を乗り越え、物事を成し遂げる力
- ・ 各教育段階に応じた体力の向上と健康の確保

これらの力を見だし、それを引き出して、より良い方向に導いていくためには、教員個人の力量のみならず、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の存在が不可欠であり、「チーム学校」として一体となって教育活動に取り組むことが重要です。

一方で、少子高齢化・人口減少を背景に児童生徒数は減少を続け、全学年単学級の小中学校が増加すると推計しています。また、教育活動が安全・安心かつ快適に行われるよう、教育環境の基盤である学校施設の整備も欠かせません。老朽化対策の推進に加え、バリアフリー化や空調設備の設置など、こどもたちが快適に学校生活を送れる環境づくりが求められています。

これからの学校では、個別最適な学びによってこどもたちが効果的・効率的に知識や技能を習得することに加え、習得した知識・技能を活用しながら、多様な他者との協働の中で思考・判断・表現を行い、新たな価値を創出したり、異なる意見との対立を乗り越えて合意形成を図ったりする経験が重要です。このような協働的な学びこそ、義務教育段階においてこどもたちが学校という場に集い、授業のみならず、学校行事などの特別活動を通じて得られる、現代における学校の意義を示すものです。

したがって、こうした教育環境の質を確保・向上させるためにも、望ましい学校規模や学校配置の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

(2) 取組の方向性

① 望ましい学校規模（クラス数）

学校では、単に教科等の知識や技能を習得するだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、お互いを認め合い、共に協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育み、社会性や規範意識を身につけることが学校教育において重要と捉え、小・中学校では一定の集団規模を確保することとします。

望ましい学校規模を確保することにより、学習や学校行事で、学級の枠を超えた多様な指導形態をとることができ、多様な教職員配置による「チーム学校」として体制確保や「チーム担任制」の導入といった、学校運営面における工夫の幅を広げることが可能になります。

これらの考えのもと、本市において望ましい学校規模を以下のとおりとします。

区分	学年のクラス数
小学校	2～3クラス(学校あたり12～18クラス)
中学校	3～4クラス(学校あたり 9～12クラス)

表13 望ましい学校規模（クラス数）※特別支援学級数は除く

アンケート調査結果における「望ましい学校規模」

- アンケート調査結果では、望ましい1学年あたりのクラス数については、小学校では「2～3クラス」、中学校では「3～4クラス」への回答割合が高くなっています。

【小学校】

望ましい クラスの数	児童		保護者		教員		市民		未就学児保護者	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1クラス	288	8.2%	16	0.8%	4	1.2%	7	0.6%	5	1.4%
2クラス	1,121	31.8%	450	22.0%	103	30.8%	181	16.2%	73	21.2%
3クラス	1,128	32.0%	1,076	52.6%	198	59.3%	640	57.3%	198	57.4%
4クラス	691	19.6%	414	20.2%	24	7.2%	177	15.8%	54	15.7%
5クラス	160	4.5%	71	3.5%	3	0.9%	90	8.1%	11	3.2%
6クラス	58	1.6%	9	0.4%	0	0.0%	8	0.7%	2	0.6%
7クラス以上	62	1.8%	9	0.4%	2	0.6%	12	1.1%	2	0.6%
不明	16	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%
計	3,524	100.0%	2,045	100.0%	334	100.0%	1,117	100.0%	345	100.0%

【中学校】

望ましい クラスの数	生徒		保護者		教員		市民		未就学児保護者	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1クラス	20	0.6%	1	0.1%	1	0.5%	2	0.2%	1	0.3%
2クラス	193	6.0%	12	1.0%	6	2.7%	38	3.4%	17	4.9%
3クラス	981	30.7%	265	22.9%	74	33.5%	314	28.1%	104	30.1%
4クラス	629	19.7%	340	29.4%	102	46.2%	336	30.1%	123	35.7%
5クラス	769	24.0%	356	30.8%	27	12.2%	288	25.8%	71	20.6%
6クラス	391	12.2%	145	12.5%	11	5.0%	100	9.0%	26	7.5%
7クラス以上	208	6.5%	37	3.2%	0	0.0%	37	3.3%	3	0.9%
不明	9	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%
計	3,200	100.0%	1,156	100.0%	221	100.0%	1,117	100.0%	345	100.0%

② 望ましい学校配置（通学時間）

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。また、学校規模の適正化による学校統合を行った場合、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえ適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。本市においては、小・中学校ともに、現状徒歩による通学の約90%が30分未満に収まっていることから、望ましい通学時間の目安を以下のとおりとします。

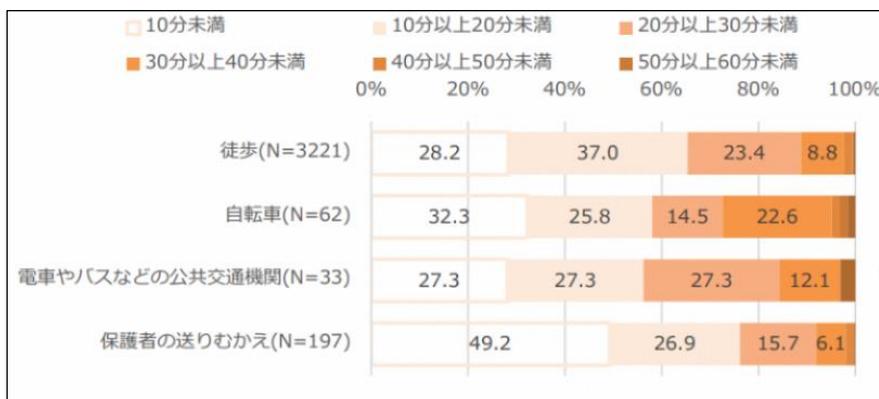
区分	通学時間の目安
小学校	片道おおむね30分程度
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校については、徒歩を原則としつつ、公共交通機関やスクールバスを想定</li> <li>中学校については、徒歩あるいは自転車の他、公共交通機関を想定</li> </ul>

表14 望ましい通学時間の目安

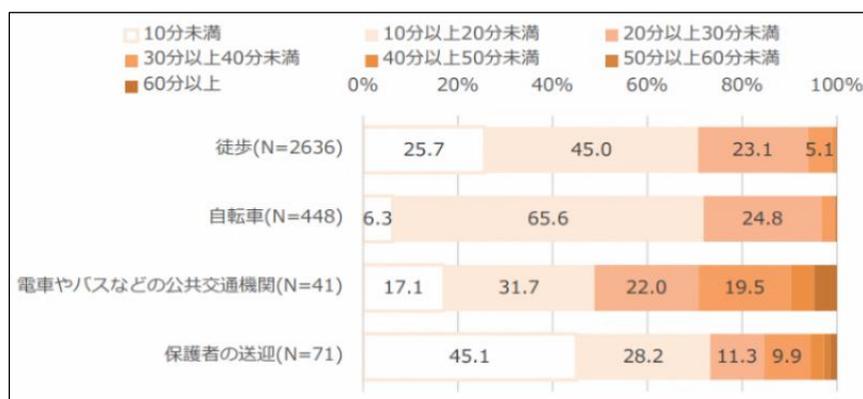
アンケート調査結果における「望ましい通学時間」

- アンケート調査結果について「通学方法」と「どれくらい時間がかかっているか」のクロス集計を行った結果、徒歩による通学時間が30分未満と回答した児童・生徒数は、小学校では全体の88.6%、中学校では全体の93.8%を占めています。

【小学校】



【中学校】



## (3) 取り組む際の配慮すべき事項

## ① 環境変化への配慮

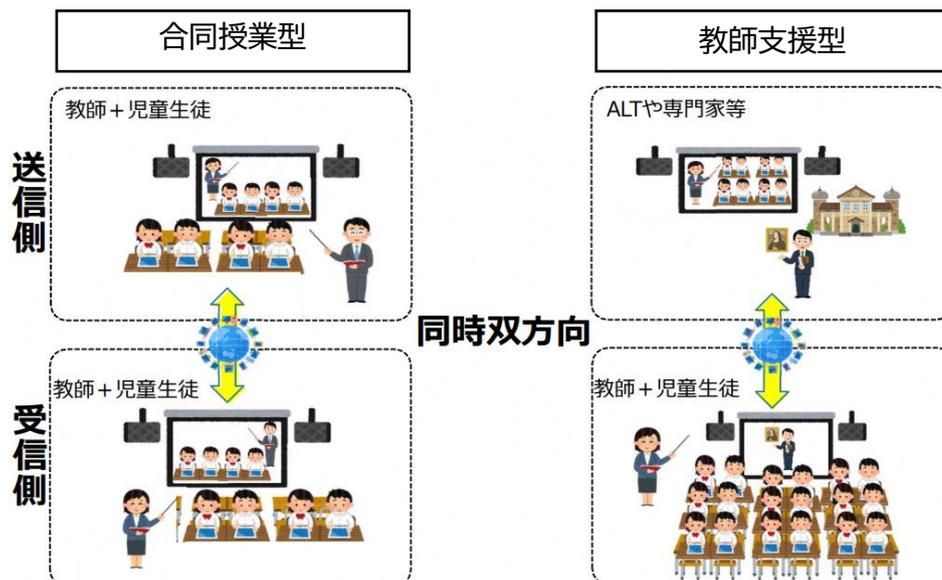
学校統合により、児童生徒はもとより、保護者や地域住民にも大きな変化が生じることから、想定される事項についての対応を検討しておく必要があります。

## &lt;通学環境の変化&gt;

- 統合に伴いスクールバス等の多様な交通手段を導入する場合、徒歩時間の減少による体力の低下や放課後の遊びの時間や家庭学習時間の減少などが想定されることから、体力づくりの活動時間の確保や乗車時間の有効活用などの方策
- 新たな通学路の設定とともに、関係者と連携した安全対策の推進

## &lt;学習・生活環境の変化&gt;

- 児童生徒の精神的な負担の軽減を図るためにスクールカウンセラー等による相談体制の充実
- 再編前後の教職員の継続配置やきめ細かな対応を図るための教職員体制の充実
- 学校行事の共同実施やオンラインによる合同授業など、再編前の事前交流の実施
- 児童生徒や保護者の不安や悩みなど、再編前後における学校生活上のアンケートの実施



出典：「義務教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ参考資料」（文部科学省）

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/090/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/090/toushin/mext_00001.html)) を加工して作成

図 37 オンラインによる合同授業のイメージ

## &lt;学校と保護者、地域との関係&gt;

- 学校が関わる地域が広がることで、より多くの地域住民との関りや教育資源の多様化といった効果を最大限生かす取組
- 避難所や投票所、身近な文化・スポーツ拠点としての役割など、これまで学校が担ってきた副次的な役割の代替機能の確保
- 自治会等、これまでの協働体制の継続性への配慮

② 保護者や地域との対話や合意形成

学校再編においては、こどもたちや保護者、地域住民のほか、将来の受益者である就学前のこどもの保護者の声を丁寧に汲み取りながら、未来を担うこどもたちにとって何が最も良い選択なのかを考える必要があります。地域住民や地域の学校支援組織と、教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切です。

そのため、十分な検討時間を設け、教育委員会から積極的な情報提供を行いながら一緒に検討する環境を整えるなど、関係者と十分な調整を図る必要があると考えます。

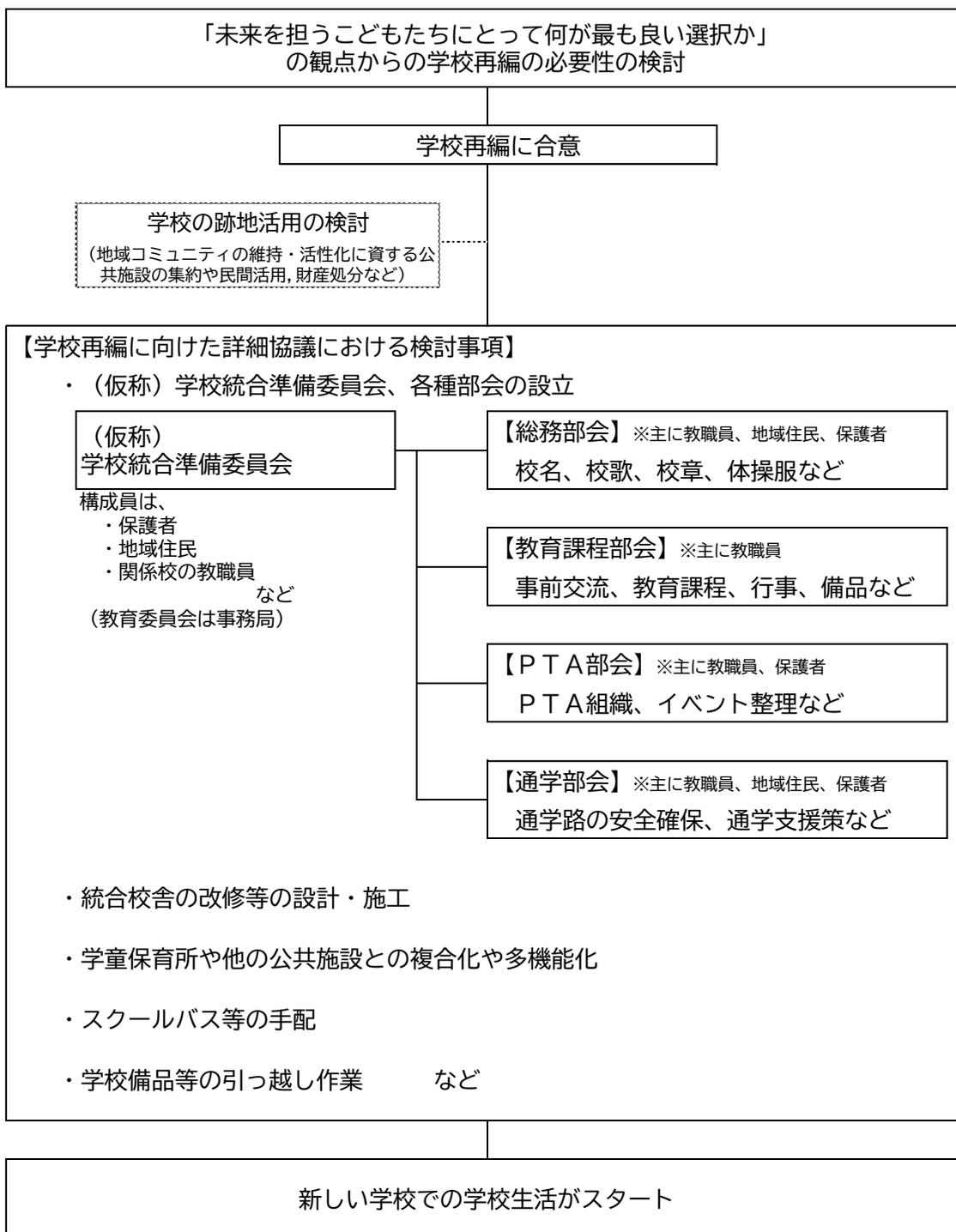


図 38 学校再編の手順の一例

## ③ 通学区域の指定

本市では、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条の規定により、就学すべき小中学校を居住地により指定（通学区域）しています。指定に当たっては、道路や河川等の地理的状況や地域社会が作られてきた歴史的背景等、それぞれの地域の実態を踏まえて通学区域を設定しています。学校再編に当たっても、これらに配慮して検討する必要があるものと捉えています。

また、弥富小学校と和田小学校は、児童生徒数の減少を背景として、学校選択制の類型の一つである「小規模特認校制度」を導入し、通学区域に関係なく市内全域から通学が可能とする中で「複式学級の解消による学校の活性化」と「きめ細かい指導」の実現を図ってきました。学校再編に伴い通学区域の変更が必要となる中で、児童生徒の通学における安全性を最優先に、保護者や地域からの要望等を受けた際は、小規模特認校以外の学校選択制の導入を視野に入れておく必要があるものと考えられます。また、小規模特認校制度の維持については、今後、多くの学校が小規模校化していく想定の中で、その必要性について検証する必要があるものと捉えています。

種類	内容
自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来に通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来に通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来に通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

表 15 学校選択制の種類

## 2. 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

### (1) 目的・意義

これまで、地域の方々からはそれぞれの地域の環境や歴史、文化に合わせた様々な教育活動や支援を学校の求めに応じる形で提供いただいていたところですが。具体的には、登下校の見守りや好学力チャレンジ教室における学習支援などが挙げられます。これらの活動は、近年では地域学校協働活動として、こどもたちの豊かな学びを支えるものとして、現在、多くの学校で取組を進めているところです。

一方、学校現場では、少子高齢化・人口減少などの社会構造の変化や、様々な教育的支援を要する児童生徒の増加など、こどもを取り巻く課題も一層多様化・複雑化しており、学校においては、これらの課題への対応も求められるなか、これからの時代に対応した新しい学校教育を実現するためには、もはや学校だけ、教職員だけの対応では限界に達していると指摘されています。

これらに対応していく手段として、保護者や地域住民等が当事者として学校運営に参画し、目指すべき目標を共有し、その目標達成のための十分な協議を行う場である学校運営協議会が挙げられます。学校運営協議会において、学校と地域が連携・協働し、目標達成を実現するための活動である地域学校協働活動と一体的推進を図ることで、学校運営の改善や教育の質の向上などに寄与した成果が、数多く報告されています。

本市においても、これらの先進事例を参考にしながら、学校と連携して、計画的・段階的に学校運営協議会の導入に向けた取組を進めていきます。また、学校運営協議会の協議事項である「学校運営への必要な支援」を実現するために、学校運営協議会での協議内容に基づいた活動が行われるよう地域学校協働活動の充実を図り、学校と地域住民が連携・協働することで、こどもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていく体制を整備していくこととします。

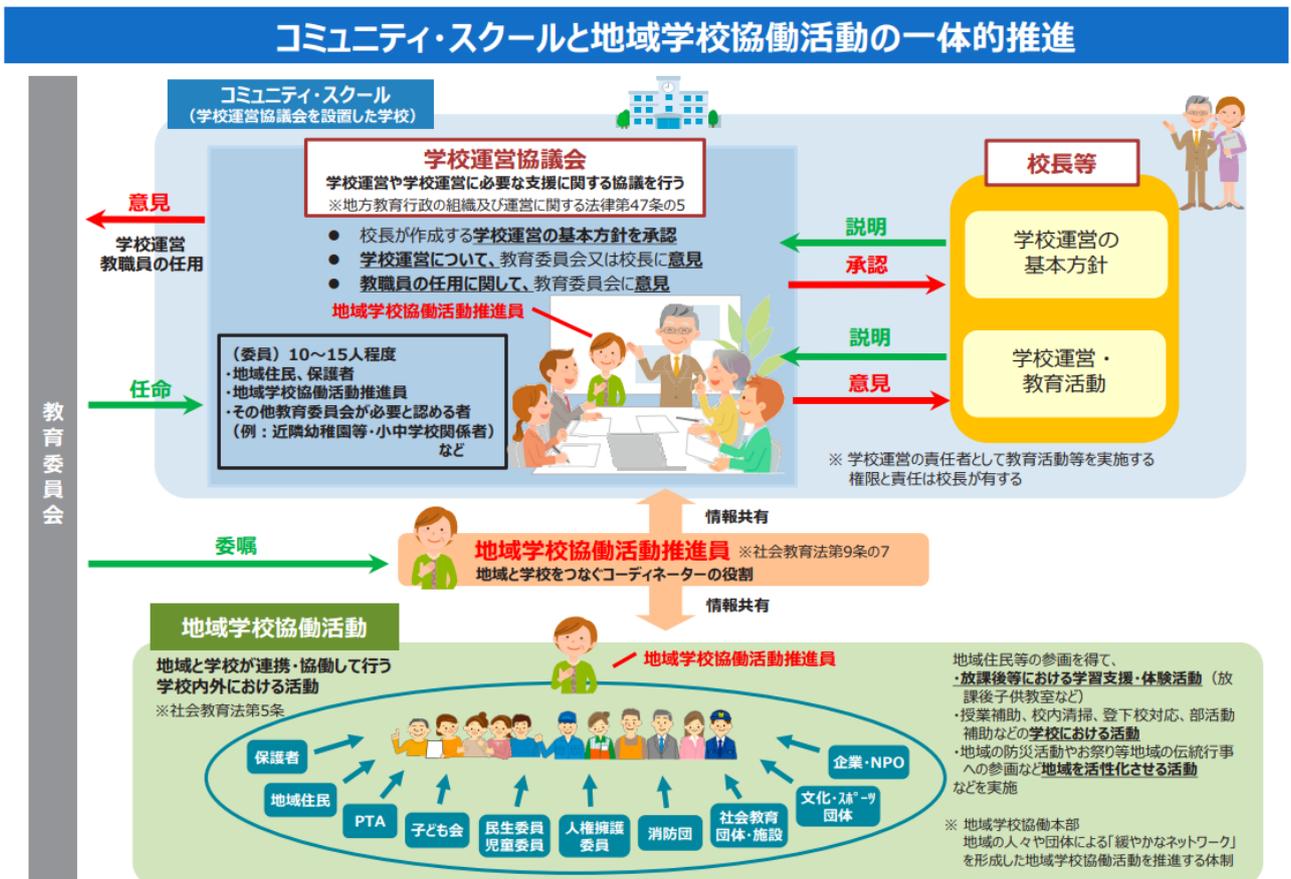
(2) 取組の方向性

① 学校運営協議会の導入

学校運営協議会は、2004（平成16）年に法制度化されたのち、2017（平成29）年の改正では学校運営協議会の設置は教育委員会の努力義務とされており、学校運営協議会導入の権限と責任は、各学校を所管する教育委員会に課せられています。このため、教育委員会には、所管の学校等と連携して、計画的・段階的に学校運営協議会の導入に向けた取組を進める努力が求められています。

導入に当たっては、現状、各学校においてどのような地域との連携体制が敷かれているかを確認し、個別に対応を図っている場合には、学校運営協議会に一元化を図るなどといった対応が必要かどうかを検討するなど、学校と地域に寄り添いながら段階的な移行をしていくことも考えられます。

また、教育委員会や教職員などの関係者が、段階的・体系的な研修に参加するなどして、学校運営協議会制度を正しく理解する必要があります。さらに、導入後も学校や地域に任せきりにせず、教育委員会が学校運営協議会の状況等について把握しながら継続的な支援を行うことが重要です。また、学校運営協議会は、複数校で1つとすることもできる規定があることから、地域の実情に応じた適切な対応を検討していきます。



出典：「令和6年度 文部科学白書」（文部科学省）（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab202001/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab202001/mext_00001.html)）

図 39 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

## ② 地域学校協働活動の推進・充実

本市では、既に「学習支援」「放課後こども教室」等、様々な活動に取り組んでおり、引き続きこれら地域学校協働活動を推進するとともに、学校運営協議会と一体的に取り組むことにより、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることで「学校を核とした地域づくり」が進み、持続可能な地域づくりや地域活性化につながっていくことが期待されます。

また、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に取り組むことにより、学校と地域が相互の信頼関係の下で十分な協議を行い、協議に基づいて活動を実施する流れができます。こうすることで、授業や学校行事等の教育課程に位置付けられた活動のみならず、

- ・いじめや不登校、貧困、孤独・孤立といったこどもたちを取り巻く様々な現代的課題
  - ・放課後の学習支援や学校内外での居場所づくり
  - ・こどもたちや保護者の抱える課題を早期に発見し必要な機関等へつなぐ体制づくり
- など、学校だけでは対処しきれない問題を解決することも期待されています。

そのためには、目的や意義を、学校と地域が十分に理解することが必要不可欠であり、地域住民や団体等に対して、協働活動の役割や活動内容などの情報発信に努め、学校と地域が一体として活動を推進する気運を高めていく必要があります。

さらに、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に取り組んでいくためには、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)の存在が欠かせないことから、これら推進員の確保に努めます。推進員の候補者としては、教員OBやPTA関係者、経験者、自治会、青年会等関係者などが考えられます。人材確保のためには、学校や市のホームページ等を活用し、地域学校協働活動の意義や成果を発信することで、魅力的な活動であることを周知していく必要があります。

### (3) 取り組む際の配慮すべき事項

#### ① 学校運営協議会の効果的な運用

学校運営協議会は、地域と学校が連携・協働しながら学校運営に参画する仕組みとして、全国で導入が進められており、学校と地域が共に子どもたちの成長を支えるための重要な基盤となっている事例も数多くある一方で、下記のような問題も見受けられるといった報告があります。

- ・教職員や保護者、地域住民の間で、学校運営協議会の目的や役割が十分に共有されておらず、会議が年数回の報告会にとどまり、実質的な議論や改善提案が行われないなど、形骸化・形式化の問題も見られる。
- ・若年層や働き世代の参画が難しく、限られた人材に負担が集中する傾向がある。
- ・校長や教頭、担当教員などに業務が集中し、継続的な運営が困難になる。
- ・教育の専門性を尊重しつつ、地域の声をどう取り入れるかというバランスが求められる。

こうした問題を克服するためには、まず学校と地域が「なぜ協議会を行うのか」という目的や目標を明確にし、共通認識を持つことが重要です。また、校長・教職員・委員・教育委員会の役割を明確にし、協働の仕組みを整備することが求められています。

そのため、教育委員会による研修や情報提供、推進員の配置など、学校への支援体制の充実とともに、会議だけでなくワークショップや懇談会など、柔軟な対話の場を設けるなどといった対応とともに、活動成果や学校の変化を地域や保護者に発信することも、理解と協力を得るうえで効果的であるとされています。

導入を目的とせずに、様々な取組を通じて持続可能な運営体制を構築し、効果的な運用を図っていく必要があるものと考えています。

#### ② 地域学校協働活動への多様な関係者の参画と協働空間・場の確保

学校が教育活動を通じて地域課題の解決に関わることは、子どもたちの社会参画を促すことにつながり、その結果、子どもたちが地域社会の一員としての自覚を持ち、地域への愛着やふるさと意識が醸成され、地域との関わりの中で自己有用感も育まれるなど、様々な効果を生むことも期待されます。また、学校を地域の大人の学びの場として活用することで、当事者意識や参画意識を高め、これまで培った知識や技術を、学校や地域の課題解決に活かせる自己実現としての場や、仲間づくりとしての場となることも期待されます。

このような活動を持続的に支えていくためには、余裕教室等の活用が想定されることから、子どもたちの安全や教職員の負担などに配慮したうえで、学校の実情を考慮し、適切な協働空間を確保する検討が必要です。

### 3. 教職員の働き方改革の推進

#### (1) 目的・意義

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教員にかかっています。このことは、いかに時代や社会が変化しようとも現在において変わるものではなく、教員は、子どもたちの人生に大きな影響を与え、子どもたちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業であり、教員や友人との学校生活は、卒業後も子どもたちの心の中に残り続けるものです。

一方で、現在の学校教育の現場では、全ての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通して、新たな学びの実現による学校教育の質を向上させることが求められています。また、教員が支援する子どもたちが抱える様々な課題が複雑化・困難化するとともに、少子化や人口減少の進行、過疎化や情報化など家庭や地域をめぐる状況も大きく変化してきています。このような中で、子どもたちに関わることについて、保護者や地域からの要望も多く、学校や教員に対する期待が高いことなどから、結果として、学校や教員の負担が増大してきた実態があります。

このような背景のもとで、教員の疲弊や教員不足、教員選考倍率の低下、教員の質の低下など、教員を取り巻く様々な課題は悪循環となり、悪化の一途をたどっています。また、教員定数が充足されないことは子どもたちに直接影響し、教育の質の低下を招いてしまうおそれがあります。

この悪循環を断ち切るために、学校における働き方改革や学校の指導・運営体制の充実等を通じて、教職員が心身ともに充実した状態で勤務できるようにするとともに、研修や学ぶ時間を十分に確保し、自己の資質・能力等を高められる環境を整備することが必要です。

また、働き方改革は、単なる業務改善にとどまらず、教育の持続可能性を高めるための社会的な取り組みであるという意義を持ち、教職員が安心して働ける環境を整えることは、子どもたちの健やかな成長を支える基盤となり、ひいては地域社会全体の教育力の向上につながるものです。また、このことは、教育現場の魅力を高め、優秀な人材の確保・育成にも寄与すると考えられます。働き方改革は、教育の質と人材の安定的な確保を両立させるための重要な施策であり、未来の教育を支える根幹とも言えます。

そのため、教職員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのよりよい教育」の実現を目指していきます。

## (2) 取組の方向性

### ① 業務量管理・健康確保措置実施計画

国においては、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指す理念の実現に向けたよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっています。教育委員会及び校長等の学校管理職は、関係法令に則り、教職員の勤務時間管理及び健康管理等を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教職員の心身の健康を損なうことがないよう注意する安全配慮義務があり、時間外在校等時間が特に長時間となっている教職員に対して、より実効的な手立てを講じる必要があるとしています。また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務のあり方自体を見直し、前例にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要です。

その上で、働き方改革と教育の質の向上の両立のためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用し、効果的な教育活動とする視点が必要であり、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要とされています。教職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「管理措置計画」という。）の策定が義務付けられました。また、策定のみならず、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要であるとしています。

本市としても、国の示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」（図40）に留意しつつ、管理措置計画の策定を通して、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを向上させるとともに、自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備し、教師がその高い専門性を大いに発揮できるようにすることにより、こどもたちに対してよりよい教育を行うことができる体制の構築を目指していきます。

## 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



出典：「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」（文部科学省）（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/mext\\_00026.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/mext_00026.html)）

図 40 学校と教師の業務の3分類

### ② 佐倉型カリキュラム・マネジメントの深化

2023（令和5）年度より開始した「佐倉型カリキュラム・マネジメント」は、教職員が時間的にゆとりを持ち、こどもたちと向き合う時間や授業の準備時間を確保することで、充実した質の高い教育活動を展開することを目的として、モジュール授業の実施や前年度の授業の余剰時数を踏まえて、週当たりの授業時数の検討や清掃の回数、行事の精選、最終下校時刻を勤務時間以内にする、計画の段階で授業時数に余剰が出ないようにするといった取り組みを各校の実情に合わせて行ってきている中で、

- 放課後の時間確保がこどもたちの心身の安定につながっている
  - 教職員がこどもたちと一緒に過ごす時間や向き合う時間が増え、家庭との信頼につながっている
  - 教職員にとって、ゆとりをもってこどもたちのために業務を行える環境が整いつつあるといった、当初の目的に沿った効果が見られています。しかし、その一方で、
    - 学級閉鎖や悪天候が続いた場合等に、想定した教育活動を完了できるかどうか
    - 部活動の時間を増やしてほしいという声
    - 放課後に公園などで遊ぶこどもが増え、公園の使用についての苦情がある
- といった課題なども確認されています。

今後は、各校の実態に合わせ、家庭や地域の理解を得ながら、佐倉型カリキュラム・マネジメントを深化させ、より充実した質の高い教育活動を展開していくことが重要と考えています。

### (3) 取り組む際の配慮すべき事項

教職員の働き方改革を実現する上では、業務の見直しと適正化を進めるとともに、人的・財政的支援体制の強化や校内の意識改革、ICTの効果的な活用など、複合的な問題に対して、総合的に取り組む必要があります。

一方、働き方改革の必要性については数年前から指摘があったにも関わらず、抜本的な解決に至っていない現状があります。まずは、このような背景を検証・反省することも重要と考えます。また、国から示されている3分類についても、実際の学校現場において本当に適切なかどうか、現場の教職員の意見も吸い上げつつ、学校運営協議会を活用しながら、地域や保護者等の理解を得ながら進めていくなど、多様な主体と共に、こどもたちの成長のために、学校はどうあるべきなのかということを考えていく協働体制を構築していく必要があるものと捉えています。

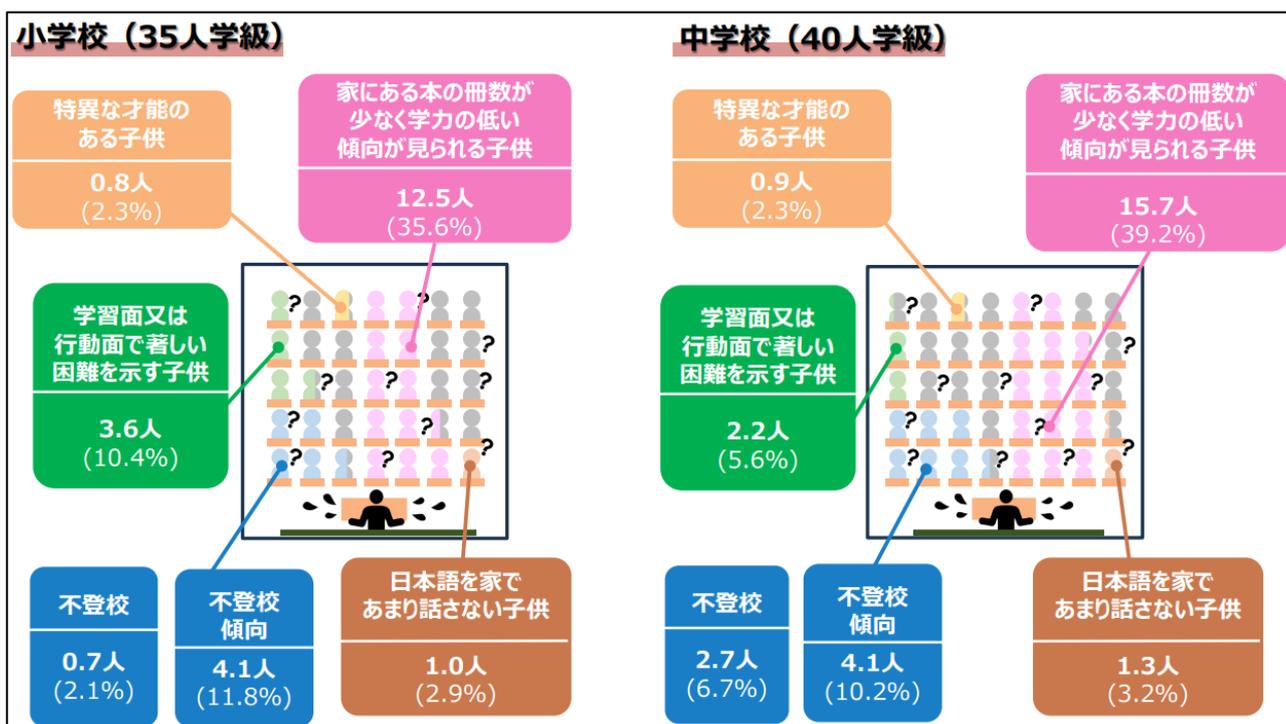
## 4. 多様な教育ニーズへの支援体制の充実

### (1) 目的・意義

現代のこどもたちは、一人一人が異なる背景や特性を持ち、学びのスタイルや成長の過程も多様化しています。そのため、画一的な教育だけでは十分に力を発揮できないこどもも少なくありません。不登校児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒などの多様な教育ニーズに対応できる支援体制を整えることは、すべてのこどもが持つ可能性を引き出し、公平で質の高い学びを保障するために不可欠です。

また、学校が多様性を尊重し、個別の違いを受け入れる姿勢を示すことで、こどもたち自身が他者を理解し、共に生きる力を育むことができるとともに、教育現場の質の向上のみならず、教育を通じた共生社会の実現に寄与するものと考えられます。

そのため、教職員の専門性向上やチームとしての対応力を高め、学校全体の教育力を底上げするとともに、スクールカウンセラーや支援員、外部専門家をはじめ、家庭・地域とも連携した支援体制を構築する中で、適切かつ継続的な支援を実施し、すべての児童生徒が安心して学び、個々の可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の実現を目指します。



出典：「中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程企画特別部会 第5回配布資料 資料1-1」(文部科学省)  
 (https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryo/mext\_00004.html)

図41 多様な個性や特性を有するこどもが在籍している実態の顕在化 (イメージ)

## (2) 取組の方向性

### ① 特別支援教育

本市では、自閉症・情緒障害、知的障害、難聴、弱視の4種類の特別支援学級を設置し、児童生徒の多様なニーズに応じた教育を展開しています。また、支援学級の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置も拡充し、合理的配慮の充実を図っています。

今後は、障害や特性に応じた支援の質をさらに高めるため、ICTの活用や教材・教具の工夫、視覚支援の充実など、個別最適な学びの実現に向けた環境整備が求められています。また、医療的ケアが必要な児童生徒や言語通級指導教室へ通う児童など、様々な支援の輪が広がっている中で、学校と行政の連携をさらに深め、すべてのこどもが安心して学べる教育環境の構築を目指します。

### ② 日本語指導

日本語指導が必要な外国人児童生徒等が将来への現実的な展望が持てるよう、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供することが必要です。また、こどもたちのアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むとともに、家族関係の形成に資するよう、これまで以上に母語・母文化の学びに対する支援に取り組むことも必要とされる中、学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を統合した学習を行い、教科学習に自律的に参加できる力を養うなど、組織的かつ体系的な指導も必要です。そのため、日本語指導担当教員の配置を継続的に要望していくとともに、翻訳機等のICTの活用や日本語適応指導員による適切な支援を継続していきます。

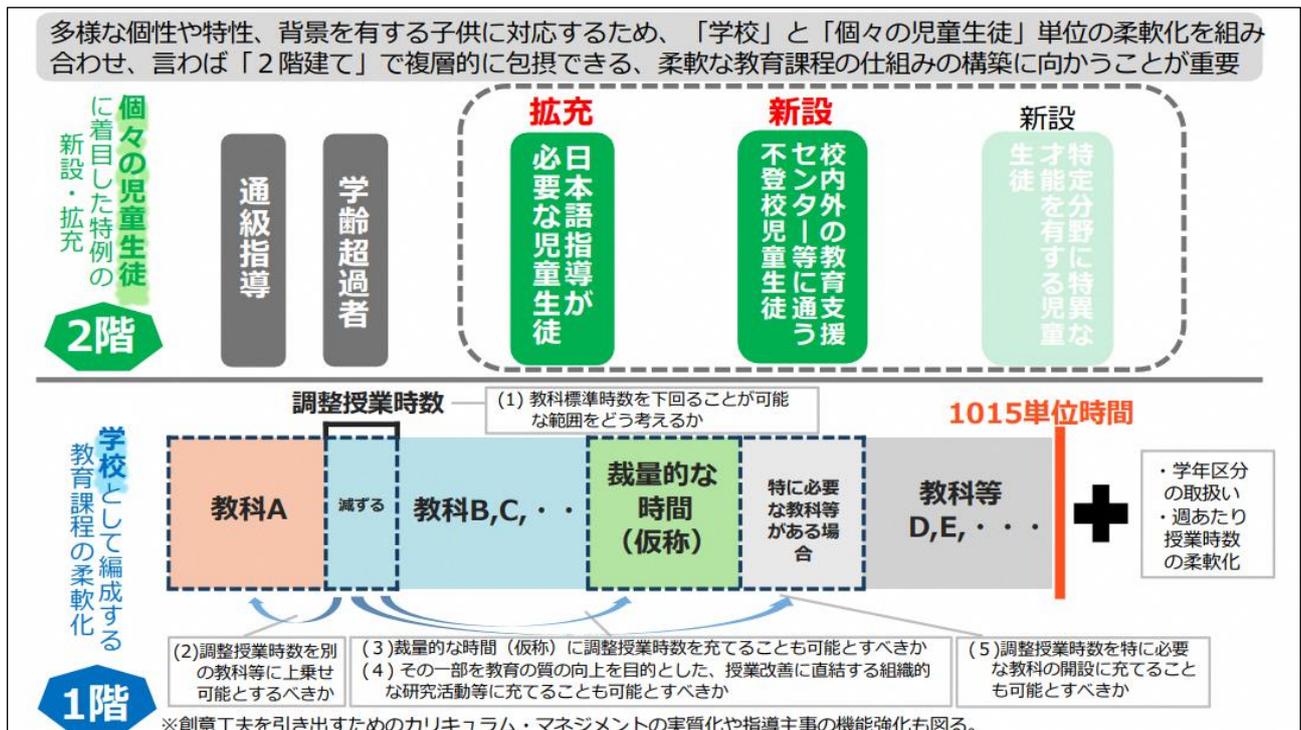
### ③ 不登校

本市では、不登校児童生徒数が2022（令和4）年度以降横ばいとなっているものの、小学校では依然として増加傾向にあり、低年齢化も進行しています。要因としては「心身の不調」や「学業不振」「人間関係」など多岐にわたり、個別の背景に応じた支援が求められています。現在、校内では「心の教育相談員による相談」や「校内教育支援センター」、校外では「ルームさくら」や「エデュオプちば」など多様な支援が展開されています。今後も、学校内外の学びの場の提供や関係機関との連携強化に努めていくとともに、ICTを活用した学習機会の充実や教職員の不登校支援の理解促進、人材の育成などを通して、支援の質を高めていきます。また、新たな不登校を生まないための取組を実施していきます。

また、日本語指導が必要な児童生徒や不登校児童生徒などへの支援にあっては、次期学習指導要領の検討の中で、こどもの多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を开花させる教育を実現するために、教育課程の時間数や目標、内容など学校の裁量を広げ、教育課程編成に柔軟性をもたせることが喫緊の課題であることが指摘されています。そのため、国では、その仕組みの構築（図43参照）について検討がなされており、本市においても、多様な個性や特性、背景を有するこどもたちの実態等に応じて、活用を検討することとします。

状態		支援の視点、内容、手法
不登校 または 登校渋り	登校できたい	未然防止…安全安心で魅力的な学校運営に向けて ・児童生徒と教職員の信頼関係の構築 ・児童生徒の相互の良好な人間関係の構築 初期対応…不登校になりそうな児童生徒に向けて ・専門的な知見で、多様な人材による教育相談体制の確立 【校内教育支援センター】 ・中学校は整備完了 ←小学校への設置も必要 ←児童生徒一人一人に応じた教育課程の編成（教育課程特例制度の導入）の必要性の検討 ←学びの多様な学校設置の必要性の検討 【ルームさくら（教育支援センター）】 ・市内に3か所（佐倉、志津、臼井教室） ・一人一人に合わせた個別学習や相談 ・自己肯定感の醸成、人間関係の改善・向上、自主性の育成、集団生活への適応力等を養う。 【オンラインでの授業配信（小学4年生～中学3年生）】 ・エデュオプちば（県） 【相談機関】 ・佐倉市教育センター、千葉県子どもと親のサポートセンター
	教室に入れる	
	教室に入りづらい	
	教室に入れない	
	外出できる	
	外出しづらい	
登校できたくない	外出できない	

図 42 不登校支援と未然防止に向けた検討イメージ



出典：「中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程企画特別部会 第5回配布資料 資料1-1」（文部科学省）  
 (https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryu/mext\_00004.html)

図 43 柔軟な教育課程編成の促進（小・中学校の全体イメージ）

### (3) 取り組む際の配慮すべき事項

#### ① 特別支援教育

本市では、特別支援学級の増加に伴い、児童生徒が落ち着いて学べる環境の確保が課題となっています。教室数やスペースの制約により、静穏で安心できる学習空間の整備が困難な状況も見られます。また、若手教員の増加により、特別な支援を要する児童生徒への適切な対応や指導方法に不安を抱えるケースが増加しています。また、医療的ケア児への対応においては、医療的行為を担う看護師の人員確保が喫緊の課題です。今後、すべての児童生徒が安心して学べる環境の実現に向けて、人的・物的両面での支援体制の充実が必要です。

#### ② 日本語指導

外国籍児童生徒は年々増加傾向の中で、指導員と指導回数の確保が喫緊の課題です。来日直後の全く日本語が分からない児童生徒がいた場合、日本語適応指導員の勤務日以外の学習面・生活面・心理面の配慮が十分とならないことや、保護者が日本語を理解できない場合があり、学校との連携が円滑に進まないことがあります。新たな指導人材の確保と学校における日本語指導の専門性の向上の観点から、例えば、やさしい日本語・多文化理解の研修、多言語教材の整備などの取組を検討します。

#### ③ 不登校

不登校には、前駆期・混乱期・安定期・準備期・復帰期といった回復段階が存在し、児童生徒の状態に応じた適切な支援が求められます。心身のエネルギーが低下している時期に過度な登校刺激を与えることは、学校との関係性を損なう要因となるため、慎重な対応が必要です。学校は児童生徒とのつながりを維持しつつ、定期的な連絡や保護者との面談、表情や行動の観察などを通じて、継続的かつ段階的な支援を行うことが重要です。これらの支援は、担任のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、管理職、学年主任、生徒指導担当等を含めた校内チームによる協働体制の構築が不可欠です。

また、児童生徒の状態に応じて、校内教育支援センターや放課後登校、部活動参加などの校内支援、ルームさくらやオンライン授業等の校外支援を柔軟に活用することが求められます。支援の場へつなげる際には、適切なタイミングで本人の意思を尊重し、無理のない形で選択肢を提示することが、将来的な社会的自立につながると考えられます。

## 5. 小中一貫教育の導入検討

### (1) 目的・意義

子どもたちの資質・能力をより一層育成する試みとして、小中一貫教育の実現が期待されています。「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」(文部科学省 H28.12.26)によれば、義務教育の目的・目標の創設や子どもたちの発達の早期化、教育内容や学習活動の量的・質的充実、学習や生活の違いから生じる小中での段差、家庭・地域の社会性育成機能の低下、学校現場の課題の多様化・複雑化といったことへの対応の必要性が挙げられています。先行自治体では、これらを解決するために小中一貫教育を導入し、一定の効果が確認されています。

我が国では、明治時代に近代的な学校教育の制度が導入されて以来、初等教育に区分される小学校と、中等教育に区分される中学校は異なる校種とみなされてきました。しかしながら昨今、小学校・中学校という従来の校種を越えた教育活動は法的に可能なものとなり、また相応の効果をえられるものとして期待され、積極的な活用が望まれているところでもあります。

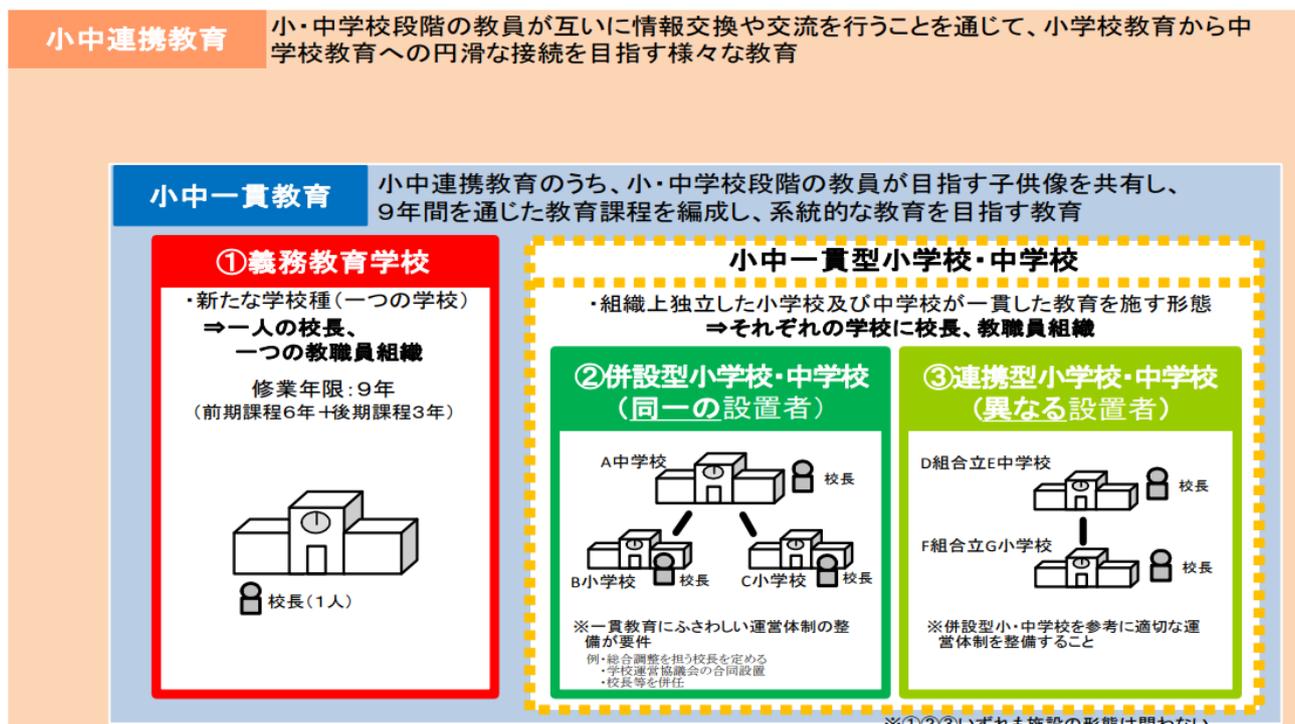
今後、少子化が進行し、さらなる児童生徒数の減少が見込まれています。また学校の教育活動の幅が広がり、多様な児童生徒に対するきめ細やかな指導が求められる中で、教員も新たな課題への対応を迫られ、従来どおりの体制のままでは、これからの学校の教育活動に十分に取り組むことが難しくなっています。人的資源や学校施設などの限られたリソースを、これからの教育活動がより有効に行われるように投入することが望ましいと考えます。小学校・中学校を一体のものと考えて、一貫した教育の中で捉えなおし、さらには就学前教育に当たる幼稚園・保育所や、中学校卒業後に多くの生徒が進学する高等学校の教育との連続した流れを想定して、「佐倉市で育った子どもが大人になっていくまでの過程」を全体として包み込み、支えられるような態勢を取っていきたいと考えているところです。

小中一貫教育の導入に際しては、単純に地域の小学校と中学校を統合するというような一つの形態に固定するのではなく、地域や児童生徒の実情や課題に即して柔軟な形態をとることを想定しています。ただし、教員組織を一体化し、校長が全体を統括してリーダーシップを発揮できるような体制を取るという方針は全体に共通します。これにより、従来の小学校・中学校の教員の業務内容が一挙に変わるというものではありません。一般に、小学校の教員には子どもの発達や学習を全体として見守り支援するという長所があり、中学校の教員には専門とする教科の深みに根ざした知への導きや進路を見据えた支援に長じた特徴があるといわれます。しかしながら、社会が複雑化・高度化していく中で、従来の小学校の教育では十分に対応しきれない部分があることから、より専門性の高い教科指導が求められるようになっていきます。一例を挙げれば、高度情報化の中で適切に情報を読み解き、また発信していく能力や、国際的な視野のもとで外国語でのコミュニケーションや異文化を理解できるような能力も強く求められるようになってきました。

他方で、各教科の学習内容は中学校入学前後から急に難易度が高くなり、それに十分についていくことが難しい子どもが増えてきます。中学校段階での学習不振は、一時的なものにとどまらず、将来的な問題につながってしまうことが懸念されるだけでなく、生徒の自己肯定感の減退にもつながりかねない重大な問題です。小中一貫教育の導入は、校種を6・3で完全に断ち切るのではなく、連続したものとして捉え、統合された組織のもとで教育活動全体の目標や課題を共有した上で、それぞれの教員のよさを生かして、そうした課題に対応していくために有効であると考えられます。小学校高学年～中学校は、心身の成長が著しい時期であり、それゆえに内面の不安や動揺を来たしやすい年代でもあります。ここでも、従来の小学校的なよさと中学校的なよさを区分するのではな

く、場面に応じて適宜活用して児童生徒の健やかな成長の支援に当たることができると考えられます。

児童生徒数の減少や学校・学級の規模の見直しによって、長く続いてきた当たり前の体制の見直しを考えなくてはなりません。私たちはそのような不可避の状況にある種のチャンスと捉えて、佐倉市で育っていく子どもたちの成長の全体を視野に入れ、これからの教育課題により適合した教育の実現を目指していきます。



出典：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引(平成28年12月)」(文部科学省)  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/ikkan/1357575.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm))

図44 小中連携教育と小中一貫教育

(2) 取組の方向性

<佐倉市版の小中一貫教育のあり方の検討>

小中一貫教育の導入に当たっては、先行自治体における小中一貫教育の効果や課題などを踏まえつつ、校長や教職員に対して取組への意識が共有されるよう、説明や協議等を実施していきます。それらの取組を通じて、小中一貫教育をより良い教育を実現するための手段として、どのような目的のもと、どのようなことを行っていくかなどの考え方を整理し、明確化を図っていく必要があると考えています。そのため、検討体制や検討事項を定め、計画的に実施していく必要があるものと考えています。

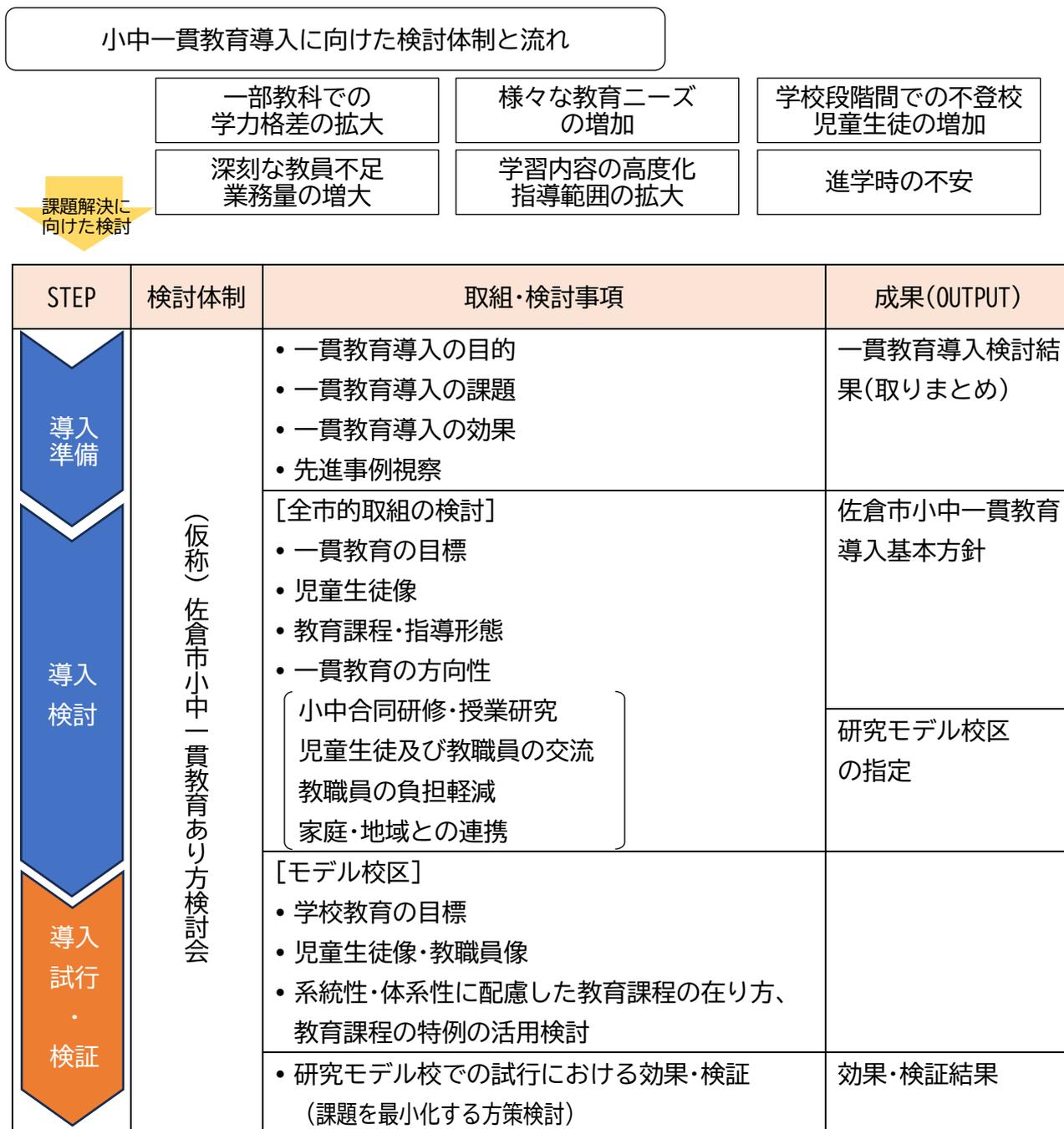


図 45 小中一貫教育の導入に向けた検討体制と進め方(案)

小中一貫教育の実施に当たって検討することが想定される事項

○ 制度形態		
形態	①義務教育学校	②小中一貫型小学校・中学校 (併設型小中一貫校)
就業 年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年・中学校3年
組織 運営	1人の校長、1つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め、全教職員を併任させる
免許	原則、小学校中学校の免許状の併有 ※当分の間、小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程を指導可能	所属する学校の免許状を保有
教育 課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9年間の教育目標の設定</li> <li>・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>	
施設 形態	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>施設一体型</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; width: 150px; margin: 5px auto;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">小学校・中学校</p> </div> <p>同一敷地で校舎が一体化 (渡り廊下での接続も含む)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>施設隣接型</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: 60px; margin: 5px auto;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">小学校</p> </div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: 60px; margin: 5px auto;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">中学校</p> </div> </div> <p>敷地が隣接</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: 60px; margin: 5px auto;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">小学校</p> </div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: 60px; margin: 5px auto;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">中学校</p> </div> </div> <p>又は同一敷地に別校舎</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>施設分離型</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: 60px; margin: 5px auto;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">小学校</p> </div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: 60px; margin: 5px auto;"> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">中学校</p> </div> </div> <p>敷地が離れている</p> </div> </div> <p>※いずれも施設形態は問わない</p>	
○ 教育課程の編成・実施に関すること		
項目	検討の視点など	
教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導	どのように上学年の指導事項に結びついているのか、どのような基礎知識を下学年で習得しているのかを把握し、受け持っている学年の指導事項が定着していないと、上学年の学習にどのような困難が生じるかを具体的にイメージできる状態の実現策	
教育課程の特例の活用	小中一貫教育の軸となる独自教科の導入 (例：小1からの英語教育、キャリア教育、情報活用能力の育成)	
教科等を横断した学習指導に関する工夫	授業や宿題で活用する教材の選定やその特長を踏まえた具体的な活用方法について、学年段階を超えて一定の方針決定	
生徒指導・生活指導に関する工夫	9年間を見通した学習規律・生活規律の設定	

評価に関する工夫	学習履歴、生徒指導記録、健康保健記録、関係機関相談記録などを活用しやすい形での一元的なデータ管理
○ 学年段階の区切りの柔軟な設定	
指導の一貫性の強化の一環として、こどもたちの発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際してこどもが体験する段差の緩和を図る観点から、4-3-2や5-4など、学年段階の区切りを柔軟に設定する取組の必要性	
○ 教科担任制、乗り入れ指導の方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育内容や学習活動の量的・質的充実が図られる中、小学校高学年での専門的な指導を充実させ、学力や学習意欲の向上を図る体制整備</li> <li>・思春期が早期化し、生徒の態様が多面化している中、学級担任制と一部教科担任制を併用して様々な教員が多面的にこどもの指導にあたるなどの指導体制 (例：特定教科における専科指導、学級担任間の授業交換、専科担当教員と学級担任とのTT)</li> </ul>	
○ 多様な異学年交流の設定	
異学年交流による、社会性（思いやりの心、コミュニケーション能力等）やリーダーシップの育成方法	
○ 特別支援教育の充実	
9年間を見通した、継続性のある適切な指導及び必要な支援や情報共有の手法	
○ 多忙化、多忙感への対応	
校務分掌の一本化や教材準備の効率化などの体制整備	

出典：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引(平成28年12月)」(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/ikkan/1357575.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm) を参考に作成

図46 小中一貫教育の推進に向けた検討事項の一例

(3) 取り組む際の配慮すべき事項

① 分散進学

先行自治体では、施設分離型での小中一貫した教育の実施にあたり、中学校とその中学校区域に存する小学校の通学区域を一致させたグループで構成して、小中学校はもとより、小学校同士も連携させて、小中一貫した教育施策を実施しています。

一方、本市では道路や河川等の地理的状況や地域社会が成り立ってきた歴史的背景等、それぞれの地域の実態を踏まえて通学区域を設定してきた関係上、複数の中学校へ進学することとなっている小学校があります。そのため、施設分離型の小中一貫教育の実施に当たっては、通学区域を変更して通学区域を一体化する、もしくは中学校区ではなく、地域というさらに広いエリアでグループを構成するといった対応が必要になります。また、義務教育学校として実施する場合は、通学区域の一体化が必要であることから、地域の実態に応じた対応を検討していきます。

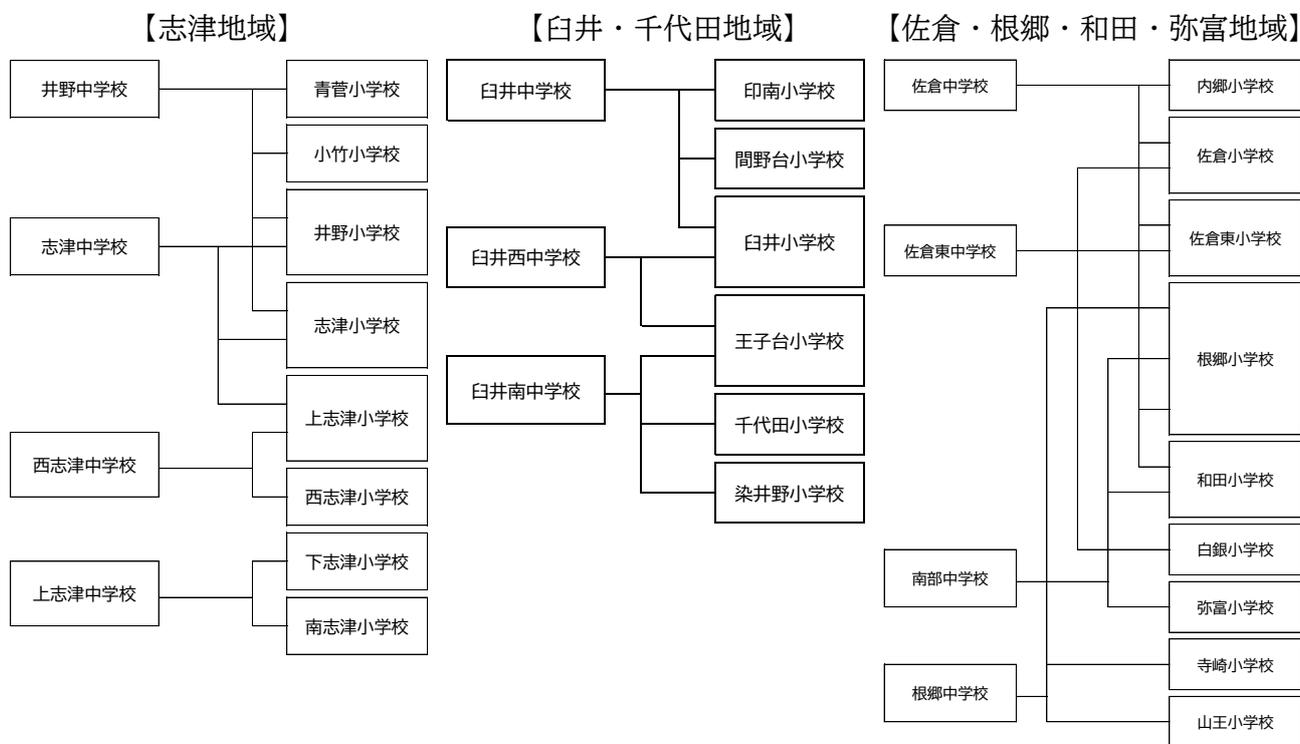


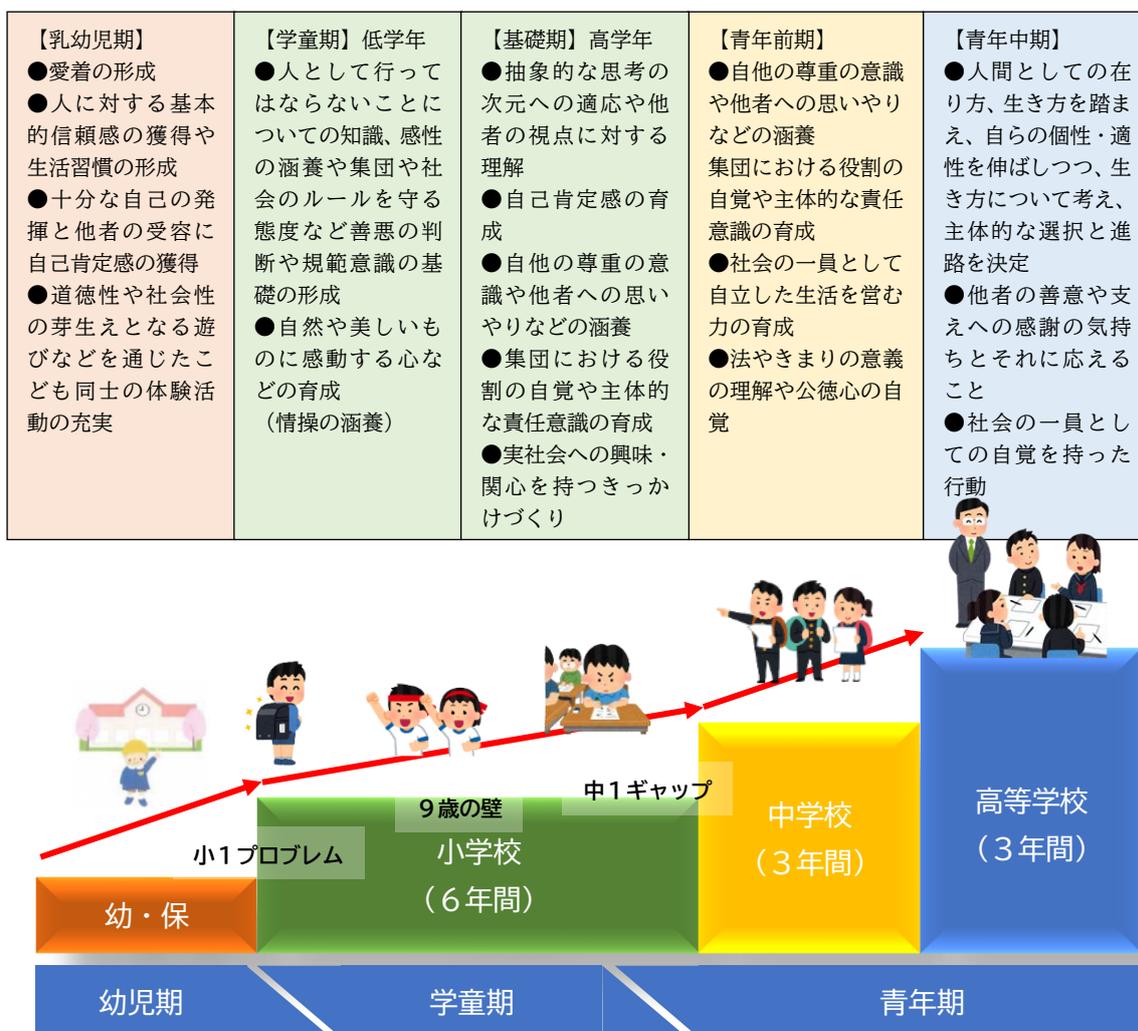
図 47 現状の小学校と中学校の通学区域

② 「幼保・小」、「中・高」とのつながりも意識した学校教育

こどもは校種を超えて学び続けているという当たり前に対応するためには、こどもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題を踏まえ、小中のみならず、義務教育開始前後の5歳児から高等学校等までを含めた学校段階間の連携・接続による学びの連続性の確保が重要です。

幼保・小の連携においては、佐倉市幼保小架け橋プログラム推進事業検討会を設置し、これまでの連携をより深め、協働することによって、こどもたちがそれまでの経験を活かし、小学校においても、自分らしく伸び伸びと学び、過ごすことができるようにするため、学びの連続性に配慮した教育環境を整え、充実することを目指して、引き続き検討していきます。

また、中高の連携においては、市内中学生の多くが高等学校へ進学している現状を踏まえ、義務教育との円滑な接続は重要な課題となっています。進路の多様化が進む現代においては、単に進学するだけでなく、各自の興味・関心や将来のキャリアに応じた学びの選択が求められています。さらに、社会の急速な変化に伴い、情報活用能力や探究的な学び、キャリア形成に向けた力など、より高度で柔軟な教育が必要です。中高連携は、こうした力を育むために、教育課程の接続や教員間の連携を通じて、一人一人の学びを途切れさせることなく支える仕組みであることから、効果的な連携について検討していく必要があります。



出典：「こどもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」（文部科学省）

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/053/gaiyou/attach/1286156.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/053/gaiyou/attach/1286156.htm)) を参考に作成

図 48 幼保小中高の連携に向けた視点

## 第6章 基本方針の推進に向けて

### 1. 基本方針の周知

今後、よりよい教育環境の確保と教育の質の向上を図り、本市が目指す学校教育のあり方である「ひと」と「知」と「社会」とつながる佐倉の学校教育」を実現していくためには、本市教育委員会だけでなく、児童生徒、保護者、教職員、地域住民、学校運営委員会委員など、多くの方々に本基本方針について把握し、理解していただく必要があります。

そのため、本基本方針については、下記の方法等により対象に応じた適時適切な周知に努めます。

- (1) 平易な表現を用いたこども版を作成し、児童生徒へ周知
- (2) 保護者向け連絡網サービスを活用し、保護者へ周知
- (3) 校務支援システムや校長会等の機会を活用し、教職員へ周知
- (4) 本市ホームページやこうほう等を活用し、地域住民等へ周知

### 2. 取組の推進

前章で掲げた5つの取組については、すでに各取組に関わる事務事業を所掌している教育委員会各課が、「取り組む際に配慮すべき事項」を踏まえつつ、今後も引き続き、中心になって取り組むこととします。なお、学校再編への取組については、その影響が教育委員会にとどまらないことから、市全体の公共施設の方向性を示す佐倉市公共施設等総合管理計画や佐倉市公共施設再配置方針と整合・連携し、庁内横断的な体制のもとで、慎重に優先度等の検討を進めていくこととします。

また、これらの取組については、教育ビジョン推進計画に位置付けられるものから随時取り込むことにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育委員会の事務執行にかかる点検・評価」の対象とし、取組の進捗を確認、評価することによって、実効性を担保します。

項目等		令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032
上位・国・市 関連計画等	次期学習指導要領 ※スケジュールはすべて想定	小学校 中学校	答申	周知 徹底	移行期間		全面実施	→
	教育振興基本計画(国)	第4期		第5期				
	第5次佐倉市総合計画	中期基本計画			後期基本計画			
	佐倉市教育大綱	現大綱			次期大綱			
	佐倉教育ビジョン	第3次				次期ビジョン検討		
	教育ビジョン推進計画	中期推進計画			後期推進計画			
(仮称)佐倉市におけるこれからの 学校のあり方に係る基本方針	全市的に周知、 意見交換		後期推進計画に位置付け、進捗管理					
学校再編への取組	※ 望ましい学校規模を下回っている学校を優先(令和8,9年度) 令和10年度以降は意見交換の内容等を踏まえて検討							
学校運営協議会と地域学校 協働活動の一体的推進	○ 地域学校協働活動の推進		→					
教職員の働き方改革の推進	○ 学校運営協議会の導入、運用		→					
多様な教育ニーズへの 支援体制の充実	○ 佐倉型カリキュラム・マネジメントの深化		→					
小中一貫教育の導入検討	○ 管理措置計画の策定、運用		→					
	○ 支援体制の充実		→					
	○ 佐倉市版小中一貫教育の 検討・検証・試行		→					

図 49 取組スケジュール

中長期的な視点で目指す学校教育のあり方の実現をしていくことを考えたときに、学校再編への取組は最も優先順位の高い取り組みとなります。学校再編により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図る環境を創出するとともに、多様な教職員集団や保護者、地域住民との連携・協働体制を整備することで、こどもたちの力を見だし、それを引き出して、より良い方向に導いていくことのできる、魅力ある教育環境が実現できると考えます。さらに、小中一貫教育を導入していくことで、これらの取組をより強く推し進めることができるものと期待されます。

学校再編には、多くの関係者との意見交換と合意形成が必要となり、一定の時間をかけて意見交換していく必要があることから、早期に着手していきます。

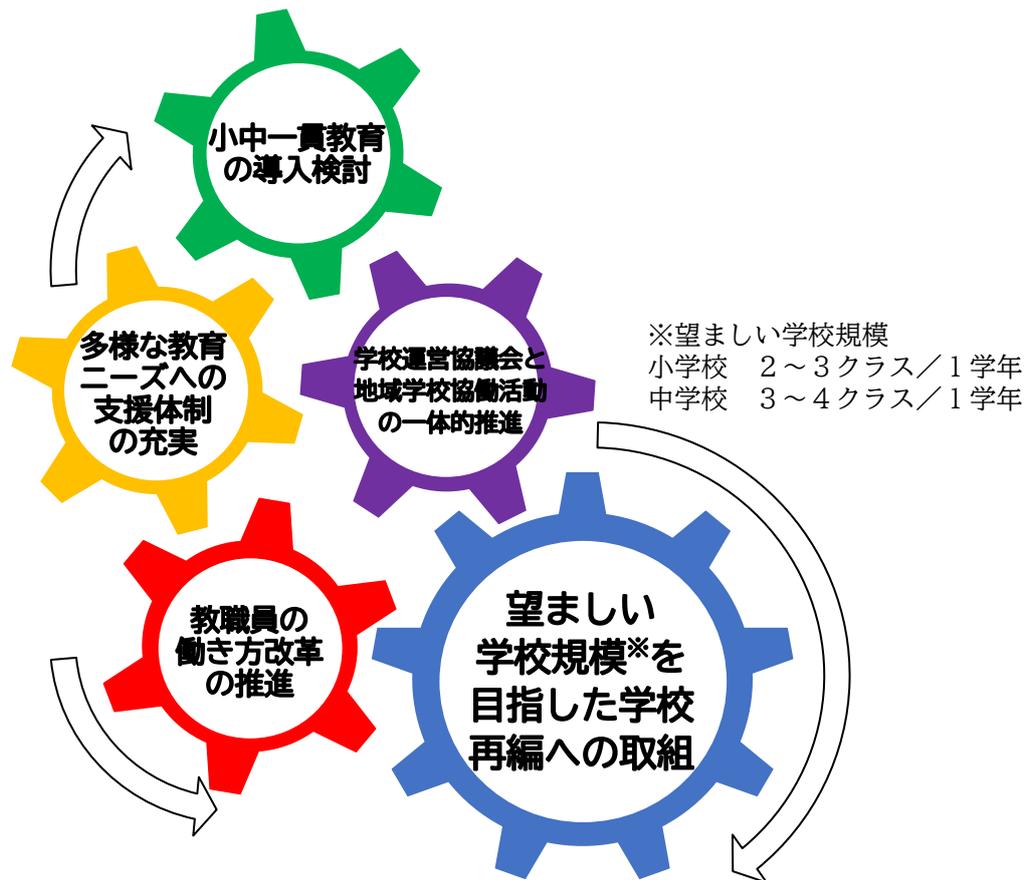


図 50 5つの取組の推進イメージ

### 3. おわりに

本基本方針は、懇話会において2024（令和6）年度から2か年にわたり、合計7回の会議を開催し、本市の学校教育の現状や児童生徒、保護者、教職員等から聴取したアンケート結果等をもとに、本市が目指すべきこれからの学校教育のあり方の設定やその実現に向けての課題の抽出、課題解決に向けた取組内容等について、幅広くご意見を頂戴し、策定しました。

本基本方針を推進し、未来を担うこどもたちの資質・能力を一層確実に育成するためには、本市教育委員会と学校現場の協力・連携のみならず、保護者をはじめ、市民の皆様の参画が不可欠です。より多くの市民の皆様に、本基本方針の実現にご理解ご協力をいただきたいと思っております。

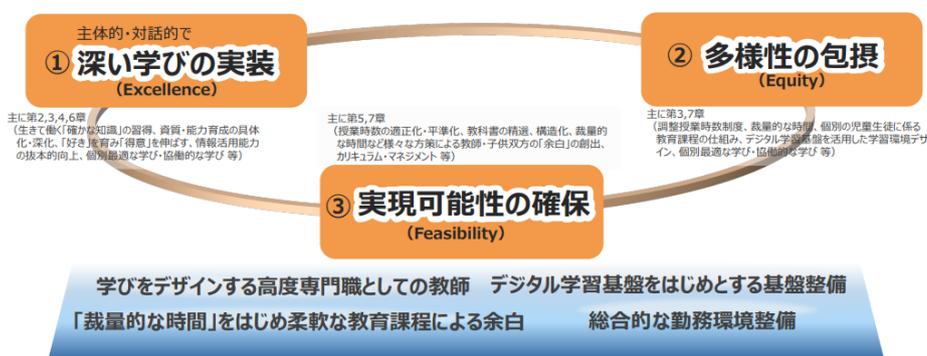
また、現在、文部科学省では次期学習指導要領の審議が続けられています。教育課程企画特別部会において、教育課程の枠組みに関する事項や教科横断的な事項を中心として審議が行われた中、次期学習指導要領に向けた今後の検討の基盤となる基本的な考え方として、「①改訂議論を貫く三つの方向性」(図 51)と「②自らの人生を舵取りする力と民主的な社会の創り手育成」(図 52)が示されています。

今後の更なる検討の深化や各 WG 等で検討が行われたのち、2026(令和8)年度中に次期学習指導要領の答申が出される予定となっています。本基本方針や教育ビジョンについても、答申内容に即して更新するとともに、今後の検討状況を注視する中で、次期学習指導要領の内容について、見直しをもって取り組むことができるよう努めてまいります。

**次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方**

補足イメージ1-①

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



**多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに**

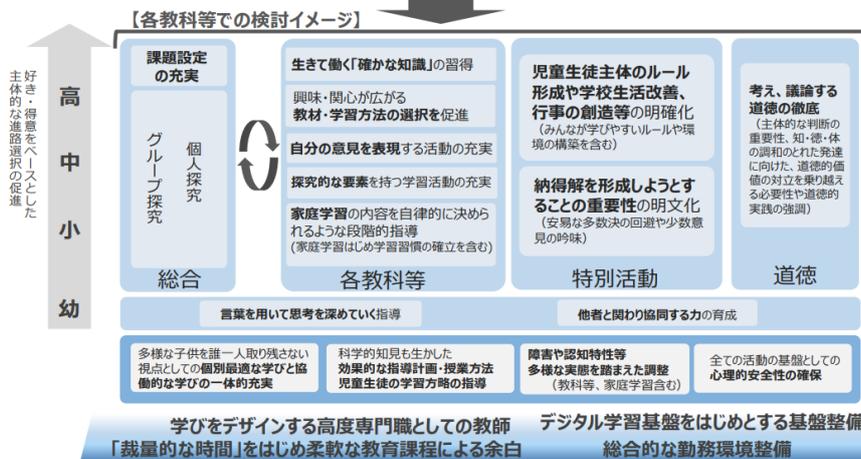
生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、  
**自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手** をみんなで育む

図 51 次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

**「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた 自らの人生を舵取りする力と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成 (今後の検討イメージ)**

補足イメージ1-②

**「好き」を育み、「得意」を伸ばす (興味・関心)** × **当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる**



※本イメージは、自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成という今後の検討の一部を資料化したものであり、学習指導要領の改訂に関わる全ての要素を網羅する性質のものではない。

図 52 自らの人生を舵取りする力と民主的な社会の創り手育成

図 51・図 52 出典：「中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程企画特別部会 第 13 回配布資料 資料 1」(文部科学省) ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryo/mext\\_00022.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryo/mext_00022.html))

## 用語解説

掲載ページ	語句	説明
1	第3次佐倉教育ビジョン	「わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとりづくり”」をテーマに掲げ、個々の才能を伸ばし、地域社会に貢献できる自立した人材を育成することを目指している。具体的には、主体的・対話的で深い学びを重視し、ICTを活用した教育の質向上や、地域活動の担い手の育成、歴史文化資産の保全活用など、様々な施策を通じて、質の高い教育を推進することとしている。
1	GIGA スクール構想	文部科学省が推進する、全国の小中学校の児童生徒1人1台の端末と高速大容量ネットワークを整備し、個別最適化された学びと協働的な学びを実現する教育改革のこと。
1	デジタルトランスフォーメーション (DX)	デジタル技術を活用して教育の在り方そのものを変革し、質の高い教育や効率的な学校運営を実現する取り組みのこと。
1	学習履歴 (スタディオグ)	個人が受けた教育や研修の記録をまとめたもので、自己分析やキャリア形成に役立つ重要な情報源。具体的には、学校での授業、資格取得、研修プログラムなどが含まれる。
1	ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。コンピューター、タブレット、スマートフォン、インターネットなどを使って、情報を集めたり、作ったり、伝えたり、共有したりするための技術のこと。
2	佐倉市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めている。この大綱は、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保し、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることを目的としている。
5	第4期教育振興基本計画	教育振興基本計画は、教育基本法 (平成18年法律第120号) に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。第4期教育振興基本計画は、2023 (令和5) 年6月16日に閣議決定され、2023 (令和5) 年度から2027 (令和9) 年度までの5年間にわたる教育政策の方向性を示している。
5	学習指導要領	文部科学省が定める全国共通の教育課程の基準。これにより、小学校、中学校、高等学校ごとにそれぞれの教科の目標や教育内容が定められている。学習指導要領では、すべての子どもが一定水準の学びを受けられるようにし、「生きる力」を育成することを目的としている。また、約10年ごとに改訂される。
6	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
7	中央教育審議会	文部科学省に置かれている審議会。文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興や生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項について調査審議し、また大臣に建議する。
7	主体的・対話的で深い学び	学習者が自ら課題を見つけ、他者と協力しながら思考を深める学びのこと。この学びは、学習者が基礎的な知識や技能を習得するだけでなく、実社会でそれを活用し、自ら課題を発見し解決する力を育むことを目的としている。

掲載ページ	語句	説明
7	個別最適な学び	生徒一人ひとりの特性や学習スタイルに応じて最適化された学びのこと。主に「指導の個別化」と「学習の個性化」の2つの要素から成り立っている。 「指導の個別化」とは、教師が生徒の学習進度や理解度に応じて、個別に適切な指導を行うことを指す。 「学習の個性化」とは、各学習者が自分の興味や関心に基づいて学習を進めることを指す。
7	協働的な学び	他者と協力しながら持続可能な社会の創造に向けて必要な資質や能力を育成する学びのこと。協働的な学びは、探究的な学習や体験活動を通じて、子供同士や地域の人々など多様な他者と協力し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重することを目指している。この学びは、社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成することを目的としている。
10	単学級	1つの学年を1つのクラス（学級）で編成する形式のこと。
10	複式学級	児童・生徒数が少ないなどの特別な事情がある場合に、2つ以上の異なる学年を1つの学級に編成したもの。
10	特認校制度	通常の通学区域に縛られず、特定の条件を満たすことで他の地域からも生徒を受け入れることができる。
10	教科担任制	教科ごとに専門の教師が担当し、複数のクラスに対して指導を行う教育制度。教科担任制は、中学校や高校で一般的に採用されている指導形態で、各教科に専門性の高い教師が授業を担当する。
10	臨時的任用教員	正規教員の妊娠出産休暇や育児休業の取得、病気休職等により欠員が生じた際に代替として任用される教員のこと。
10	教員不足	臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず欠員が生じる状態を指す。
10	免許外教科指導	特定の教科の教員が不足している場合に、他の教科を担当する教員がその教科の授業を担当することを許可する制度。この制度は、教育職員免許法に基づいており、教員の資質能力を制度的に担保するために導入された。
12	習熟度別指導	児童・生徒の学習効率を向上させるために、習熟度に応じてクラスを編成し、個別のニーズに合わせた指導を行う教育方法のこと。
12	専科指導	特定の教科に特化した指導を行う教育方法のこと。一人の教師が全教科を教える学級担任制に対し、専科指導では複数の教師がそれぞれの専門教科を担当する。
15	佐倉市学習状況調査	学習状況の現状と課題を明らかにし、指導内容や指導方法などの改善を図る資料とするために、毎年度実施している調査のこと。
15	全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために国が実施している調査のこと。
15	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

掲載ページ	語句	説明
15	佐倉型カリキュラム・マネジメント	教育活動の質を高め、子どもたちに必要な資質・能力を育むために、学校全体で教育活動の改善を進める「カリキュラム・マネジメント」。
15	加配教員	習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で措置される教員のこと。
15	少人数指導	学級を少人数のグループに分け、児童生徒一人ひとりの習熟度や特性に応じてきめ細かく指導することで学力向上や学習意欲向上を目指す授業形態・方法のこと。
15	ALT	Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手を指します。こどもたちへ実践的なコミュニケーション能力の育成や国際理解教育の推進を図るとともに、日本人教諭の指導力と語学力の向上を目指している。
15	TT（ティームティーチング）	一般的には、複数の教師がチームを組んで協力してこどもの指導にあたる指導方式。
21	通級指導教室	小中学校などの通常の学級に在籍する児童生徒が、一部の時間だけ特別な指導を受けるための教室のこと。
23	ルームさくら	佐倉市で開設されている不登校児童生徒のための通いの場。市教育委員会が運営し、何らかの理由で学校に行っていない小・中学生を対象に、社会的自立を目指すとともに、居場所の提供及び自主性・自発性の育成を支援する教室。
23	校内教育支援センター	不登校や集団生活に不適應傾向のある児童生徒を支援するための教室。学校内に設置され、児童生徒が落ち着いた環境で自分に合ったペースで学習や生活できるようにサポートしている。
23	スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者。不登校をはじめとする学校で起きる諸問題に心理的なアプローチで援助を行う。
23	スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者。児童生徒という個人だけでなく、児童生徒の置かれた環境に働き掛けるという特徴。
24	部活動の地域展開	学校中心の部活動を地域全体で支え、地域クラブや外部指導者と連携して生徒の活動機会を広げる取組。
24	スクールガードボランティア	佐倉市のスクールガードボランティアは、子どもたちの安全を確保するために、登下校時の見守り活動を行っている。この活動は「アイアイプロジェクト」として知られ、保護者や地域の人々の協力によって支えられている。
24	学校運営委員会	学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むことを目的として、佐倉市において設けられた組織のことで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にいう「学校運営協議会」とは異なるもの。
26	地域クラブ	地域住民が主体となって運営し、スポーツや文化活動を通じて地域社会の活性化を図るための組織。
28	佐倉市公共施設等総合管理計画	公共施設やインフラの老朽化対策を計画的に進めるための基本的な方針を示す計画。この計画は、少子高齢化や人口減少に伴う財政負担の軽減を図り、持続可能な公共施設の管理・活用を目指しています。2017（平成29）年策定、2025（令和7）年改訂。

掲載ページ	語句	説明
28	ZEB	「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、建築物で消費する年間の一次エネルギー消費量（冷暖房、換気、照明、給湯など）を、省エネによって大幅に削減し、再生可能エネルギーの導入により実質ゼロとすることを旨とした建築物のこと。
33	チーム学校	教員だけでなく、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門職が協力して子どもたちを支える新しい学校の形態。「チーム学校」は、文部科学省が提唱する教育現場の新しい組織形態であり、教員が抱える業務負担を軽減し、教育の質を向上させることを目的としている。
34	チーム担任制	複数の教員が協力して1つの学級や学年を担当し、児童生徒の指導や学級運営の負担を分散する教育体制。従来の「1学級1担任制」とは異なり、複数の教員がローテーションや分担で学級運営や授業、生活指導、保護者対応などを共同で行う仕組み。学級担任を固定せず、学年や学校全体で児童生徒を支えることで、教育の質向上と教員の働き方改革を両立させることを目的としている。
38	小規模特認校制度	特定の条件を満たす小規模の小中学校に転入学できる制度。佐倉市の小規模特認校制度は、少人数教育を提供し、地域住民との交流や体験活動を多く取り入れた教育活動を展開することを目的としている。
39	好学チャレンジ教室	基礎・基本の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの育成を図るため、夏季休業期間等を活用して開催される教室のこと。
39	学校運営協議会	学校と地域が協力して学校運営に関わるための法的な合議制機関。地域住民や保護者、学校関係者が一体となって学校運営に参画する仕組みで、地域とともに特色ある学校づくりを進めることを目的としている。
39	地域学校協働活動	地域住民や団体と学校が連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動。地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業など幅広い地域住民や団体の参画を得て、学校を核とした地域づくりを目指す活動です。
40	コミュニティスクール	コミュニティスクールは、学校と地域住民が協力して学校運営や子どもの学びを支える制度。学校運営協議会という組織を設置している学校を指す。
44	業務量管理・健康確保措置実施計画	教育職員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための措置を講じることを目的とした計画。この計画は、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立させ、より良い教育を提供することを目指している。
45	モジュール授業	従来の45分授業を短時間に分割し、児童・生徒が集中して学習できるように、授業を10～15分程度の短い単位（モジュール）に分けて行う学習方法。基礎知識や技能の定着を目的としている。
48	エデュオプちば	千葉県では、不登校の状態にあり、家庭で過ごすことの多い児童・生徒や、各種教育支援センターのほか、フリースクール等に通う児童・生徒など、自分の教室で授業を受けられない小学生（4年生から6年生）及び中学生を対象に、オンラインによる授業配信を行っている。「エデュオプ」とは「Educational Opportunities(教育機会)」の略称

掲載ページ	語句	説明
51	小中一貫教育	小学校6年間と中学校3年間の義務教育を一体として捉え、9年間を通じて系統的・連続的に教育を行う制度。従来の小学校と中学校を別々に運営する方式ではなく、教育課程や指導方法を連続的に整備することで、児童・生徒の学習や生活の段差（中1ギャップ）を解消することを目的としている。
51	小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引	文部科学省が作成した資料で、小中一貫教育の基本的な考え方や留意点をまとめたもの。義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の制度化に向けたガイドラインとして活用されている。2016（平成28）年策定。
55	学年段階の区切り	教育制度において学年をどのように区切るかを指す。わが国では、義務教育学校においては、前期6年と後期3年に区分され、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。学年の区切りは、地域の実情に応じて設置者が変更することも可能であり、例えば「4・3・2制」や「5・4制」などの柔軟な学年段階の区切りが設定されることがある。
55	乗り入れ指導	小学校と中学校の教員が協力して行う教育方法。例えば、小学校の教員が中学校の授業に参加したり、中学校の教員が小学校で授業を行ったりする。
57	学びの連続性	子ども一人ひとりの学習や経験が途切れず、発達段階に応じて次の学びにつながる状態を指す概念。幼児期から高等教育までの教育過程において、子どもがこれまでの経験や学習を次の段階に活かせるようにすることを意味する。
57	佐倉市幼保小架け橋プログラム推進事業検討会	子どもが幼児教育から小学校教育に円滑に接続できるようにするための取り組みを推進する会議。このプログラムは、子どもに関わる大人が連携し、教育の質を向上させることを目指している。具体的には、教育内容の統合や、教育環境の整備を通じて、全ての子どもに質の高い学びを提供することを目的としている。
57	情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のこと。
57	小1プロブレム	幼稚園や保育園から小学校にあがった際、子どもたちが小学校での授業や生活に馴染めず、問題行動を継続的に起こしてしまうこと。
57	9歳の壁	主に小学3～4年生頃（概ね9歳前後）において、学習内容の高度化や抽象化が進むことに加え、自己認識や対人関係の変化が生じることにより、学習理解の停滞や学習意欲の低下、学校生活への不適応等が現れやすくなる状況を指す。
57	中1ギャップ	小学校から中学校へ進学する際に、生活環境や人間関係、教員による指導体制等が大きく変化することにより、学習意欲の低下、不登校、問題行動等が生じやすくなる状況を指す。特に、中学校1年生において顕在化しやすいことから、このように呼ばれている。
58	佐倉市公共施設再配置方針	公共施設の老朽化対策と持続可能な管理・活用を目的としている。2017（平成29）年に策定された総合管理計画に基づき、2025（令和7）年度から2035（令和17）年度までの11年間にわたって、施設ごとの状態を可視化し、市民の意見を反映した中長期的な方向性（維持継続、建替え、複合化など）を示している。2025（令和7）年策定。
58	校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステムのこと。

佐倉市におけるこれからの学校の  
あり方に係る基本方針  
令和 8 年 3 月 策 定  
佐倉市教育委員会

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地  
TEL : 043-484-6183 (教育総務課)  
<http://www.city.sakura.lg.jp/>